

1 月企画運営委員会次第

日 時 平成 30 年 1 月 11 日(木)14:30～
場 所 県社会福祉会館 4 階 第 1 研修室

開 会

1 理事長挨拶

2 議事録署名人の選任について

3 議題

- (1) 子どもの未来応援団について
- (2) 役員選任手続きについて
- (3) 3 月定時総会及び 4 月定時総会の開催について
- (4) 新年懇親会の開催について
- (5) 処遇改善及び保育士の確保に関するアンケート調査について
- (6) その他

4 報告事項

- (1) 全保協情報 17-32～36
- (2) 部会からの報告
- (3) 地域からの報告
- (4) その他

閉 会

※2 月企画運営委員会(予定)

平成 30 年 2 月 8 日(木)14:30～ 県社会福祉会館1身体障害者集会室



子どもの貧困対策

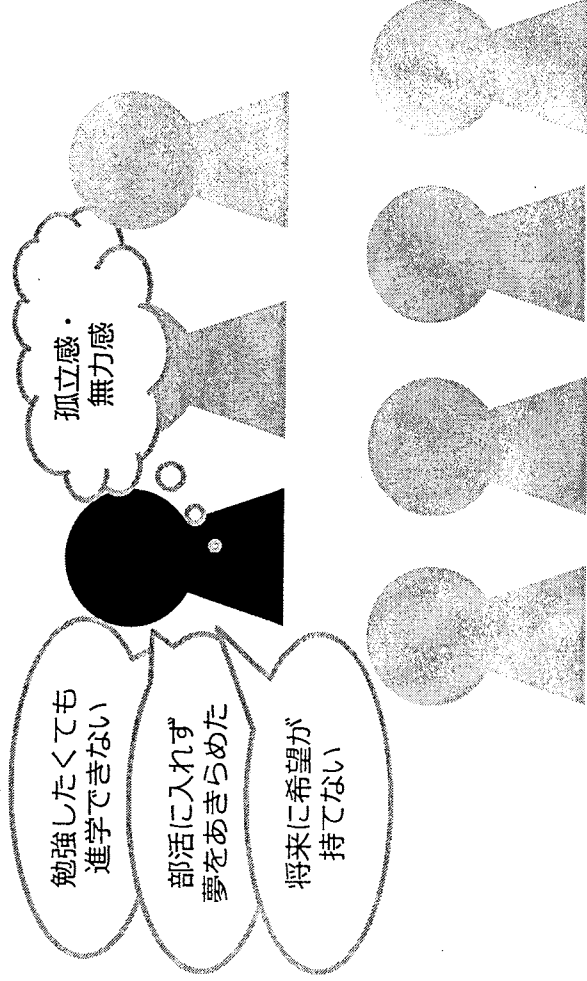
～貧困対策への理解促進と、社会全体による支援の広がりを推進～

子どもの貧困の現状 ①

- 全国子どもの貧困率 13.9% (H28国民生活基礎調査)

約7人に1人の子どもが

平均的な生活水準の半分以下で生活している



子どもの貧困問題を放置した場合

社会的損失は 4兆円

生涯所得の合計 2.9兆円増

政府財政 1.1兆円 改善

(民間レポート)

- 子どもがいる大人ひとり世帯の貧困率は50%を超えている

非正規雇用、年収200万未満、
預貯金ゼロ
(県ひとり親アンケート調査)

(H28国民生活基礎調査)

子どもの貧困の現状 2

子どもたちが将来への希望が持てない

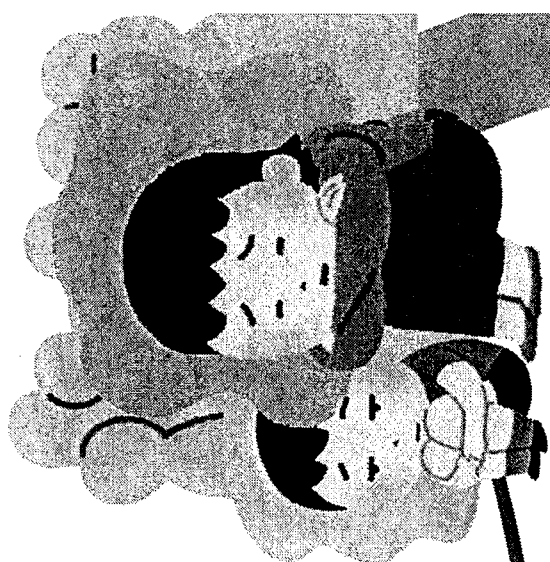
- 未来の生活より、今日の明日の生活のほうに不安
 - 誰にも相談できず、どんどん心も貧しくなっていく
- H25ハイスクール議会＜高校生の声＞

学習意欲低下、学力低下

不登校、退学

栄養不足、健康不良

将来へのあきらめ



周りの人には分からない

子どもの貧困は見えにくい

親も苦しさを言い出せない

ひとり親の声＜県アンケート調査＞

- 家賃の支払いが一番困難
- 正社員化の支援がほしい
- 困ったときの相談相手がいらない など

非正規労働

不安定な収入 低賃金

怪我・病気

解雇

養育費の未払い

生活費の不足

精神的不安定

社会から孤立

これまでの主な取り組みと課題

27年度

ひとり親
対策強化

ひとり親アンケート調査

ひとり親の声に応える
新たな取り組み

推進体制
づくり

庁内連携推進会議

市町村

県市町村連絡会議

28年度

ひとり親アンケート・ヒアリング調査

ポータルサイト開設

新たな夜間の居場所開設（モデル事業）

庁内
県子ども・青少年みらい本部
同 子どもの貧困対策推進部会

庁外

かながわ子どもの貧困対策会議
同 子ども部会

課題

H29年度の新たな取り組み

ひとり親の声

・ 夜間休日の相談窓口

1

夜間休日の電話相談
窓口開設

市町村の声

・ 民間との協働、
地域との連携

2

子どものみらい
応援団（仮称）発足

県民の声（子どもの提案）

・ 相対的貧困への
正しい理解

3

県民フォーラム
開催

4/6

神奈川県の子どもの貧困対策推進体制

子どもの貧困対策をより一層推進するため県の体制を強化しました！

区分	内容
子どもや支援者の視点を反映	<p>かながわ貧困対策会議の設置 (H28～)</p>
庁内推進体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 神奈川県子ども・青少年みらい本部の設置 (H28～) ・ <u>県民局子どもみらい担当局長の専任配置</u> <u>子どもみらい担当部長の兼任配置</u> (福祉、住宅、労働、教育) <p><u>子ども支援課の新設</u> (H29★)</p>
県市町村との連携体制	<p>子どもの貧困対策県市町村連絡会議の開催 (H27～)</p>

・ 県と市町村子どもの貧困担当部署との連携強化

子どもたちが、自分の将来に希望を持てる社会へ

平成27年3月、神奈川県子ども貧困対策推進計画策定

(根拠法：子どもの貧困対策の推進に関する法律〈平成26年1月施行〉)

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、
貧困が世代を超えて連鎖することのないよう

必要な環境整備＋教育の機会均等

福 祉

住 宅

就 労

教 育

4つの分野の政策のさらなる推進！ 6/6

すべての子どもたちが自分の将来に希望を持てる社会へ。「かながわ子どものみらい応援団」発足！

—2月7日の応援団発足記念イベントでは、アンバサダーの杉山愛さんと黒岩知事のスペシャル対談とマッチングフォーラムを行います—

困難な環境にある子どもたちをはじめとした、すべての子どもたちを社会全体で支援する機運を醸成することを目的として、県、市町村、経済団体、関係団体、大学等による「かながわ子どものみらい応援団」を本日立ち上げます。

応援団では、こども食堂や学習支援などの身近な地域活動と、その活動のサポートに関心のある人や団体とを結びつけるイベント(マッチングフォーラム)などを通じ、子どもたちの支援の輪を広げていきます。

1 応援団構成メンバー

団長	県知事 黒岩 祐治
スペシャルサポーター	県議会議長 佐藤 光
アンバサダー	スポーツコメンテーター・元プロテニスプレイヤー 杉山 愛
スペシャルアドバイザー	県立保健福祉大学准教授 吉田 穂波
団員	行政、経済団体、関係団体、大学 (別紙1)

2 応援団の取組み内容

今、地域では、こども食堂や学習支援など、子どもたちを応援するさまざまな活動が行われています。応援団は、ホームページやフォーラム開催などを通じ、県民一人ひとりが子どもたちの問題に関心を寄せ、新たな一歩を踏み出していただくきっかけをつくります。(普及啓発)

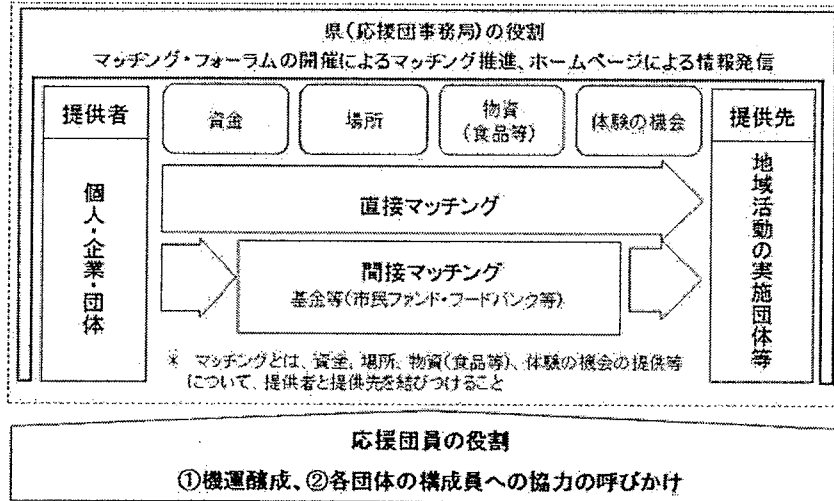
そして、身近な地域活動と、そのサポートに関心のある個人・企業・団体とを結びつけ、支援の輪を広げていきます。これらにより、あたたかく見守る人、困ったときに相談できる人が身近にいる地域づくりを進めます。(マッチングの推進)

(主な事業)

- マッチングフォーラムの開催
地域活動を行う団体等と、その活動のサポートに関心のある個人、企業、団体とを結びつけるマッチングフォーラムを開催します。
- ホームページによる情報発信
イベント等応援団の事業情報、地域活動に対するサポートに関心のある方に向けた基金

等の情報、各地域の活動や地域で活動を行う団体の情報等を提供します。
 応援団ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f536929>

<応援団によるマッチング推進のイメージ>



3 応援団発足記念イベント・マッチングフォーラムの開催

- (1) 日時 平成 30 年2月7日(水曜日)14:00～17:00
- (2) 場所 ラジアントホール(横浜市中区長者町 5-85 三共横浜ビル1F)
 横浜市営地下鉄 伊勢佐木長者町駅より徒歩1分
- (3) 主な内容
 - ア 応援団発足記念スペシャルプログラム アンバサダー杉山愛氏と黒岩知事のスペシャル対談
 - イ マッチングフォーラム
 - 基調講演「すべての子どもたちの未来を育むかながわへ」
 - 事例発表 企業や団体と連携した地域活動の支援事例紹介
 - 自由交流会 地域活動を実施する団体等とその活動のサポートに関心のある個人・企業・団体の自由交流会
- (4) 参加申込み方法等(事前申込制、定員 200 名)

1月 25 日(木曜日)17 時までに、電子申請またはファックスで県子ども支援課へ

URL <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f536929/p1191959.html>

FAX 045-210-8868

※詳細は、応援団発足記念イベントチラシ(別紙2)を御参照ください。
- (5) 取材について

取材を希望される場合は、2月6日(火曜日)17時までに、下記問合せ先へ御連絡ください。

問合せ先

神奈川県県民局次世代育成部子ども支援課
 課長 中原 電話 045-285-0727
 課長代理 吉田 電話 045-285-0728

かながわ子どものみらい応援団構成メンバー

構成	メンバー
団長	県知事 黒岩 祐治
スペシャルサポーター	県議会議長 佐藤 光
アンバサダー	スポーツコメンテーター・元プロテニスプレイヤー 杉山 愛
スペシャルアドバイザー	県立保健福祉大学准教授 吉田 穂波
団員	
行政	県内市町村 (横浜市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町、清川村)
	県教育委員会教育長
	神奈川県市町村教育長連合会
	神奈川県労働局
経済団体等	(一社) 神奈川県経営者協会
	(一社) 神奈川県経済同友会
	(一社) 神奈川県商工会議所連合会
	神奈川県商工会連合会
	(公社) 商連かながわ
	神奈川県中小企業家同友会
	神奈川県中小企業経営者協会
	神奈川県中小企業団体中央会
	日本労働組合総連合会・神奈川県連合会
神奈川県農業協同組合中央会	
関係団体等	(福) 神奈川県社会福祉協議会
	(福) 神奈川県共同募金会
	神奈川県民生委員児童委員協議会
	(一財) 神奈川県母子寡婦福祉連絡協議会
	(公社) ガールスカウト神奈川県連盟
	日本ボーイスカウト神奈川県連盟
	(公社) 日本青年会議所関東地区神奈川県ブロック協議会
	(一社) 神奈川県歯科医師会
	(一社) 神奈川県保育会
	(公社) 神奈川県私立幼稚園連合会
(認定特非) 神奈川県子ども未来ファン	
大学	県立保健福祉大学

すべての子どもたちが 自分の将来に希望を持てる 社会を目指して

参加
無料

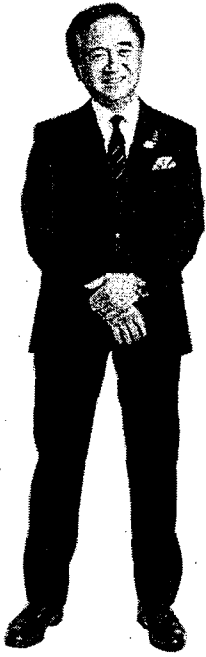
平成30年 **2月7日** (水)
14:00~17:00 13:30 開場

ラジアントホール (横浜市中区)

スペシャルプログラム
杉山愛氏と黒岩知事の
スペシャル対談



司会
かながわ子どものみらい応援団
スペシャルアドバイザー
吉田 穂波
神奈川県立
保健福祉大学准教授



かながわ子どものみらい応援団 団長
黒岩 祐治 神奈川県知事

オープニングイベント
アコースティック・ライブ
N.U.
横浜を代表する
アコースティック
デュオ



かながわ子どものみらい応援団 アンバサダー

杉山 愛氏 スポーツコメンテーター・元プロテニスプレイヤー

対象 子ども・青少年の支援者、NPO・企業、自治体関係者、関心のある県民の方など

定員 200名 (事前申込み制) **申込み締切り** 1月25日 (木)

※詳細は裏面をご覧ください→

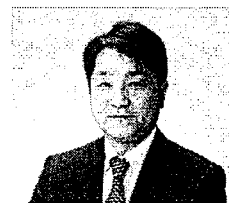
マッチングフォーラム同時開催

子どもたちのために。企業、団体、私たちが出来ることは

■基調講演 「すべての子どもたちの未来を育むかながわへ」
新保 幸男 (神奈川県立保健福祉大学教授)

■事例発表 企業や団体と連携した地域活動の支援事例紹介

■地域活動を実施する団体等とその活動のサポートに関心のある個人・企業・団体の自由交流会



かながわ子どものみらい応援団発足記念イベント・マッチングフォーラム

県では、すべての子どもたちが自分の将来に希望を持てる社会を目指し、県、市町村、経済団体、関係団体、大学等による「かながわ子どものみらい応援団」を創設し、子どもの貧困など、困難な環境にある子どもたちをはじめとした、すべての子どもたちを社会全体で支援する機運を醸成します。

このイベントは、企業や団体、県民一人ひとりが、子どもたちのために、今、何ができるのか、考え、一歩踏み出していただくきっかけとなることを目指して開催します。

プログラム

14:00 開会

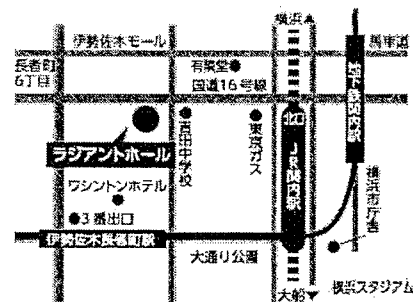
- オープニング アコースティック・ライブ N.U.
- スペシャルプログラム 杉山愛氏 × 黒岩知事によるスペシャル対談 司会 吉田穂波
- 基調講演 「すべての子どもたちの未来を育むかながわへ」
神奈川県立保健福祉大学 新保幸男教授
- 事例発表 企業や団体と連携した地域活動の支援事例の紹介
アズビル(株)、学生団体 My Own Place、(認定特非)神奈川子ども未来ファンド、(株)川口、(特非)アンガージュマン・よこすか
- 自由交流会 地域活動を実施する団体等とその活動のサポートに関心のある個人・企業・団体の自由交流会

会場

ラジアントホール

横浜市中区長者町5-85 三共横浜ビル1F

- JR / 関内駅北口 徒歩約5分
- 横浜市営地下鉄 / 伊勢佐木長者町駅3番出口 徒歩約1分
- 京浜急行 / 日ノ出町駅 徒歩約6分



申し込み方法

- 県ホームページ

神奈川 子ども支援課 [検索](#)



- FAX 045-210-8868

※定員を超えた場合は抽選となります。

参加可能な場合は特に連絡をいたしませんので、直接会場へお越しください。

また、定員に満たない場合は締切り後も申込み可能ですのでお問合せください。

参加申込書 ※FAXで送信される場合、ご記入の上このまま送信してください。

お名前	フリガナ		
団体・法人名 / 部署・役職	※自由交流会の活性化のため、組織名のみ当日の参加者に共有させていただきます。		
電話	メールアドレス	@	
お住まいの市町村	市町村		区
子どもたちの支援に関する取組について、該当するものに○をつけてください。 ①実施中 ②検討中 ③その他・わからない 具体的に ()			

子ども食堂や学習支援などの地域活動に取組んでいる団体などの皆様(検討中も含む)は、下記にご記入ください。

※自由交流会の活性化のため、組織名とともに参加者に共有させていただきます。

問1	活動を続ける(これから始める)ために、企業や地域の皆様に協力してほしいことがあればお書きください。 (ボランティアで手伝ってくれる人、物品や活動費の寄付、活動のノウハウ、遊休施設やスペースの提供など)
問2	子どもの貧困に関する地域の現状や課題などお気づきの点をお書きください。

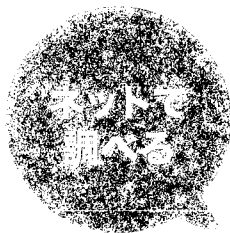
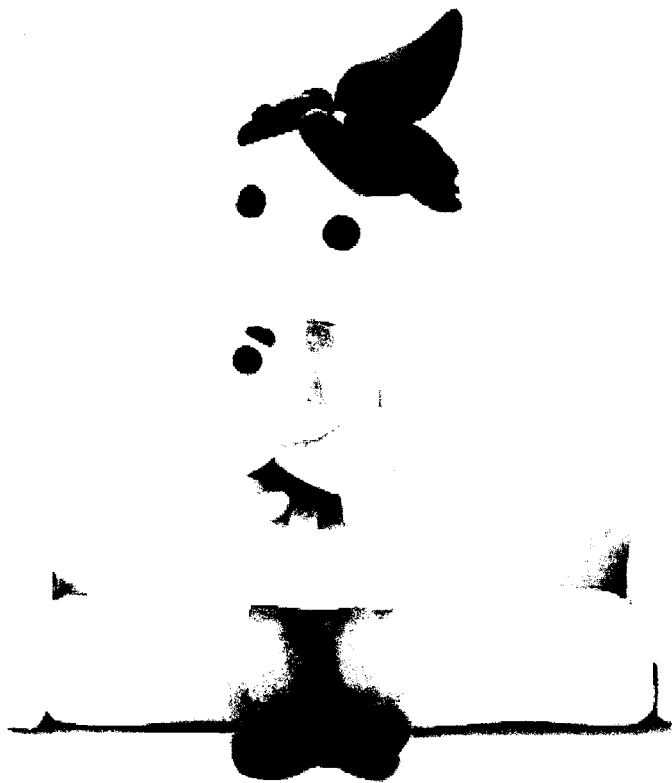
※お送りいただいた個人情報は、本イベントに関する運営の他、子どもの支援に係る各種事業のご案内等に利用させていただく場合があります。

申込み・問合せ先 神奈川県県民局次世代育成部子ども支援課 TEL 045-285-0728 (直通) FAX 045-210-8868

「ひとり親家庭」 サポート

ひとり親が利用できる制度って、あるの？

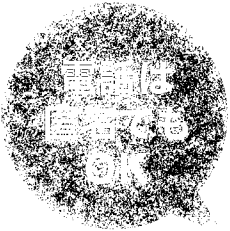
ネットやお電話で、
平日の夜や土日・祝日でも、お気軽にどうぞ。
ネットで各種手当や、教育費のこと、
就業支援などの情報を調べたり、
さまざまな悩みを電話でご相談できます。
お電話でお名前を名乗りたくない場合は、
匿名でも構いません。



ひとり親家庭・総合支援情報サイト



カナ・カモメール



夜間休日電話相談

神奈川県社会福祉協議会
ひとり親家庭支援センター

TEL.045-211-5213



「カナ・カモミール」は…

ポータルサイト「カナ・カモミール」は、ひとり親家庭を支える総合支援情報サイトです。ひとり親家庭の保護者やお子さんが行政機関に足を運ばなくても、スマートフォンやパソコンを通じて、手軽に支援情報などを得ることができます。

カナ・カモミール



各種手当、助成金、お子さんの教育費、就業支援制度など、行政のさまざまな支援情報が掲載されています。

子どものための子どもを応援する情報を掲載しています。無料、または低額の学習塾や子ども食堂のような子どもの居場所などを紹介しています。

ひとり親家庭のみなさんが投稿で情報共有したり、お役立ち情報などを自由に書き込める掲示板です。また、投稿によるご質問にも、Q&Aでお答えします。

「かながわひとり親家庭相談ダイヤル」は…

県内にお住まいの、ひとり親の方を対象に、県が開設した電話相談窓口です。仕事、子育て、教育費などの不安や離婚に伴う悩みなど、さまざまな相談をお受けします。ご相談は匿名でも可能です。**相談は無料**です。

045-211-5213 (通話料はご負担ください)

平日 午後5時～午後10時 土日・祝日 午後2時～午後7時

※年末年始(12月29日～1月3日まで)は除きます。

※相談で取得した情報は相談対応の向上のため、統計的に処理し、個人を特定できないよう加工して利用させていただくことがあります。

一般社団法人神奈川県保育会役員の選任手続きについて

- 現役員の任期は、4月の定時総会までとなっている。
- 今後の選任手続きは、「役員選任規程」に基づき次のとおり。

<理事・理事長の選任>

- ① 理事会で、新任の企画運営委員、正会員の中から、理事候補者の選考を行い、理事会推薦による「理事候補者名簿」を作成し、3月の企画運営委員会に提案して同意を得る。
- ② 3月の企画運営委員会で、自薦又は他薦による理事候補者を募集し、希望者が出た場合は、その場で諮り、同意が得られたら、「理事候補者名簿」に加える。
- ③ 4月定時総会で、役員改選議案を審議。承認後、新理事会を組織し、理事の中から理事長を選任し、総会の承認を受ける。
- ④ 承認を受けた理事長は、理事の中から、副理事長、事業別担当理事、理事長職務代理者を指名し、総会に報告する。

<監事の選任>

- ① 理事会で、正会員の中から、監事候補者の選考を行い、理事会推薦による「監事候補者名簿」を作成し、総会の承認を受ける。

ブロック別会員数

県東ブロック

地区名	会員数			規程企 画委員 数	現員	理事会推薦者	現理事名
	公立	民間	計				
横須賀市	10	21	31	3	3	渡部	宮田、渡部
鎌倉市	6	15	21	2	4	富田、飯野	富田
逗子市	2	4	6	1	1		
三浦市	0	4	4	1	1		
三浦郡	1	0	1	1	0		
計	19	44	63	8	9		3

県央ブロック

地区名	会員数			規程企 画委員	現員	理事会推薦者	現理事名
	公立	民間	計				
厚木市	5	18	23	2	2		藤田
座間市	9	8	17	2	※3	磯野	
海老名市	6	8	14	1	1		
伊勢原市	3	9	12	1	2	高橋	萩原
大和市	4	4	8	1	1		
綾瀬市	2	6	8	1	2	三崎	三崎
愛甲郡	6	0	6	1	1		
高座郡	0	3	3	1	1		
計	35	56	91	10	13		3

県南ブロック

地区名	会員数			規程企 画委員	現員	理事会推薦者	現理事名
	公立	民間	計				
平塚市	9	22	31	3	3		
藤沢市	15	19	34	3	3		伊澤
茅ヶ崎市	6	21	27	2	2		岩澤
計	30	62	92	8	8		2

県西ブロック

地区名	会員数			規程企 画委員	現員	理事会推薦者	現理事名
	公立	民間	計				
小田原市	5	21	26	2	2		都築
秦野市	5	15	20	2	3	山本	山本
南足柄市	1	4	5	1	1		
足柄下郡	0	2	2	1	1		
足柄上郡	0	6	6	1	1		
中郡	2	3	5	1	1		
計	13	51	64	8	9		2

合計	97	213	310	34	39		10
保育士会					3		
総計					42		

参考

中郡			
大磯	1	0	1
二宮	1	3	4

15まで1
30まで2
31以上3

地区代表委員の選任について

- 神奈川県保育会会則で、役員（委員・監事）の任期は2年と定めています。（再任可）
- 今年度末で、2年の任期期限が到来します。

○一般社団法人神奈川県保育会の企画運営委員会を構成する新たな地区代表委員を選任する必要があります。

○各地区の割当人数に基づき、2月中に別紙連絡票に必要事項を記載の上、保育会事務局あてにFaxしてください。

（その時点で分かる範囲の記載で結構です。）

※保育会会則第7条(委員)

- ①委員は市郡毎に15保育所までを1名、30保育所までを2名、31保育所以上を3名の割で互選された者、委員会で推薦された者若干名及び県保育士会の正副会長3名とする。
- ②委員は互選により1名を会長、若干名を副会長とする。
- ③監事は委員会において会員の中から選任する。

一般社団法人 **神奈川県保育会地区代表委員の連絡票**

(就任期間：平成30～31年度) 2018.4.1～2020.3.31

選出地区名	市・郡・保育士会
-------	----------

月 日 報告者名 _____

委員氏名		保育園名		公立・私立
所在地	(〒 -)			
電話番号			FAX	

委員氏名		保育園名		公立・私立
所在地	(〒 -)			
電話番号			FAX	

委員氏名		保育園名		公立・私立
所在地	(〒 -)			
電話番号			FAX	

※ 再任の方は、氏名欄のみご記入下さい

※ 未定の地区は、いつ頃決定するのかをお知らせ願います

一般社団法人神奈川県保育会定時総会の開催日程案について

1 3月定期総会(事業計画・予算案総会)

- ① 日 時 平成 30 年3月 8 日(木)16時～
- ② 場 所 神奈川県社会福祉会館会議室
- ③ 議 題
 - 議 案
 - ・ 平成 30 年度社団法人神奈川県保育会事業計画及び
予算案について
 - 報告事項
- ④ 当日のスケジュール
 - ・13:00～ 理事会
 - ・14:00～ 企画運営委員会
 - ・16:00～ 総会

2 4月定期総会(役員改選・事業報告・決算総会)

- ① 日 時 平成 30 年4月 21 日(土)11時10分～
- ② 場 所 神奈川県社会福祉会館会議室
- ③ 議 題
 - 議 案
 - ・ 一般社団法人神奈川県保育会役員の改選について
 - 報告事項
 - ・ 平成29年度一般社団法人神奈川県保育会事業報告及び決算につ
いて
 - ・ その他
- ④ 当日のスケジュール
 - ・10:00～ 保育事業大会式典
 - ・11:10～ 総会
 - ・14:00～ 研究発表会

※4月企画運営委員会 4月12日(木)

新年懇親会次第

日時 平成30年1月11日(木)17:30～
会場 ホテルプラム
3階「ジョルジュサンク WEST」

- | | |
|-----------------|----------|
| 開 会 | 渡部総務委員長 |
| 1 開会のことば | 荻原保育士会会長 |
| 2 理事長あいさつ | 萩原理事長 |
| 3 来賓あいさつ | 首藤副知事 |
| ・神奈川県 | 松田委員長 |
| ・神奈川県児童福祉審議会 | 篠原県社協会長 |
| ・神奈川県社会福祉協議会 | 渡部総務委員長 |
| 4 来賓紹介 | |
| 5 乾 杯 | 富田相談役 |
| — 懇 談 ・ 会 食 — | |
| 6 保育士会による楽しいゲーム | |
| 7 中締め | 宮田副理事長 |
| 閉 会 | 渡部総務委員長 |

平成29年12月18日

一般社団法人神奈川県保育会
会員園（民間）園（所）長 各位

一般社団法人 神奈川県保育会
理事長 萩原 敬三
（公印省略）

処遇改善及び保育士の確保に関するアンケート調査について

日頃より、本会に対しまして一方ならぬご厚情賜り誠に有り難うございます。

早速ですが、平成29年度より「技能・経験に応じた保育士等の処遇改善の仕組み」が導入され、処遇改善等加算Ⅱが新たに創設されました。内容等は、既にご承知のことと思いますが、この制度を県内でより活用出来る路を探るために、また、喫緊の課題である保育士の確保についても、今般、標記のとおりアンケート調査を行います。

師走のお忙しい中、大変恐縮ですが、下記の要領で行いますので別紙アンケートにご協力下さいますようお願い申し上げます。

記

目 的 処遇改善Ⅱへの取組の可否や県内民間保育園等が取扱で困っていること、保育士の確保の課題などを調査し、活用しやすい制度になるよう県行政に提言を行う。

内 容 別紙

期 間 平成30年1月19日（金）まで

提出場所 一般社団法人神奈川県保育会事務局

〒221-0844
神奈川県横浜市神奈川区沢渡4の2
神奈川県社会福祉会館内

電 話 045-311-8754

FAX 045-311-1837

メール kenho@hoiku-kanagawa.jp

提出方法 別紙を郵送、FAX、メールにて提出して下さい。なお、別紙の項目に合わせて頂ければ任意用紙での提出も可能です。

1 処遇改善Ⅱについて

(1) 市町村名をご記入下さい。

市町村名： _____

(2) 処遇改善Ⅱを取り組みますか。辞退されますか。

(該当する方にチェックしてください。)

- 取り組む (既に取り組んでいる)
 辞退する

(3) 2で取り組むとご回答頂いた場合、取り組むことで期待される効果と困っていることなどをそれぞれ3つ以内でご記入下さい。

(期待される効果) 【例】 職員の離職が減る など

(I) _____
(II) _____
(III) _____

(困っていること) 【例】 職員間の雰囲気が悪くなる など

(I) _____
(II) _____
(III) _____

(4) 2で辞退するとご回答頂いた場合、その理由をご記入下さい。

--

(5) 処遇改善Ⅱに取り組むにあたり、研修の受講が必須ですが、どの様な形での開催が望ましいと思いますか。それぞれご記入下さい。(年限=猶予期間は何年必要か?)

(I) 日時： _____
(II) 場所： _____
(III) 回数： _____
(IV) 年限： _____
(V) その他： _____

(6) その他、処遇改善Ⅱについてのご意見や先駆的事例等があれば、お知らせ下さい。

A large, empty rectangular box with a thin black border, intended for providing comments or examples related to the preceding text. The box is oriented vertically and occupies most of the page's width and height.

2 保育士の確保について

(1) 保育士が長く働き続けられるために、行政に支援してほしいことは何ですか。

(有効だと思うものを3つまでチェックしてください。)

- 処遇改善への支援（処遇改善Ⅱの対象外の中堅保育士にも4万円の改善等）
- 研修受講体制の支援（受講代替のための加配保育士の人件費の助成等）
- 特別な対応が必要な子ども（虐待・アレルギー・障害・医療的ケア児など）対応への支援（人件費助成の拡充等）
- 事務作業軽減のための支援（ICT環境の整備への助成等）
- 新人保育士の受け入れ体制への支援（指導担当保育士の人件費の助成等）
- 職場の環境改善への支援（離職防止につながる雇用管理のための助言指導等）
- 保育士の育児休業からの復業支援（子どもの保育所への優先入所の制度化等）
- その他 *具体的に記入してください。

(2) 保育士のイメージアップのために実施するとよいと思うことは何ですか。(有効だ

と思うものすべてにチェックしてください。)

- 広報誌等を活用して保育士という仕事の魅力を広く発信する
- 中学生・高校生の保育所体験実習の充実
- その他 *具体的に記入してください。

(3) 保育士に対するネガティブなイメージが広まっています。(忙しい、給料が安いなど) 保育士のイメージアップのために、「保育士をやっていてよかった」「保育という仕事の魅力」といったエピソードがあれば記入して下さい。

【例】 ・字を覚えるのが嫌いな子に、「好きな昆虫の図鑑を作ってみたら？」と働きかけたら、積極的に取組み、ひらがなが書けるようになった

- ・「大きくなったら先生と結婚する！」と言われた
- ・昔の教え子が「先生みたいになりたくて」と言って保育士として就職してきた
- ・発表会で披露する〇〇先生のクモ役は、動きがリアルすぎて、子供たちが怯える。
- ・卒園式で進行役の自分が一番泣きじゃくり、子ども達に心配された
- ・「先生はこの子の第2の母、私にとっても先生だ」と保護者に言われた 等

「保育士をやっていてよかった」「保育という仕事の魅力」といったエピソード

A large, empty rectangular box with a thin black border, intended for the user to write their response to the prompt above.

御協力ありがとうございました。

(別紙)

ヘルスケア・ニューフロンティア戦略（仮称）素案に関するご意見を募集しています

神奈川県の実施計画に対し、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

2017年10月の「ME－BYOサミット神奈川2017 in 箱根」で採択された「ME－BYO 未来 戦略ビジョン」を受けて、県では、今後、県民の健康寿命を延伸するために、具体的にどのような実施計画を行い、県民の皆さんとどのように手を携えて進めていくのかなどを、わかりやすく伝えるため、このたび「ヘルスケア・ニューフロンティア戦略（仮称）」を策定することとしました。

この戦略の策定にあたり、平成30年1月26日（金）までの期間、皆様からのご意見を募集しております。

つきましては、ご多忙のところ恐縮ですが、ご覧いただき、ご意見をよせてくださるようご協力お願いいたします。

参考に、この戦略（素案）の概要を添付させていただきます。

（掲載場所及び意見の提出先について）

神奈川県のホームページに素案及びその内容、ご意見の提出方法等を掲載しています。URL：<http://www.pref.kanagawa.jp/pub/list-2.html>

なお、下記の問い合わせ先に郵送いただくことも可能です。

（問い合わせ先）

神奈川県ヘルスケア・ニューフロンティア推進本部室

〒231-8588 （住所の記載は省略できます）

電話 （045）210-3265

1 戦略策定のねらい

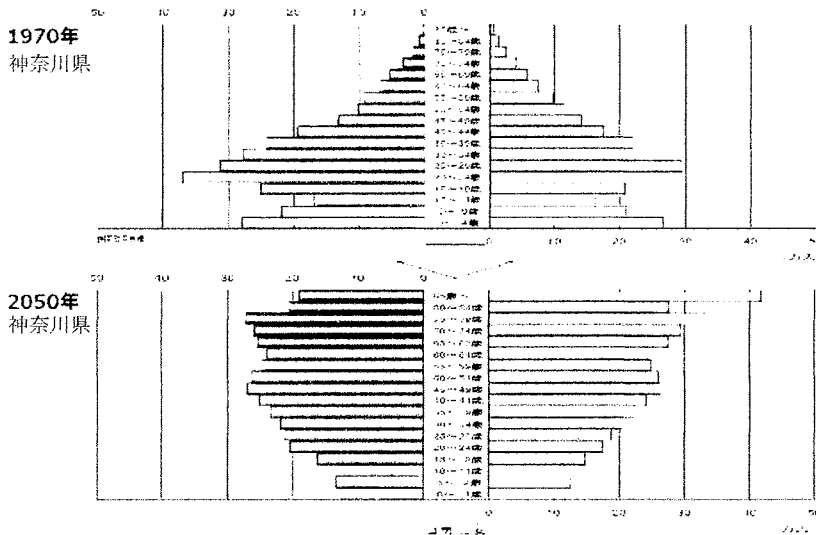
私たちは、人類がかつて経験したことのない超高齢社会を迎えようとしています。

急激な高齢化は、社会システムに大きな影響を及ぼし、社会保障制度など現行の社会システムを継続させることが困難になりつつあります。

そこで、県では、ヘルスケアの分野で「最先端医療・最新技術の追求」と「未病の改善」という2つのアプローチを融合させ、持続可能な新しい社会システムを創造していく「ヘルスケア・ニューフロンティア」政策を進めることにしました。

2017年10月の「ME-BYOサミット神奈川2017 in 箱根」では、「ME-BYO 未来 戦略ビジョン」を採択しました。これを受けて、今後、県民の健康寿命を延伸するために、県が具体的にどのような取り組みを行い、県民の皆さんとどのように手を携えて進めていくのかなどを、わかりやすく伝えるため、本戦略を策定するものです。

超高齢社会の到来



ヘルスケア・ニューフロンティア政策

2つのアプローチを融合

健康な日本 新たな市場・産業の創出

【参考】

「未病」とは

未病とは、健康と病気を「二分論」の概念で捉えるのではなく、心身の状態は健康と病気の間を連続的に変化するものとして捉え、このすべての変化の過程を表す概念です。

この定義は、2017年2月に閣議決定された国の「健康・医療戦略」に盛り込まれました。

健康
Healthy



2 基本的な考え方

本戦略では、2025年の「目指すべき未来社会（スマイル100歳社会）」の実現に向けて、「県民のメリット」や「4つの重点領域（生活習慣病、生活機能、認知症、メンタルヘルス・ストレス）」、「主要目標（2025年）」等を明示するとともに、2020年を中間目標に据えて、その間の具体的な取組内容を整理しました。

神奈川の強みを生かし、イノベーションの力で超高齢社会を乗り越えていくために、ヘルスケアの分野で先進的な取組を進めることで、超高齢社会の課題を解決するとともに、新たな市場・産業の創出を図っていきます。

スマイル100歳社会

すべての世代が元気で自立したライフスタイルを実践し、
100歳になっても健康で生きがいと笑顔あふれる健康長寿社会

3 県民のメリット

県民が次のような暮らしを送り、メリットを感じることができるよう、政策の推進を図っていきます。

ライフステージの転換

高齢者という概念（年齢による区分）が変わり、生涯にわたる学びと社会参加を通じてアクティブな人生を送ることができます。

個人・生活の場が主役に

未病の状態や将来の疾病リスクなどが見える化でき、専門家や行政のサポートのもとで、個人が未病改善に向けたサービス等を主体的に選択しています。

切れ目ないサービスの提供

健康・医療情報等の活用により、生涯を通じて切れ目のない医療・介護・健康づくりサービス等を受けられます。

最先端の医療や技術が身近に

最先端の高度な医療や技術が身近になり、気軽に活用でき、自立した生活機能の確保に役立つことで、健康生活の質の向上につながっています。

生活の利便性の向上

I o T、A I、ロボットなどの技術革新により、人口減少の中で不足する労働力が補われることで、支える世代の負担も軽減され、生活全体の利便性も高まっています。

＜スマイル 100 歳社会における県民生活のイメージ＞

- **小学生の太郎君**は、乳幼児の頃からの健康データが、電子母子手帳を通じて「マイ ME-BYO カルテ」に保管されています。就学してからの健診情報も記録されていて、風邪で小児科に行った時も、アレルギーで耳鼻咽喉科に行った時も、お医者さんがこれまでの健康情報をもとに、丁寧なアドバイスをしてくれました。きちんと健康管理をしていると、学資保険の満期に追加の給付金が受けられる仕組みもできました。
- **45 歳で働き盛りの佐藤さん**は、朝食後に洗面所の鏡に表示されるデータを確認するのが日課です。未病指標を活用した様々なセンサーから分析された結果が鏡に表示されます。最近、お酒を飲む機会が増え、メタボや糖尿病になるリスクが高いとの判定が表示されました。以前なら健康診断の結果を放置していましたが、リアルなデータをもとに専門家からアドバイスを受けられ、最適な未病改善サービスを紹介してもらえます。勤務先も健康経営に取り組んでいて、頑張る人ほど応援してくれます。きちんと健康管理していると、将来の生活設計のための経済的な優遇措置も整備されています。
- **75 歳の鈴木さん**は、まだまだ現役で働いています。勤めている会社が健康経営を進めていて、早くから未病改善に取り組んだことで、今でも自分の好きな仕事を続けられています。加齢による体力の衰えなどは、AI・ロボットなどのテクノロジーがフォローしてくれます。新しい技術が導入され、一人あたりの生産性も高いため、余暇の活動も充実しています。生涯学習や地域貢献活動にも積極的に取り組んでいます。

4 重点領域

健康寿命の延伸に向けて重要であり、また、県民にとって身近な課題である生活習慣病、生活機能、認知症、メンタルヘルス・ストレスを重点領域に位置づけ、イノベーションの創出や産業化の側面からのアプローチを中心に取組みを進めます。

生活習慣病

- ・ メタボリスク指標の活用に基づく介入プログラムの開発により、生活習慣の改善を図ります。
- ・ マイME-BYOカルテのデータを活用し、医療機関と連携して重症化を予防します。

生活機能

- ・ ロコモ・フレイル対策サービスの利用を促進し、生活機能の維持を図ります。
- ・ ロボティクスと再生医療を促進し、低下した機能の回復を可能にします。

認知症

- ・ 認知症指標及び早期診断技術の開発・普及を通じて、進行抑制を図ります。
- ・ 再生医療・遺伝子治療など新たな治療方法の実用化を促進します。

メンタルヘルス・ストレス

- ・ 家庭や職場のストレスの状態の「見える化」を通じて、早期発見・介入を図ります。
- ・ コミュニケーション・ロボットなど様々な介入ツールの普及を促進します。

5 主要目標の設定（2025年）

達成を検証する主要目標については、県民の健康寿命の延伸に向け、個人の行動変容を促す未病指標（※）の構築・活用、県民の身近な課題解決に向けた重点領域での展開、地域経済の活性化に向けた新たな産業の創出の観点から、それぞれ設定します。

（※）未病指標：個人の現在の未病の状態や将来の疾病リスクを数値で見える化するもの

【主要目標①】未病指標の構築・活用

未病指標の利用者数：80万人

未病指標について、まずメタボリスクに関する指標から構築します（2018年度中）。

個人の行動変容を促進し、健康寿命の延伸につなげるため、未病指標の利用拡大を目指します。

その他の未病指標についても、順次構築・活用を図ります。

【主要目標②】重点領域での展開

【生活習慣病領域】

糖尿病有病者数の減少：22万人台（2014年度比 △5%）

メタボ該当者及び予備群の減少率：25%以上（2008年度比）

行動変容の効果が最も期待されるのが、生活習慣病領域であり、未病改善の取組み、未病指標の構築・活用、健診受診の促進により早期発見・早期介入・重症化予防が可能です。糖尿病は生活習慣病の代表的疾病、また多くの県民の方にかかわるものであり、対策が健康寿命の延伸に直結します。

そこで、糖尿病有病者数を22万人台に減少させるとともに、メタボ該当者及び予備群の減少を目指します。

その他領域について、早期発見を促進する商品やサービスの利用拡大を目指します。

【その他領域：活用例】

- ・認知症の早期発見に向け血液検査など簡易検査の利用
 - ・生活機能低下の早期発見に向け簡易身体機能測定の利用
 - ・メンタルヘルス・ストレスの早期発見に向け新検査機器の利用
- 利用者数：計40万人

【主要目標③】新たな産業の創出

未病産業及び再生医療等関連産業の県内市場規模 2,500億円

本県の強みを生かし、健康寿命の延伸を支えるとともに、それを地域経済の活性化につなげるため、神奈川発の新たな産業である「未病産業」「再生医療等関連産業」の創出・拡大を進めます。

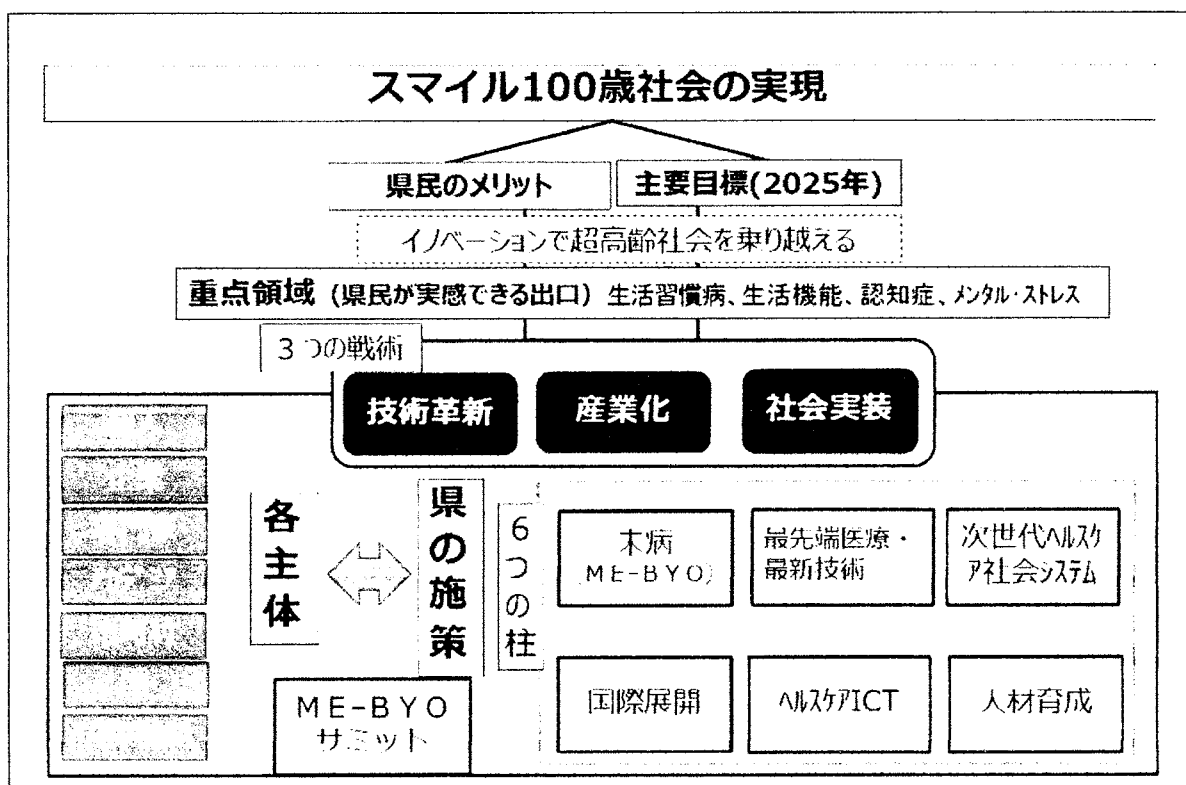
6 具体的な取組み

「6つの柱の取組み」と「各主体に対する取組みの強化」

県は、3つの戦術に基づき、6つの柱で横断的に取組みを進め、個人の行動変容を促進し、健康寿命の延伸を図っていきます。

なお、取組みの進捗状況を「見える化」するため、それぞれ中間目標（2020年）も設定します。

また、各主体（個人、企業、専門家、アカデミア、市町村、国、国際機関など）に対して、連携強化に向けた取組みを進めていきます。



【6つの柱の取組み】

柱	主な取組み
(1) 未病 (ME-BYO)	<ul style="list-style-type: none"> エビデンスに基づいた未病指標を県民が活用し、主体的な未病改善に向けた取組みを行うため、健康や未病に関する知識の普及を図り、ライフスタイルの見直しを促進します。 県民の行動変容に向けた選択肢を増やすため、様々な分野の企業が参加する未病産業研究会を軸に、未病改善のための商品やサービスの普及・拡大を図ります。
中間目標 (2020年)	<ul style="list-style-type: none"> メタボリスクの改善に係る未病指標モデルの構築・活用促進 県民の健康リテラシーの向上：未病の認知度 80% 未病産業研究会を通じた未病産業関連商品の事業化：100件

柱	主な取組み
(2) 最先端医療・最新技術	<ul style="list-style-type: none"> 最先端の医療や早期発見・早期診断技術をいち早く県民に届けるため、研究開発の支援と最新技術の市場化の促進とともに、県内における関連産業の集積促進を図ります。
中間目標（2020年）	<ul style="list-style-type: none"> 殿町を中核としたイノベーション・エコシステムの形成 革新的医薬品、再生医療等製品、最先端医療機器の薬事申請・届出等：15件 最先端医療関連ベンチャー企業の県内集積：50社
(3) 次世代ヘルスケア社会システム	<ul style="list-style-type: none"> 県民の主体的な未病改善を後押しするため、特別な負担感を感じることなく、普段の生活の中で取り組むことができるよう、個人の選択と行動を行政や企業等が支える仕組みづくりを進めます。
中間目標（2020年）	<ul style="list-style-type: none"> 神奈川ME-BYOリビングラボの全県展開：実証件数100件、参加人数10,000人（共に2017年からの累計） CHO構想（健康経営）推進事業所：登録事業所数1,000社
(4) 国際展開	<ul style="list-style-type: none"> 海外とのネットワークを活用し、県内企業の国際展開を支援するとともに、海外の先進的な取組みの県内への早期提供を図ります。 未病コンセプトの発信、新たな社会システムの構築、人材の育成などについてWHOと幅広い連携を図ります。
中間目標（2020年）	<ul style="list-style-type: none"> 県内企業等がMOU（覚書）締結先の大学等と共同研究・開発等を行った件数：30件 各国政府、WHO等の発表事項に県政策（未病等）が反映された回数：20件
(5) ヘルスケアICT	<ul style="list-style-type: none"> マイME-BYOカルテを通じて蓄積されたデータなどを、個人が日々の生活の中で未病改善に活用できる仕組みの構築に取り組みます。
中間目標（2020年）	<ul style="list-style-type: none"> マイME-BYOカルテ利用者数：100万人
(6) 人材育成 （ヘルスイノベーションスクール※）	<ul style="list-style-type: none"> 県民の健康長寿に寄与するため、新たな技術や社会システムの変革を担う人材の育成を進めます。
中間目標（2020年）	<ul style="list-style-type: none"> 県民などを対象とした公開講座等を実施：受講者数1,000人 研究成果を通じた県施策への反映につながるような提言を実施 国内外の大学や研究機関、企業と連携し、教育・研究の質的向上につながる共同研究や研究者間の相互交流等を実施。

※ヘルスイノベーションスクール

保健医療分野における社会システムや技術の革新を起こすことができるイノベーション人材を養成することを目的とした、神奈川県立保健福祉大学に開設する予定の大学院研究科。

（2019年度に川崎市殿町地区に開設）

【各主体に対する取組みの強化】

(1) 個人

役割	健康に関するリテラシーの向上と主体的な未病改善の実践
県の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村との連携を通じ、健康長寿社会に必要な健康リテラシーの向上を推進 ・ マイME-BYOカルテの普及や未病指標の提供を通じ、個人の主体的な未病改善を支援することで行動変容を促進

(2) 企業

役割	商品・サービスの質の向上と健康経営の実践
県の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産学公連携やビジネスマッチングの取組みなどにより、新たな商品・サービス開発を促進 ・ マイME-BYOカルテの従業員の健康づくりへの活用など、企業の健康経営を支援

(3) 専門家(医療関係者等)

役割	専門的知識で個人をサポート
県の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門家の知識や経験を、未病改善に関する地域や職域の課題解決に活かし、個人の行動変容につなげるための環境の整備

(4) アカデミア

役割	イノベーションの創出と次世代の担い手づくり
県の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実証フィールドの提供等により、研究の支援を行うとともに、革新的医薬品・医療機器の実用化や未病指標の構築等を推進 ・ ヘルスイノベーションスクールにおけるイノベーション人材の養成、リーダー人材の輩出

(5) 自治体(市町村)

役割	個人の未病改善をサポートする環境の整備
県の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 未病指標の活用や未病改善行動へのインセンティブ提供等の健康づくりの取組みを後押しし、一体的に未病改善を推進 ・ 市町村の健康課題解決に向け、保健医療データの分析・評価や、企業との連携、未病関連商品・サービスの積極的な活用を促進

(6) 国

役割	次世代社会システムの創出
県の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 持続的な社会システムの構築に向け、制度改革の提案や新たなツールを提供 ・ 規制緩和の推進により、実証等に先駆的に取り組むことが出来る環境を整備

(7) 国際機関

役割	世界的に進む高齢化への対応と情報発信
県の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ MOU締結先との連携関係を活かし、ヘルスケア分野における企業の海外展開支援または先進的な技術等を持つ海外企業の県内進出等を支援 ・ WHO等国际的な枠組みを活用し未病指標を構築

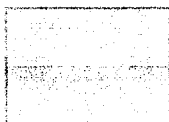
「ヘルスケア・ニューフロンティア戦略（仮称）素案」に対するご意見・ご提案をお寄せください。

（平成30年1月26日（金）必着）

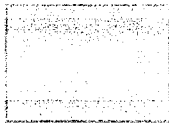
ご意見・ご提案は「ヘルスケア・ニューフロンティア戦略（仮称）素案」と明記して、次のいずれかの方法でお寄せください。



〒231-8588 政策局ヘルスケア・ニューフロンティア推進本部室
（所在地は省略できます。）



045-210-8865



次のヘルスケア・ニューフロンティア推進本部室のホームページ
のお問い合わせフォームをご利用いただけます

<http://www.pref.kanagawa.jp/div/0121/>



神奈川県

ヘルスケア・ニューフロンティア推進本部室

〒231-8588 横浜市中区日本大通 1

TEL 045-210-3265（直通）

FAX 045-210-8865

【ホームページへのアクセス】

この冊子は、「ヘルスケア・ニューフロンティア戦略（仮称）素案」を要約した概要版です。

詳細については、県政情報センター、各地域県政情報コーナーにおいて冊子として閲覧できるほか、ホームページでもご覧いただけます。

ヘルスケア・ニューフロンティア戦略

検索

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全国保育協議会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ◆ 「新しい経済政策パッケージ」が閣議決定
～幼児教育の無償化や保育士のさらなる賃金引上げに関する具体的内容が示される…………… 1

◆ 「新しい経済政策パッケージ」が閣議決定 ～幼児教育の無償化や保育士のさらなる賃金引上げに関する具体的内容が示される

平成29年12月8日、「新しい経済政策パッケージ」が閣議決定されました。

「第2章 人づくり革命」の中で、『「全世代型の社会保障」へ大きく転換していく必要がある』こと、『その重要な鍵を握るのが「人づくり革命」、人材への投資である』ことが示されています。主な内容は次のとおりです。

○第2章 人づくり革命（資料2-1 ページ～）※注：太字と下線は、全保協事務局による追記。

1. 幼児教育の無償化【2-2 ページ】

《中略》

・・・保育の受け皿拡大を図りつつ、幼児教育の無償化をはじめとする負担軽減措置を講じることは、重要な少子化対策の一つである。 《中略》

（具体的内容）

子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため、幼児教育の無償化を一気に加速する。広く国民が利用している3歳から5歳までの全ての子どもたちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化する。なお、子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、公平性の観点から、同制度における利用者負担額を上限として無償化する。

幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等については、専門家の声も反映する検討の場を設け、現場及び関係者の声に丁寧に耳を傾けつつ、保育の必要性及び公平性の観点から、来年夏までに結論を出す。

0歳～2歳児が9割を占める待機児童について、3歳～5歳児を含めその解消が当面の最優先課題である。待機児童を解消するため、「子育て安心プラン」を前倒しし、2020年度までに32万人分の保育の受け皿整備を着実に進め、一日も早く待機児童が解消されるよう、引き続き現状を的確に把握しつつ取組を進めていく。こうした取組と併せて、0歳～2歳児についても、当面、住民税非課税世帯を対象として無償化を進めることとし、現在は、住民税非課税世帯の第2子以降が無償とされているところ、この範囲を全ての子供に拡大する。　　《中略》

(実施時期)

こうした幼児教育の無償化については、消費税率引上げの時期との関係で増収額に合わせて、2019年4月から一部をスタートし、2020年4月から全面的に実施する。

また、就学前の障害児の発達支援（いわゆる障害児通園施設）についても、併せて無償化を進めていく。さらに、人工呼吸器等の管理が必要な医療的ケア児に対して、現在、看護師の配置・派遣によって受入れを支援するモデル事業を進めている。こうした事業を一層拡充するとともに、医療行為の提供の在り方について議論を深め、改善を図る。

《中略》

2. 待機児童の解消【2-3ページ】

(待機児童の解消)

待機児童の解消は、待ったなしの課題である。

2018年度から2022年度末までの5年間で、女性就業率80%に対応できる32万人分の保育の受け皿を整備する「子育て安心プラン」を策定したところである。同プランをより速く実現させるため、同プランを前倒しし、2020年度末までに32万人分の受け皿整備を行う。幼児教育の無償化よりも待機児童の解消を優先すべきとの声がある。幼児教育の無償化は消費税率引上げによる増収にあわせて2019年度から段階的に取組を進めていくのに対し、「子育て安心プラン」は、2018年度（来年度）から早急に実施していく。併せて、保育士の確保や他産業との賃金格差を踏まえた処遇改善に更に取り組むこととし、今年度の人事院勧告に伴う賃金引上げに加え、2019年4月から更に1%（月3000円相当）の賃金引上げを行う。　　《中略》

6. これらの施策を実現するための安定財源【2-7ページ】

《中略》

社会保障の充実と財政健全化のバランスを取りつつ、安定財源として、2019年10月に予定される消費税率10%への引上げによる財源を活用する。消費税率の2%の引上げにより5兆円強の税収となるが、この増収分を教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保等と、財政再建とに、それぞれ概ね半分ずつ充当する。前者について、新たに生まれる1.7兆円程度を、本経済政策パッケージの幼児教育の無償化、「子育て安心プラン」の前倒しによる待機児童の解消、保育士の処遇改善、高等教育の無償化、介護人材の処遇改善に充てる。これらの政策は、2019年10月に予定されている消費税率10%への引上げを前提として、実行することとする。

消費税収の使途については、消費税法において、「制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てるものとする」と規定されていることから（同法第1条第2項）、社会保障4経費（年金、医療、介護、少子化対策）に限定されている。本経済政策パッケージに充てる上記1.7兆円程度については、幼児教育の無償化等を中心に支出する一方、高等教育への支援については、少子化対策に資する観点から、高額な授業料負担が出生率の向上に関するネックとなっている低所得者層の支援に限定する。

また、現行の子ども・子育て支援新制度においては、仕事と子育ての両立は、労働力確保に資するものであり、社会全体で取り組むべき課題であることから、企業主導型保育事業などについては、事業主が拠出する子ども・子育て拠出金が充てられている。本経済政策パッケージに必要な財源については、社会全体で子育て世代を支援していくとの大きな方向性の中で、個人と企業が負担を分かち合う観点から、消費税率引上げによる増収分の使い道を見直して活用するとともに、経済界に対しても応分の負担を求めることが適当である。このため、子ども・子育て拠出金を0.3兆円増額する。法律に定められた拠出金率の上限を0.25%から0.45%に変更し、0.3兆円の増額分は、2018年度から実施する「子育て安心プラン」の実現に必要な企業主導型保育事業（幼児教育の無償化の実施後は、3歳～5歳児及び住民税非課税世帯の0歳～2歳児の企業主導型保育事業の利用者負担助成を含む。）と保育の運営費（0歳～2歳児相当分）に充てることとし、そのための子ども・子育て支援法の改正法案を次期通常国会に提出する。　　《中略》

9. 規制制度改革等【2-10ページ】

(1) 規制改革推進会議の答申を受けた規制制度改革

規制改革推進会議第2次答申（平成29年11月29日決定）を受け、待機児童数が隣接する市区町村間で偏りがあることを踏まえ、都道府県が市区町村を越えた保育施設の利用を調整する法的仕組みを強化する等の待機児童解消に向けた制度改革を行う。

《後略》

なお、「9. 規制制度改革等」に示されている、平成29年11月29日決定の「規制改革推進会議第2次答申」については、内閣府のホームページに掲載されています。

※内閣府トップページ > 活動・白書等 > 審議会・懇談会等 > 規制改革 > 公表資料

http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/publication/p_index.html

この答申の中で、具体的な規制改革項目として、「関係者全員参加の下で協議するプラットフォームの都道府県による設置」等が示されています。

本会では、保育三団体協議会において、これまでも国等へ保育の質の向上や処遇改善をはじめとする項目の要望活動を行ってきました。

日本の将来を担うすべての子どもにとって、よりよい成育環境の整備と家庭や地域における子育て支援を推進すること、さらに保育所・認定こども園の質や機能の向上を担う保育士・保育教諭の処遇改善に向けて、安定的な財源のいっそうの確保と子ども・子育て施策のさらなる推進を求めてまいります。

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ◆公定価格について、これまでの意見が集約され、議論のたたき台として提示される ～第 33 回子ども・子育て会議…………… 1
- ◆社会福祉施設職員等退職手当共済制度における保育所等に対する公費助成の継続が審議される
～第 20 回社会保障審議会福祉部会…………… 3
- ◆職場定着支援助成金のご案内
～厚生労働省職業安定局…………… 3
- ◆11 月から 3 月は冬の省エネキャンペーン
～省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議…………… 4
- ◆「第 13 回権利擁護・虐待防止セミナー」開催
～全国社会福祉協議会・政策企画部…………… 5
- ◆公定価格について、これまでの意見が集約され、議論のたたき台として提示される
～第 33 回子ども・子育て会議

平成 29 年 12 月 15 日、第 33 回子ども・子育て会議が開催されました。

議事は「公定価格について」であり、内閣府から、資料 1「公定価格に関する議論の整理（案）」についての説明がありました。

資料 1 の 3 ページには、前回の同基準検討部会において本会からも意見を表明した「29 年度の人件院勧告を踏まえた給与改善が適切に反映された公定価格の設定」が明示されています。併せて、給与改善は平成 29 年度 4 月分にさかのぼり、公定価格に反映する方針であることが口頭で説明されました。

また、12 月 8 日に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」について、資料説明がありました（新しい経済政策パッケージについては、全保協ニュースNo.17-33 をご参照ください）。

本会の意見として、次の3点について発言しています。

全国保育協議会 発言要旨（第33回子ども・子育て会議）

全保協事務局整理

- (1) 0.3兆円超の質の向上の実現に向けた必要な財源の確保について、子どもの育ちの保障のために「質の確保」は重要であり、確実に確保していただきたいこと。
- (2) 平成29年度経営実態調査の結果を「法人規模別」に見ることには、慎重な議論が求められること。
 - ・ 第一に、社会からの要請により待機児童の受け入れを行い、地域の実情やニーズに対応すべく経営を進めてきた結果として複数施設を運営することとなったこと。
 - ・ 第二に、すでに保育所を運営している法人が公立保育所の事業継承を進め、地域に根ざした各公立園の特性を引き継ぎながら、地域の保育を守るために経営努力を行ってきた結果であること。
 - ・ 第三に、複数の施設があるスケールメリットから、さまざまな子育て支援や公益的な取り組みを実施しており、その点について収支上の数値のみからは判断できないこと。さらに、複数施設を運営する法人は、以前と比較して増加しており、複数施設をもつ法人だから収支差率がよいとの単純な判断はできないこと。
- (3) 処遇改善等加算Ⅱについて、人数A・Bの2分の1の人数に対し、確実に4万円、5千円を支給する現行の運用は確保した上で、その他の配分については、法人内で他の施設・事業所にも配分できるようにしていただきたいこと。
 - ・ 同一法人内において、保育所と他の施設（児童養護施設や重症心身障害児施設等）で、「同じ経験や能力を有する保育士」としての立場でありながら、賃金に大幅な差が生まれ、法人経営や人材確保の点から憂慮すべき事態となっていること。

議事の終わりには無藤隆会長から、資料1と本日出された意見を踏まえ、次回以降に公定価格の議論を進めること、来年度の公定価格の見直しについては、予算編成などの交渉において、慎重に取り組んでいただきたいこと、が政府に対して示されました。

本会では引き続き、公定価格の見直しの議論、経営実態調査の結果の取り扱いについて、慎重な議論を進めていただくよう、意見表明を行ってまいります。

資料の詳細は、別添の資料No.1をご参照ください。

◆社会福祉施設職員等退職手当共済制度における 保育所等に対する公費助成の継続が審議される ～第20回社会保障審議会福祉部会

平成29年12月18日、第20回社会保障審議会福祉部会が開催されました。

議事の1つめには「退職手当共済制度（保育所等）の公費助成について」が議論されました。

今後の公費助成のあり方については、『平成29年度までの待機児童解消加速化プランに加え、平成29年6月に公表された「子育て安心プラン」により、遅くとも平成32年度末までの3年間で全国の待機児童を解消するための取組みが行われている。』『こうした状況を踏まえ、保育所等に対する公費助成を一旦継続しつつ、公費助成の在り方について更に検討を加え、平成32年度までに改めて結論を得ることとしたい。』とされています。

その他の議事として、「社会福祉法人制度改革の実施状況について」報告されました。社会福祉法人の「地域における公益的な取組」の要件緩和について、通知の見直しを含めた検討を実施すること、また、社会福祉法人に対する指導監査について、業界団体や行政と意見交換をしながら、見直しを検討することが示されました。

資料の詳細は、別添の資料No.2をご参照ください。

◆職場定着支援助成金のご案内 ～厚生労働省職業安定局

厚生労働省では職場定着支援助成金のうち、「保育事業主への助成」を実施しています。本助成金は、雇用管理制度助成コース（短時間正社員制度）と、保育労働者雇用管理制度助成コースがあり、都道府県労働局へ申請します。

詳細は、下記並びに別添の資料No.3をご参照ください。

※厚生労働省ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/teityaku_kobetsu.html

職場定着支援助成金のご案内

～雇用管理制度助成コース（短時間正社員制度）、保育労働者雇用管理制度助成コース～

厚生労働省職業安定局

I. 雇用管理制度助成コース（短時間正社員制度）

保育事業主が新たに短時間正社員制度を導入・実施し、労働者の離職率の低下に取り組んだ場合に助成するもので、雇用管理改善を推進し、人材の定着・確保と、魅力ある職場の創出を目的としています。

【助成金の概要】

A. 制度導入助成：10万円（※短時間正社員制度のみ導入）

保育事業主が、新たに短時間正社員制度を導入、実施した場合に制度導入助成10万円を支給します。

※当該制度とは別に①評価・処遇制度、②研修制度、③健康づくり制度、④メンター制度の雇用管理制度を併せて新たに導入した場合は、1制度につき10万円を支給します（合わせて最大50万円）。

B. 目標達成助成：57万円（生産性要件を満たした場合は72万円）

Aに加え、離職率に関する目標を達成した場合に、目標達成助成57万円（生産性要件を満たした場合は72万円）を支給します。

II. 保育労働者雇用管理制度助成コース

保育分野における人材不足を解消するため、保育事業主が保育労働者の職場への定着の促進に資する賃金制度の整備・実施を通じて、労働者の離職率の低下に取り組んだ場合に助成するもので、雇用管理改善を推進し、人材の定着・確保と、魅力ある職場の創出を目的としています。

【助成金の概要】

A. 制度整備助成：50万円

保育事業主が保育労働者の職場への定着の促進に資する賃金制度の整備（職務、職責、職能、資格、勤続年数等に応じて階層的に定めるものの整備）を行い、実施した場合に制度整備助成（50万円）を支給します。

B. 目標達成助成（第1回）：57万円

Aに加え、賃金制度の適切な運用を経て、保育労働者の離職率に関する目標を達成した場合、計画期間終了1年経過後に目標達成助成（第1回）（57万円（生産性要件を満たした場合は72万円））を支給します。

C. 目標達成助成（第2回）：85.5万円

Bに加え、賃金制度の適切な運用を経て、保育労働者の離職率に関する目標を達成した場合、計画期間終了3年経過後に目標達成助成（第2回）（85.5万円（生産性要件を満たした場合は108万円））を支給します。

◆11月から3月は冬の省エネキャンペーン ～省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議

今般、冬季（11月から3月まで）の省エネルギーの取り組みを促進するため、省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議（※）において、「冬季の省エネルギーの取組について」が決定されました。

（※）省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議は、関係政府機関で構成されており、毎年、夏と冬の省エネキャンペーン期間が始まる前に開催されています。

会員の皆さまにおかれても、省エネの推進のご協力を賜りますよう、何卒よろしく願い申し上げます。

詳細は、経済産業省ホームページをご参照ください。

※経済産業省ホームページ

<http://www.meti.go.jp/press/2017/10/20171030004/20171030004.html>

◆「第13回権利擁護・虐待防止セミナー」開催 ～全国社会福祉協議会・政策企画部

全国社会福祉協議会・政策企画部では、標記セミナーを開催します。

本セミナーでは、今日の社会保障・福祉制度改革の動向を踏まえ、子ども・社会的養護・生活困窮者支援など福祉に携わる幅広い関係者・機関組織が地域のなかでいかに連携・協働をはかり、地域の実情に応じた包括的な権利擁護と支援活動を促進していくべきかを考察します。

「第13回権利擁護・虐待防止セミナー」

テーマ：地域共生社会の実現と権利擁護の推進

～社会福祉制度改革の動向と地域における福祉・生活課題への取組～

全国社会福祉協議会・政策企画部

主催：社会福祉法人 全国社会福祉協議会

日時：平成30年2月13日(火)10時10分～17時

会場：全社協・灘尾ホール(東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビルLB階)

対象：社会福祉法人・施設、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、都道府県、市区町村、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、障害者権利擁護センター、児童家庭支援センター、非営利組織・専門職組織等

参加費：10,000円 ※権利擁護や虐待防止の動向や課題を掲載した『権利擁護・虐待防止2018』を当日配布します。

定員：200名

締切：平成30年1月30日(火)(定員になり次第締め切り)

内容：

講演Ⅰ「地域における高齢者の福祉と権利擁護～支える地域を創る～」

川崎幸クリニック院長／認知症の人と家族の会 副代表 杉山 孝博 氏

講演Ⅱ「これからの障害者福祉と共生社会の実現」

毎日新聞論説委員 野澤 和弘 氏

シンポジウム「包括的な権利擁護と生活支援の取組に資する連携・協働に向けて」

問合せ：全国社会福祉協議会政策企画部 広報室(佐藤、浄閑)

TEL03-3581-7889 FAX03-3580-5721

※セミナー詳細や申込書等については、下記URLをご参照ください。

http://www.shakyo.or.jp/news/20171130_seminar.pdf

子ども・子育て会議（第33回）

平成29年12月15日（金）13:00～15:00

於：中央合同庁舎4号館12階共用1208特別会議室

議 事 次 第

1. 開会
2. 議事
 - (1) 公定価格について
 - (2) その他
3. 閉会

【配布資料】

資料1 公定価格に関する議論の整理（案）

資料2 新しい経済政策パッケージ

参考資料1-1 平成29年度 幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査集計結果について

参考資料1-2 地域区分別・定員規模別・法人規模別にみた収支差率

参考資料2 規制改革推進に関する答申（抜粋）

参考資料3 委員提出資料

公定価格に関する議論の整理（案）

○ 運営実態を踏まえた公定価格設定の適正化

（主な意見）

- ・ 管理業務の効率化などコスト削減を検討すべき。
- ・ 子どものために使われるべき事業費等が十分なのか分析が必要。
- ・ 2号児の給食に係る費用を主食分も公定価格に含めるべき。
- ・ 1号部分の通園送迎加算及び給食実施加算の額が不十分であり拡充すべき。
- ・ 公定価格で設定されている園長分の給与が不十分であり拡充すべき。
- ・ 質の高い教育・保育を提供するためにも公定価格の積算は現行の積み上げ方式を維持してほしい。
- ・ 各施設の規模、地域、法人種別の違いを踏まえて収支差をどのように評価するか。
- ・ 地域別の最低賃金を考慮すべきではないか。
- ・ 法人単位でのスケールメリットに応じた見直しを考えるべきではないか。
- ・ 公定価格基準の職員配置よりも実際の職員配置の人数が上回っていることを踏まえ、公定価格を設定すべき。
- ・ 幼保連携型認定こども園の施設長に係る経過措置は継続するべき。
- ・ 認定こども園は1号児、2・3号児の組み合わせで公定価格を設定しているが、いずれは独自の基準を設定していくべき。
- ・ 居宅訪問型保育事業に関して、保育を提供していない日について、公定価格を日割りにすることには反対である。
- ・ 保育士不足が深刻になっているので、人材確保に費用がかかるので予備費等を確保しておかないと職員雇用もままならない。
- ・ 基本分単価について、地域性や定員規模などを細かくみた上で、加算・減算によるメリハリをつけることが必要。
- ・ 市区町村ごとに異なる請求書様式の共通フォーマットを作成することで、事務負担軽減を図るべきではないか。
- ・ 新制度に移行している幼稚園については、小規模園や都市部以外に所在する園が多いことに留意するべき。
- ・ 調査対象時点は、新制度が開始して2年目であり、慎重な経営を行っている園が多いことに留意するべき。

- ・ 今回の調査結果を総合的に判断して、公定価格を引き下げる見直しは必要ない。
- ・ 施設の運営は10年、20年のスパンで考えていく必要がある。
- ・ 公定価格の見直しをすると新制度への移行を検討している幼稚園が移行しなくなるのではないか。

(今後の方向性)

- 公定価格の個々の経費の設定と実際の運営コストとの比較による公定価格の検証・分析を踏まえた設定
- 公定価格の基本単価部分の加算化・減算化の検討
- 複数施設を設置している法人に係る調整措置についての具体的な検討

○ 教育・保育の質の向上

(主な意見)

- ・ 保育士等が長く働き続けるためにキャリアアップの仕組みの構築を進めるべき。
- ・ 保育士等の平均給与は他職種に比べて低く処遇改善が必要。併せて研修機会の確保も必要。
- ・ 女性職員が多い職場であることを踏まえ、産休・育休の取得や職場復帰を支える代替職員についても考慮した人件費とするべき。
- ・ 非常勤職員の処遇改善についても検討を進めるべき。
- ・ 処遇改善等加算Ⅱの要件となる研修について、文科省、厚労省からそれぞれ通知等が出されているが、自治体が混乱しないように、認定こども園の取り扱いも含め、三府省で早急に通知の発出をしてほしい。
- ・ 処遇改善等加算Ⅱについて、加算要件等を各施設の実態に合わせた柔軟な仕組へ改善するべき。
- ・ 保育士の処遇改善等加算が適切に人件費に反映されているかの検証など、公定価格の適正化が必要。
- ・ 人事院勧告はしっかり反映していくべき。
- ・ 各地域で幼児教育の内容の充実が図られるよう、幼児教育アドバイザーの配置や幼児教育センターの設置の全国展開等が図られるべき。
- ・ 無償化の財源の話が出ているが、約束いただいている0.3兆円超の質の向上も早期に行うべき。

- ・ 公費による保育の質を確保していくためには、更に保育内容の「見える化」を進めていくことが重要。また、見える化したものについて事後的に評価していくことも必要
- ・ 公立、私立の職員給与の格差を是正すべきではないか。
- ・ 規制改革推進会議や地方分権有識者会議の議論は保育の量的拡大に偏重している。保育の質の向上にも重きを置いていただきたい。
- ・ 幼稚園教諭・保育士等の配置改善、加算の見直し・充実が図られるべき。
- ・ 各園で教育・保育課程や指導計画の編成・見直しを行うことが重要であり、そのための人員配置や保護者等への見える化が必要。

(今後の方向性)

- 29年度の人事院勧告を踏まえた給与改善が適切に反映された公定価格の設定
- 処遇改善等加算などの職員給与への反映状況に関する実態把握と検証・分析
- 子ども・保護者のための保育の質の「見える化」のための具体的方策の促進の検討
- 0.3兆円超の質の向上の実現に向けた必要な財源の確保

○ 経営実態調査を含めた今後の実態把握のための課題

(主な意見)

- ・ 運営する法人の会計基準の違いを踏まえて収支差をどのように評価するか。
- ・ 収支差については、施設整備に対する施設種別ごとの補助制度の違いを考慮し判断すべき。
- ・ 上乗せ徴収や地方単独補助については、収入・支出から除き、公定価格のみで収支差を出すべき。
- ・ 借入金利息や本部繰入金も含めて収支差をみるべき。
- ・ 今後も継続して実態調査を実施していくべきではないか。
- ・ 収支差だけでなく運用実態も踏まえた上で適正化を行うべき。
- ・ 回答いただく事業所の負担を軽減するためにどのような工夫ができるか。
- ・ 調査結果の信頼性を高めるため、各種団体や専門家も入れて調査設計をするべきではないか。

- ・ 全体の有効回答率は52%であるが、個々の質問事項や施設種別に見た時に有効回答率が低いので上げていく工夫をすべき（ICTの活用を含む）。
- ・ 調査票の作成にあたっては、各種団体や専門家などを交えて検討してはどうか。

（今後の方向性）

■調査の設計・方法等に関する検討

- ・ 各種法人会計基準等の違いを踏まえた評価方法の検討
- ・ 公定価格による収支と、公定価格に含まれない補助事業、地方単独事業、実費徴収等による収支を区分する方法の検討
- ・ 経営実態調査で把握する収支差に教育・保育に係る収支以外の借入金利息や本部繰入金を含めるかどうかの検討

■経営実態調査以外の公定価格の検証方法の検討

- 有効回答を確保するための経営実態調査の記入者負担の軽減方法の検討
（ICTの活用を含む）

■経営実態調査の実施時期を含めた公定価格の見直し周期の検討

地域区分別・定員規模別・法人規模別にみた収支差率（速報値）

参考資料 1-2

■ 地域区分別にみた収支差率

私立	全体	20/100地域	16/100地域	15/100地域	12/100地域	10/100地域	6/100地域	3/100地域	その他
保育所	5.1%	3.1%	4.8%	7.0%	4.9%	6.1%	5.0%	6.2%	4.5%
幼稚園（新制度）	6.8%	6.7%	10.7%	*	7.9%	15.3%	*	7.1%	7.9%
認定こども園	9.0%	*	9.5%	3.8%	2.4%	6.6%	8.4%	10.5%	10.1%

【出典】内閣府「平成29年度 幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査」
 【有効回答数】保育所：1762施設、幼稚園（新制度）：270施設、認定こども園：1162施設
 * 回答施設数が1桁等の区分については記載していない

■ 定員規模別にみた収支差率

私立	全体	60名以下	61～90名	91～120名	121～150名	151名以上
保育所	5.1%	5.2%	5.4%	4.6%	4.9%	5.6%
幼稚園（新制度）	6.8%	-0.5%	8.9%	9.2%	11.5%	7.6%
認定こども園	9.0%	11.3%	9.0%	10.4%	9.3%	6.8%

【出典】内閣府「平成29年度 幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査」
 【有効回答数】保育所：1762施設、幼稚園（新制度）：270施設、認定こども園：1162施設

■ 法人規模別（設置施設数別）にみた収支差率

私立	全体	1施設	2施設	3施設	4施設	5施設～
保育所	5.1%	3.9%	6.0%	7.1%	6.2%	7.6%
法人数	4,891	3,707 (76%)	848 (17%)	224 (5%)	58 (1%)	54 (1%)

【出典】「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」を活用した内閣府推計
 （保育所等を経営している社団法人の28年度決算ベース）

社会保障審議会福祉部会（第20回）

平成29年12月18日（月）
15:00～17:00
場所：厚生労働省省議室（9階）

議 事 次 第

1. 開会

2. 議事

- (1) 退職手当共済制度（保育所等）の公費助成について
- (2) 社会福祉法人制度改革の実施状況について（報告）
- (3) 「介護人材に求められる機能の明確化とキャリアパスの実現に向けて」（福祉人材確保専門委員会報告書）について（報告）
- (4) 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による社会福祉法の改正について（報告）
- (5) その他

3. 閉会

[配付資料]

- 資料1 退職手当共済制度（保育所等）の公費助成について
- 資料2 社会福祉法人制度改革の実施状況について
- 資料3 「介護人材に求められる機能の明確化とキャリアパスの実現に向けて」（福祉人材確保専門委員会報告書）について
- 資料4 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による社会福祉法の改正について
- 参考資料1 「介護人材に求められる機能の明確化とキャリアパスの実現に向けて」（福祉人材確保専門委員会報告書）
- 参考資料2 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による社会福祉法の改正について



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

第20回社会保障審議会福祉部会
平成29年12月18日

資料1

退職手当共済制度(保育所等)の 公費助成について

社会福祉施設職員等退職手当共済制度における 保育所等に対する公費助成の在り方について

社会保障審議会福祉部会報告書 ～社会福祉法人制度改革について～（平成27年2月12日） 抜粋

障害者総合支援法等に関する施設・事業及び保育所については、介護関係施設・事業において公費助成が廃止されていること、他の経営主体とのイコールファイティングの観点などから、以下のとおり、公費助成の在り方を見直すべきである。

①障害者総合支援法等に関する施設・事業については、（中略）前回改正時の介護関連施設・事業と同様に、既加入者の期待利益に配慮した経過措置を講じた上で、公費助成を廃止する。

②保育所については、

・子ども・子育て支援新制度が平成27年度から本格施行されること

・平成29年度まで待機児童解消加速化プランに取り組むこと

などを踏まえ、公費助成の在り方について更に検討を加え、平成29年度までに結論を得ることとする。

③措置施設・事業については、他の経営主体の参入がないこと等から、今回の見直しでは公費助成を維持する。

社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年3月31日法律第21号） 附則

第三十五条（略）

2 政府は、平成二十九年度までに、社会福祉施設職員等退職手当共済制度に関し、総合的な子ども・子育て支援の実施状況を勘案し、機構に対する国の財政措置（児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園の職員に係る退職手当金の支給に要する費用に限る。）の見直しについて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

➤ 平成29年度までの待機児童解消加速化プランに加え、平成29年6月に公表された「子育て安心プラン」により、遅くとも平成32年度末までの3年間で全国の待機児童を解消するための取組みが行われている。

➤ こうした状況を踏まえ、保育所等に対する公費助成を一旦継続しつつ、公費助成の在り方について更に検討を加え、平成32年度までに改めて結論を得ることとしたい。

「子育て安心プラン」

【平成29年6月2日公表】

【待機児童を解消】

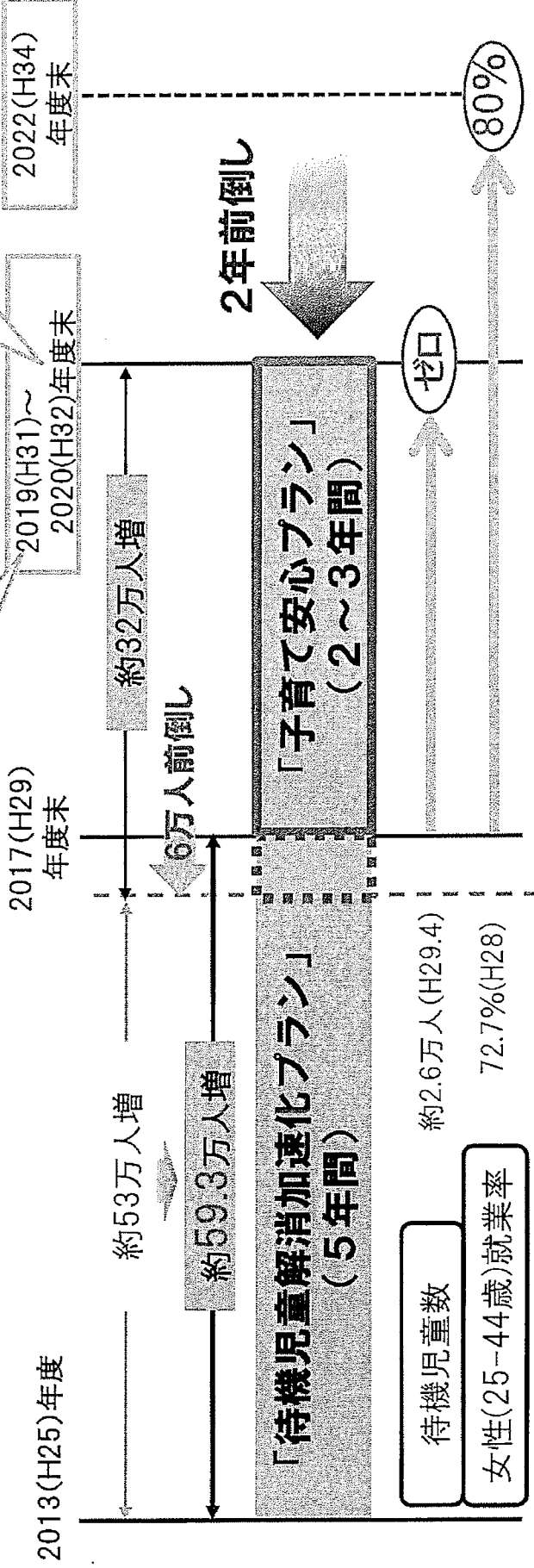
東京都をはじめ意欲的な自治体を支援するため、待機児童解消に必要な受け皿約22万人分の予算を平成30年度から平成31年度末までの2年間で確保。(遅くとも平成32年度末までの3年間で全国の待機児童を解消)

【待機児童ゼロを維持しつつ、5年間で「M字カーブ」を解消】

「M字カーブ」を解消するため、平成30年度から平成34年度末までの5年間で女性就業率80%に対応でき、約32万人分の受け皿整備。
 (参考) スウェーデンの女性就業率：82.5% (2013)

自治体を支援し、2年間で待機児童を解消するための受け皿整備の予算の確保
 (遅くとも3年間で待機児童解消)

2年前倒しし、平成32年度末までの3年間で約32万人分の受け皿を整備



※ 保育人材の確保に関し、平成29年度予算では、一律2%の処遇改善を実施し、安倍内閣の下で合計10パーセントの改善を実現。また、同時に技能及び経験に応じたキャリアアップの仕組みを設け、月額最大4万円の処遇改善を実施。

6つの支援パッケージ

1 保育の受け皿の拡大

- 都市部における高騰した保育園の賃借料への補助
- 大規模マンションでの保育園の設置促進
- 固定資産税減免の普及
- 幼稚園における2歳児の受入れや預かり保育の推進
- 企業主導型保育事業の地域枠拡充など
- 国有地、都市公園、郵便局、学校等の余裕教室等の活用
- 家庭的保育の地域コンソーシアムの普及、小規模保育、病児保育などの多様な保育の受け皿の確保
- 市区町村ごとの待機児童解消の取組状況の公表
- 保育提供区域ごとの待機児童解消の取組状況の公表
- 広域的保育園等利用事業の積極的な活用促進
- 「地域連携コワーキング」の活用促進 など

2 保育の受け皿拡大を支える「保育人材確保」

- 処遇改善を踏まえたキャリアアップの仕組みの構築
- 保育補助者から保育士になるための雇上げ支援の拡充
 - 保育士の子どもの預かり支援の推進
 - 保育士の業務負担軽減のための支援
- 市区町村における保育人材確保対策への支援
- 保育士の就職に向けた働きかけ
- 保育人材確保の取組の「見える化」
- 福祉系国家資格有資格者への保育士養成課程・試験科目の一部免除
- 保育士の退職手当共済制度の継続の検討 など

○新たに取組む事項（一部新規事業も含む） ○取組内容を拡充した事項

3 保護者への「寄り添う支援」の普及促進

- 「保育コンシェルジュ」による保護者のための出張相談などの支援拡大
- 待機児童数調査の適正化
- 妊娠中からの保育園等への入園申込みの明確化

4 保育の受け皿拡大と車の両輪の「保育の質の確保」

- 認可外保育施設の認可保育園等への移行促進
 - 保育士配置基準の維持及び向上
- 新たな保育所保育指針の施行
- 認可外保育施設における事故報告の義務化
- 認可外保育施設についての情報の公表
- 保育園等の事故防止の取組強化
- 認可外保育施設等の届出に係るICT化の推進
- 災害共済給付の企業主導型保育、認可外保育施設への対象拡大

5 持続可能な保育制度の確立

- 保育実施に必要な安定財源の確保

6 保育と連携した「働き方改革」

- 保育園に入れない場合の育児休業期間の延長
- 男性による育児の促進
- 二一ノースを踏まえた両立支援制度の確立

社会福祉施設職員等退職手当共済制度

(参考資料)

目的

- 社会福祉施設職員等退職手当共済制度は、民間社会福祉施設経営者の相互扶助の精神に基づき、昭和36年より「社会福祉施設職員等退職手当共済法」に基づき実施。
- 社会福祉法人の経営する社会福祉施設等の職員の待遇改善により、職員の身分の安定を図り、もって社会福祉事業の振興に寄与することを目的としている。

概要

- 【実施主体】** (独) 福祉医療機構
- 【加入対象となる施設・事業】**
 社会福祉法人が経営する
 ①社会福祉施設等 (保育所等)
 ②特定介護保険施設等 (特養、障害者支援施設等)
 ③申出施設等 (介護老人保健施設等)

【財政方式】 賦課方式

【支給財源】

- ①社会福祉施設等
 (1人当たり掛金 年額44,500円)

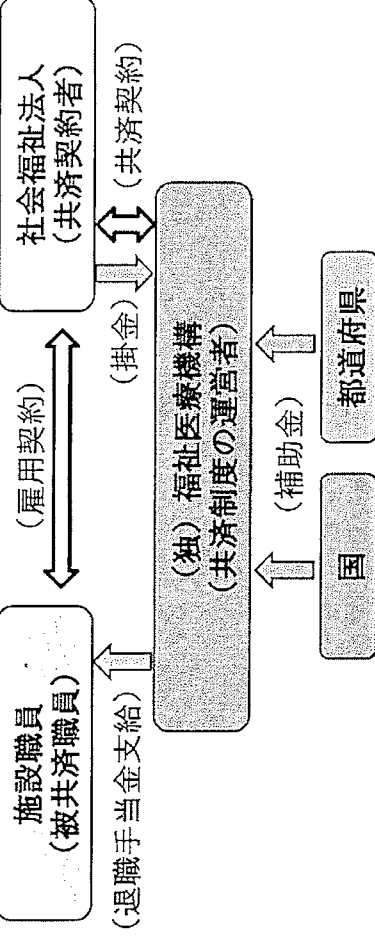
経営者 (掛金)	1/3	国	1/3	県	1/3
-------------	-----	---	-----	---	-----

- ②特定介護保険施設等、③申出施設等
 (1人当たり掛金 年額133,500円)

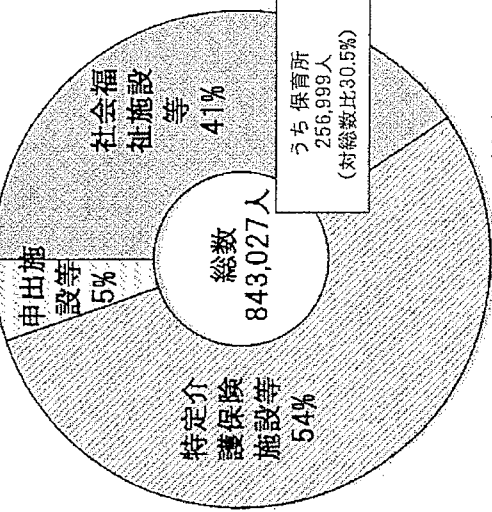
経営者 (掛金)	3/5
-------------	-----

- 【被共済職員数】** 843,027人 (H29.4.1現在)
- 【支給者数】** 75,891人 (H28年度実績)
- 【支給総額】** 1,040.0億円 (H28年度実績)
- 【支給平均】** 1,370,345円 (H28年度実績)
- 【国庫補助額】** 260.7億円 (H29年度予算)

制度の仕組み

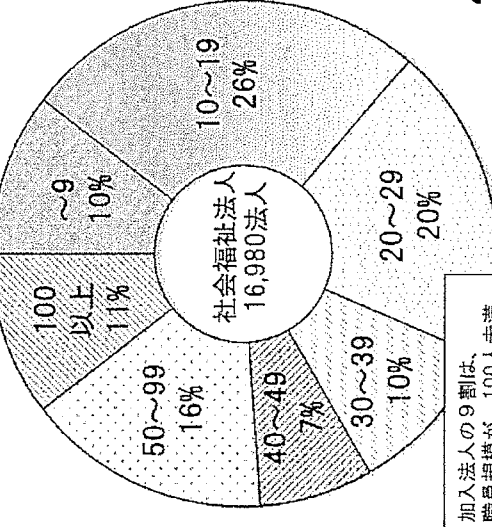


被共済職員の施設別内訳



平成29年4月1日現在

加入社会福祉法人の職員規模別内訳



平成29年4月1日現在

参照条文

○社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和36年法律第155号）

（定義）

第二条 この法律において「社会福祉施設」とは、次に掲げる施設をいう。

- 一 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十一条第二項の規定による認可を受けた救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設
- 二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十五条第四項の規定による認可を受けた乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設
- 三 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十七条第一項の規定による設置の認可を受けた幼保連携型認定こども園
- 四 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第十五条第四項の規定による認可を受けた養護老人ホーム
- 五 その他前各号に準ずる施設で政令で定めるもの

2～13 （略）

（国の補助）

第十八条 国は、毎年度、予算の範囲内において、機構（※）に対し、被共済職員のうち社会福祉施設等職員であるもの及び特定介護保険施設等職員であるもの（次に掲げる者に限る。）に係る退職手当金の支給に要する費用の額として政令で定めるところにより算定した額（以下「補助金算定対象額」という。）の三分の一以内を補助することができる。

一・二 （略）

（※）独立行政法人福祉医療機構



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

第20回社会障害議会議会福祉部会
平成29年12月18日

資料2

社会福祉法人制度改革の 実施状況について

社会福祉法人制度改革（平成28年改正社会福祉法）の主な内容

○ 公益性・非営利性を確保する観点から制度を見直し、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を徹底する。

1. 経営組織のガバナンスの強化

- 理事・理事長に対する牽制機能の発揮
- 財務会計に係るチェック体制の整備

2. 事業運営の透明性の向上

- 財務諸表の公表等について法律上明記

3. 財務規律の強化

- ① 適正かつ公正な支出管理の確保
- ② いわゆる内部留保の明確化
- ③ 社会福祉事業等への計画的な再投資

4. 地域における公益的な取組を 実施する責務

- 社会福祉法人の本旨に従い他の主体では困難な福祉ニーズへの対応を定める

5. 行政の関与の在り方

- 所轄庁による指導監督の機能強化
- 国・都道府県・市の連携を推進

○ 議決機関としての評議員会を必置 ※理事等の選任・解任や役員報酬の決定など重要事項を決議

(注)小規模法人について評議員定数に係る経過措置を設ける。

- 役員・理事会・評議員会の権限・責任に係る規定の整備
- 親族等特殊関係者の理事等への選任の制限に係る規定の整備
- 一定規模以上の法人への会計監査人の導入 等

○ 閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大

- 財務諸表、現況報告書(役員報酬総額、役員等関係者との取引内容を含む。)、役員報酬基準の公表に係る規定の整備 等

① 役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与を禁止 等

② 純資産から事業継続に必要な財産(※)の額を控除し、福祉サービスに再投下可能な財産額(「社会福祉充実残額」を明確化

※①事業に活用する土地、建物等 ②建物の建替、修繕に必要な資金 ③必要な運転資金 ④基本金、国庫補助等特別積立金

③ 再投下可能な財産額がある社会福祉法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務づけ(①社会福祉事業、②地域公益事業、③その他公益事業の順に検討) 等

○ 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は低額の料金で福祉サービスを提供することを責務として規定

※利用者負担の軽減、無料又は低額による高齢者の生活支援等

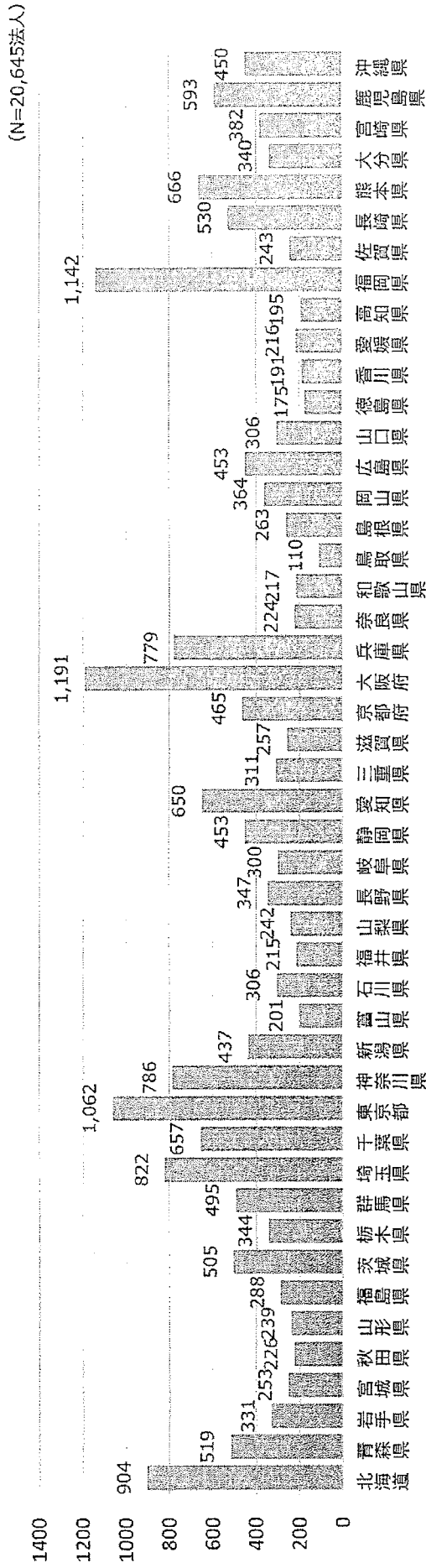
○ 都道府県の役割として、市による指導監督の支援を位置づけ

- 経営改善や法令遵守について、柔軟に指導監督する仕組み(勧告等)に関する規定を整備
- 都道府県による財務諸表等の収集・活用、国による全国的なデータベースの整備 等

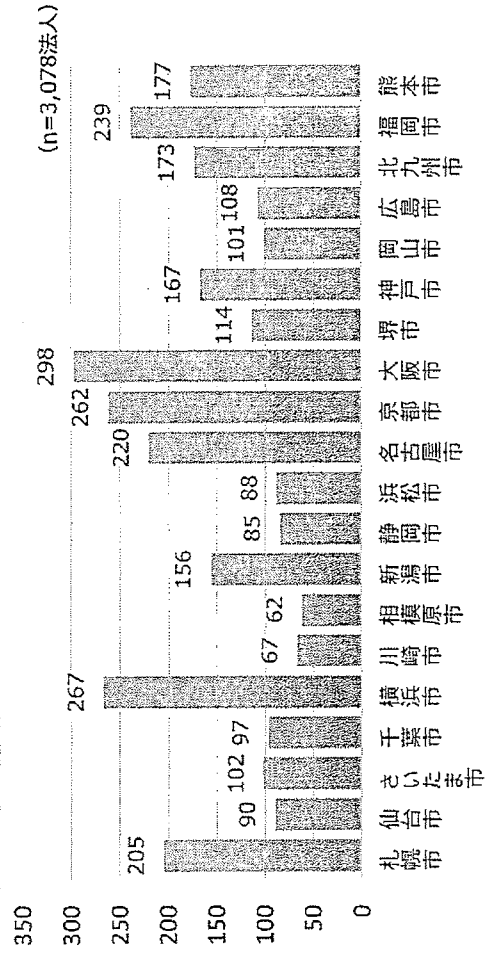
1. 社会福祉法人の状況

1-1. 所在地（主たる事務所）別法人数

都道府県別法人数



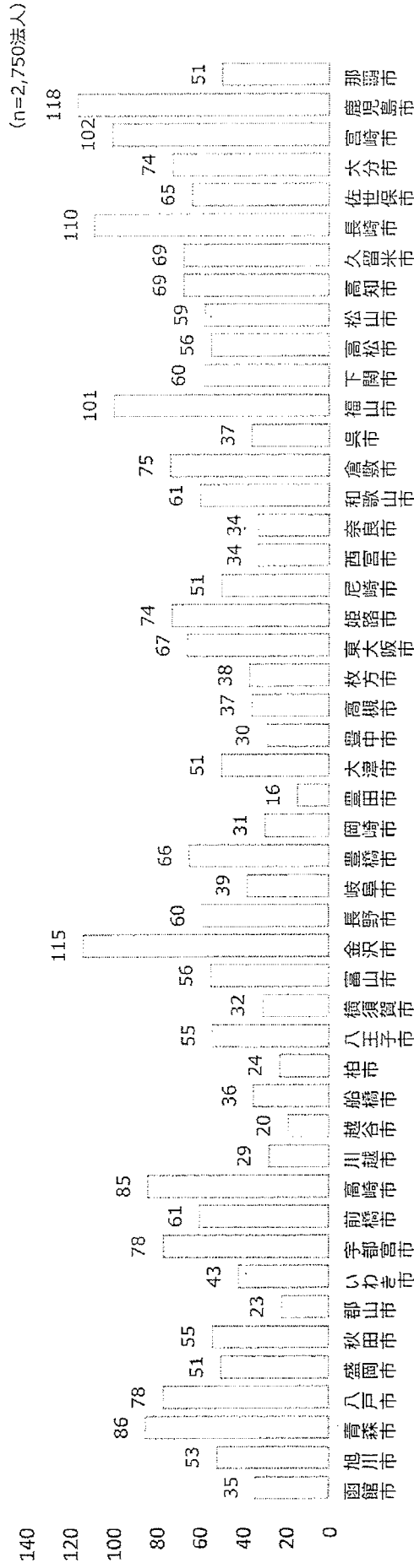
指定都市別法人数



- ・ 都道府県別では、大阪府（1,191）が最も多く、次いで、福岡県（1,142）、東京都（298）と続いている。
- ・ 指定都市別では、大阪市（298）が最も多く、次いで、横浜市（267）、京都市（262）と続いている。
- ・ 中核市別（次頁参照）では、鹿児島市（118）が最も多く、次いで、金沢市（115）、長崎市（110）と続いている。

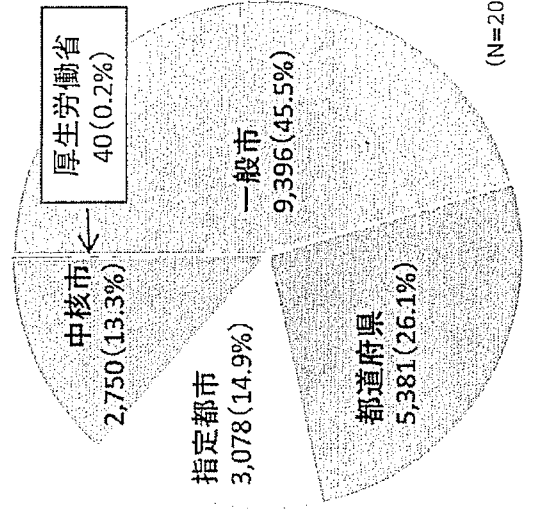
1-1.所在地（主たる事務所）別法人数（つぎ）

中核市別法人数



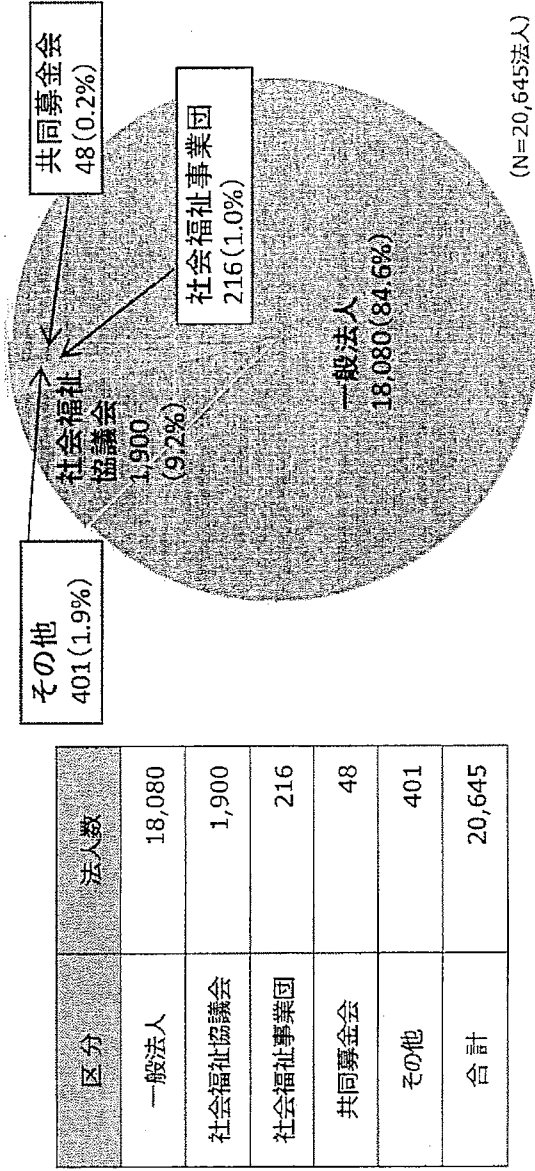
1-2.所轄庁別法人数

区分	所轄庁数	所管法人数
都道府県	47	5,381
指定都市	20	3,078
中核市	48	2,750
一般市	745	9,396
厚生労働省	1	40
合計	861	20,645



・一般市（45.5%）が最も多く、次いで、都道府県（26.1%）、指定都市（14.9%）、中核市（13.3%）、厚生労働省（0.2%）と続いている。

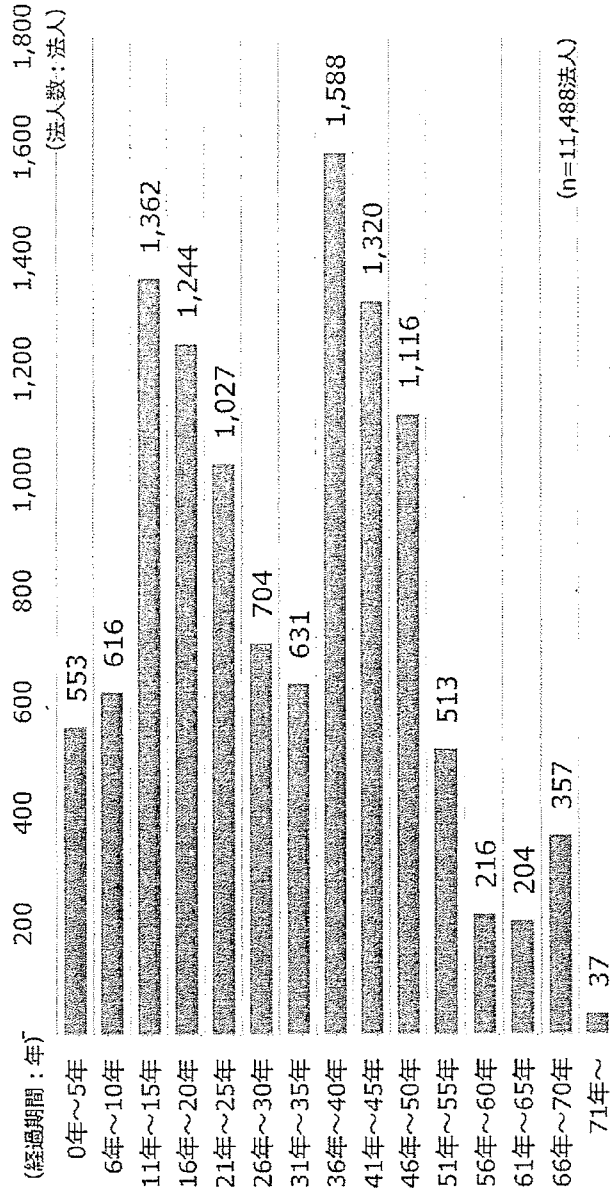
1-3. 法人種別法人数



・一般法人 (87.6%) が最も高く、次いで、社会福祉協議会 (9.2%)、その他 (1.9%)、社会福祉事業団 (1.0%)、共同募金会 (0.2%) と続いている。

「一般法人」とは、施設を運営する社会福祉法人。また「その他」とは、「一般法人」、「社会福祉協議会」、「共同募金会」、「社会福祉事業団」に該当しない法人である。

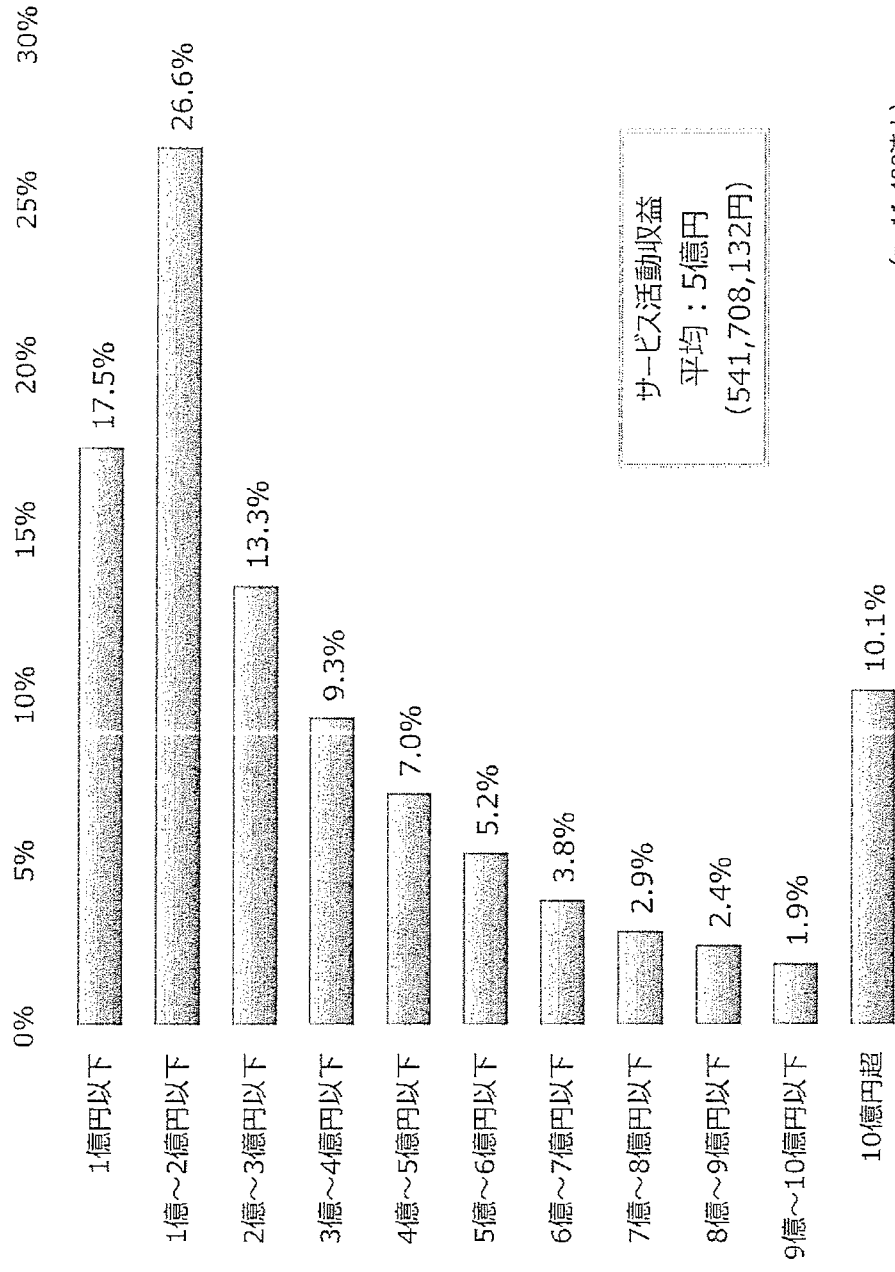
1-4. 設立認可からの経過期間別法人数



・36年～40年 (1,588法人) が最も多く、次いで、11年～15年 (1,362法人)、41年～45年 (1,320法人) と続いている。

2. 社会福祉法人の経営状況

2-1. 「サービス活動収益」の規模別の法人の割合



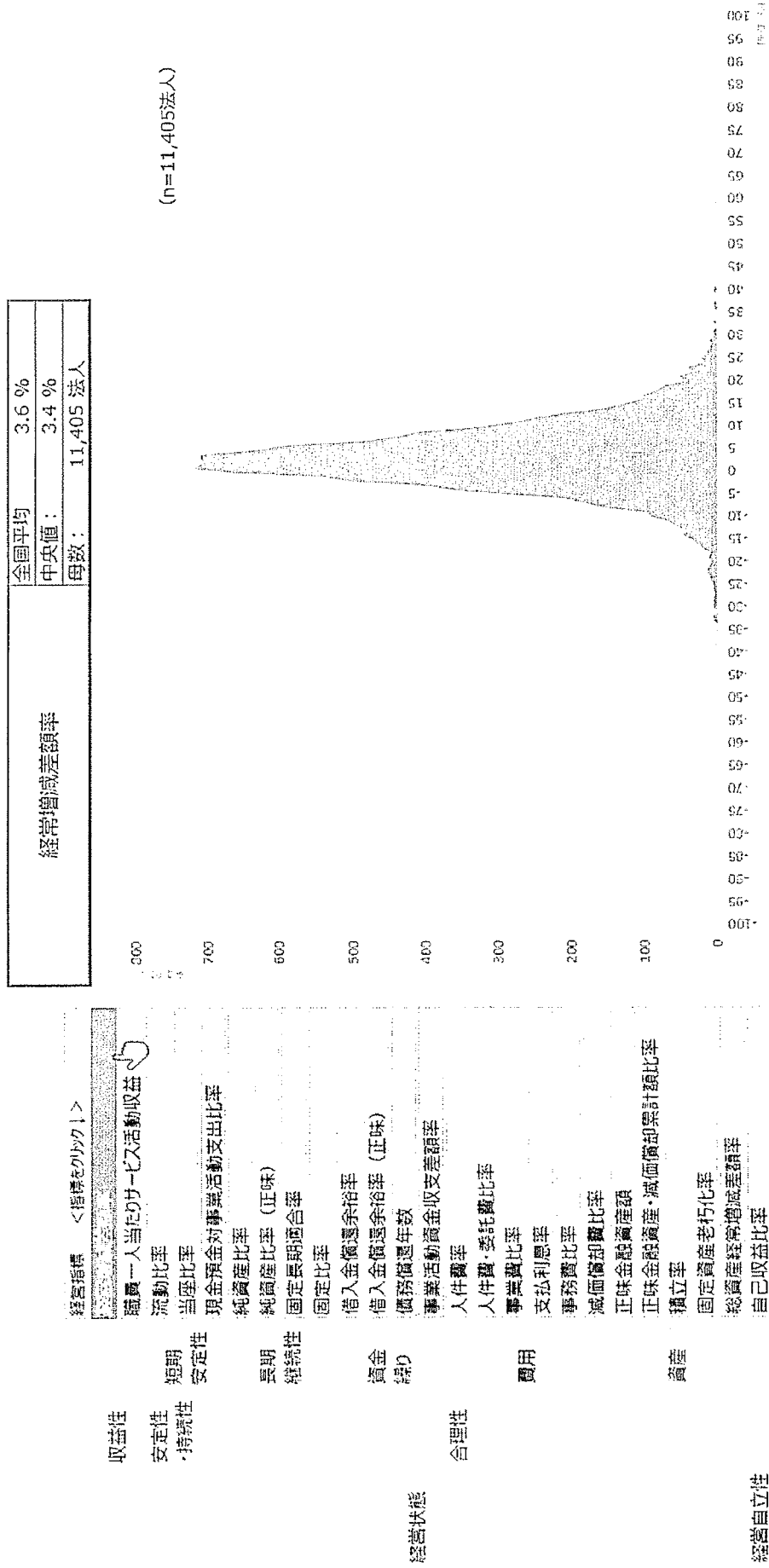
・ 1億～2億円 (26.6%) が最も多く、次いで、1億以下 (17.5%)、2億～3億円 (13.3%) と続いている。

・ また、サービス活動収益の平均は約5億円である。

サービス活動収益
平均：5億円
(541,708,132円)

(n=11,488法人)

2-2. 社会福祉法人の経営状態 (全国平均)



※ 経営指標については、日本公認会計士協会 (非営利法人委員会) が平成26年7月24日に公表した非営利法人委員会研究報告第27号「社会福祉法人の経営指標～経営状況の分析とガバナンス改善に向けて～」を参考に集約したものです。

経常増減差額率 (サービス活動収益に対する経常増減差額の割合)
経常増減差額 ÷ サービス活動収益計 (%)
 社会福祉法人の主目的は利益獲得ではないが、安定的・持続的に福祉サービスを提供するためには、一定の収益性を確保することが重要である。本書は、法人の収益性を理解するまでの基本的な指標である。

現況報告書等の集約結果について (6/6)

* 本資料は、現段階の集計、公表の項目であることから、HPにて正式に公表する際にはレイアウト等、変更があります。

山口県社会福祉協議会
YAMAGUCHI PREFECTURAL SOCIAL WELFARE ASSOCIATION

社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム

〒750-0001 山口県下関市大森町1-1-1

社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム

このウェブサイトでは、全国約5,000法人に属する現況報告書等（現況報告書、計算書及び社会福祉法人会計（仮）の算定を公表しています。ご活用いただくには、社会福祉法人の検索が必要です。当法人に関する現況報告書等の開示を閲覧することができます。

※ 現況報告書等の開示は、社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム（7～10月）に限定されています。

地区が選択

沖縄

佐賀 福岡 大分 熊本 鹿児島
長崎 宮崎

山口 島根 鳥取 徳島
広島 岡山 香川 高知

兵衛 京師 滋賀 岐阜 愛媛 高松
大阪 奈良 愛知 三重

石川 福井 富山 新潟 長野 山梨 神奈川
群馬 静岡県 和歌山

北海道 青森 秋田 山形 福島 茨城 栃木 群馬 山梨 東京
千葉

検索条件

(オプショナル) 住所で絞り込む

(オプショナル) 名称で絞り込む

(オプショナル) 法人種別で絞り込む

(オプショナル) 法人規模で絞り込む

検索

新規追加

社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム

社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムにより社会福祉法人が所轄庁に届出を行った現況報告書、計算書類及び社会福祉法人会計（仮）の内容について集約した結果を公開しています。

集約結果を見る

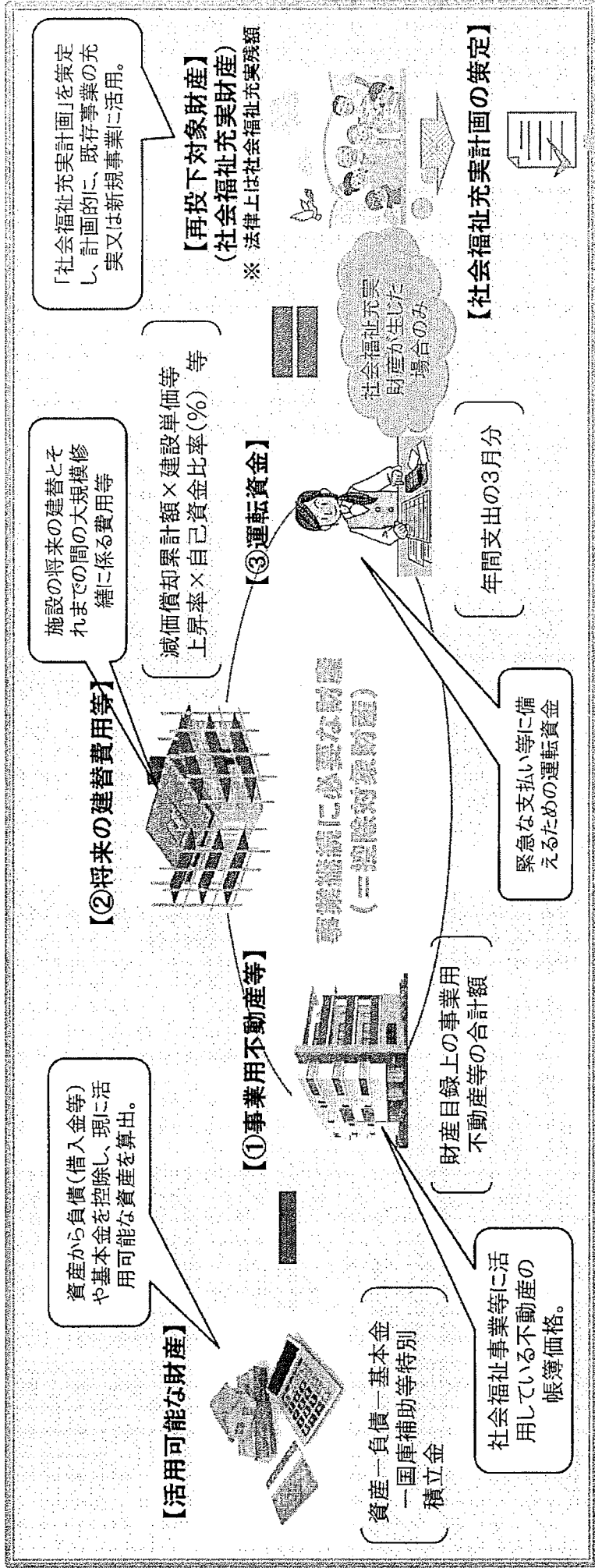
▶ 法人検索 ▶ 公表されている現況報告書等のダウンロード ▶ 利用案内 ▶ お問い合わせ

Copyright(C)2017 独立行政法人 福祉医療機構 (法人番号 SO10405003688)

「集約結果を見る」ボタンをクリックすることで、「集約結果」画面に遷移する。

再投下対象財産（社会福祉充実財産）の有効活用について

- 社会福祉法人が保有する財産については、事業継続に必要な財産（控除対象財産）を控除した上で、再投下対象財産（社会福祉充実財産）を明確化する。
- 社会福祉充実財産が生じる場合には、法人が策定する社会福祉充実計画に基づき、既存事業の充実や新たな取組に有効活用する仕組みを構築する。



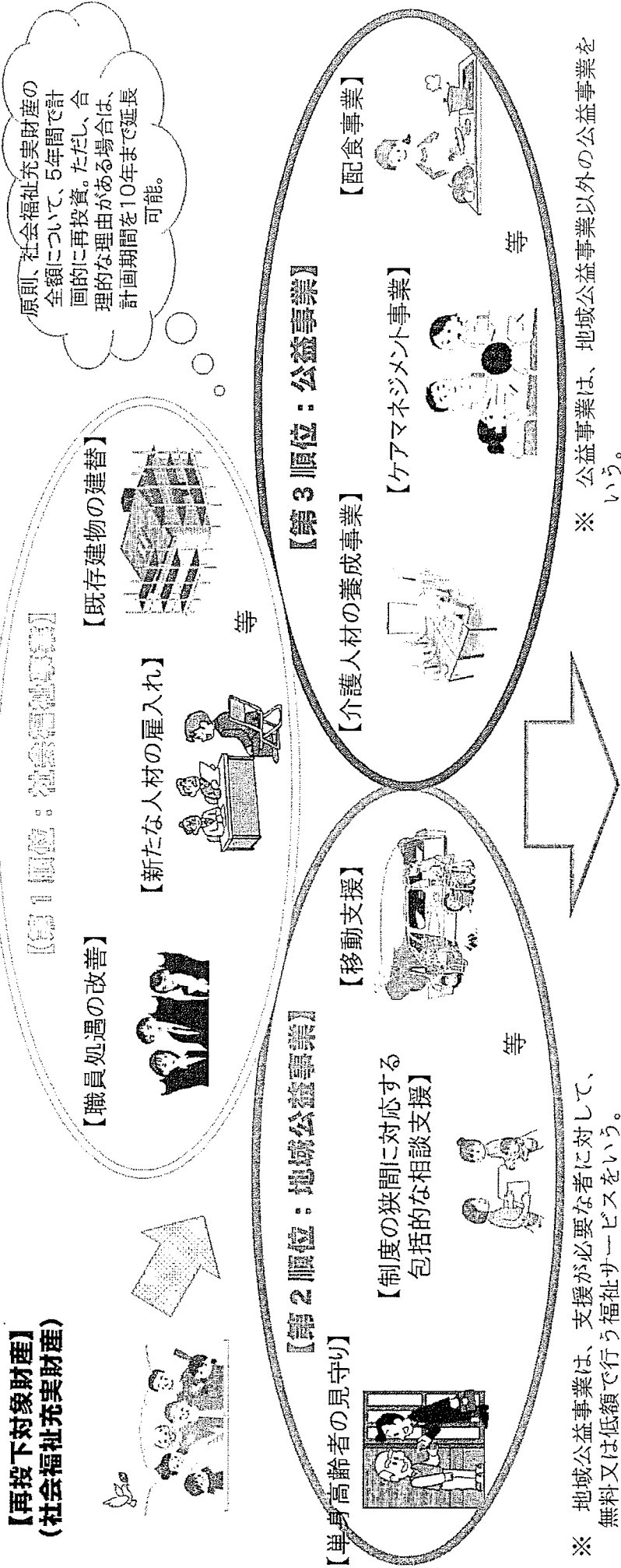
（社会福祉充実財産の用途は、以下の順に検討の上、法人が策定する社会福祉充実計画に基づき、既存事業の充実や新たな事業に再投資）



再投下対象財産（社会福祉充実財産）の用途について

○ 再投下対象財産（社会福祉充実財産）は、法人が社会福祉充実計画を策定することにより、その用途を「見える化」するものであり、法人の自主的な経営判断の下、収益事業を除き、例えば以下のような様々な事業に柔軟に活用が可能である。

【再投下対象財産】 （社会福祉充実財産）



① 既存事業の充実又は新規事業の開設のいずれにも充てることが可能。

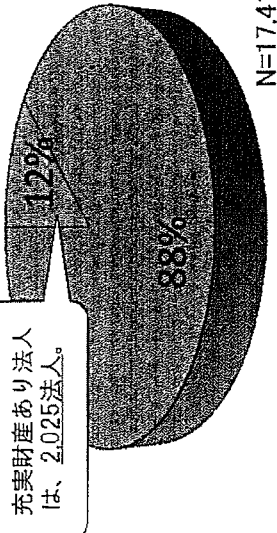
② 社会福祉充実財産に加え、控除対象財産等を組み合わせて、事業を実施することも可能。

③ 社会福祉充実財産は毎年度見直しを行い、当該財産額の変動等に応じて用途の変更が可能。

平成29年度における「社会福祉充実計画」の策定状況等について

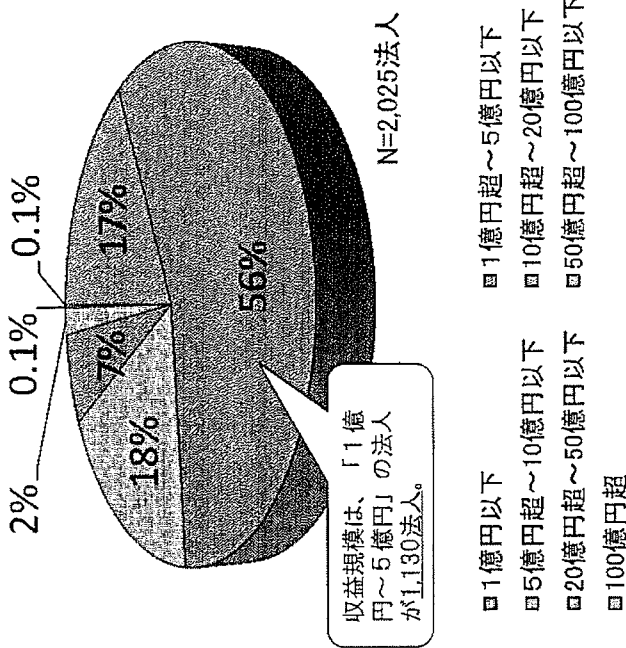
- 社会福祉法人においては、平成29年度から、毎会計年度、その保有する財産から事業継続に必要な財産（控除対象財産）を控除する計算を行い、これを上回る財産（社会福祉充実財産）が生じる場合には、既存事業の充実又は新規事業の実施を内容とする社会福祉充実計画を策定し、これに従って当該財産を再投下しなければならないこととされている。
- 以上を踏まえ、所轄庁を通じて、平成29年度における社会福祉充実計画の策定状況等について、本年7月1日時点で調査を行ったところ、以下のような結果であった。（有効回答17,417法人／調査対象20,625法人）

1. 社会福祉充実財産の有無



- 充実財産あり 2,025法人
- 充実財産なし 15,392法人

2. 社会福祉充実財産が生じた法人の収益規模別法人数



4. 社会福祉充実計画で実施する事業の種類

社会福祉事業	地域公益事業	公益事業	合計
4,116	123	120	4,359
94%	3%	3%	

3. 社会福祉充実財産が生じた法人の社会福祉充実計画の内容

事業内容	事業数	割合
新規事業の実施	625	14%
職員給与、一時金の増額	547	13%
研修の充実	394	9%
既存事業の定員、利用者の拡充	80	2%
既存事業のサービス内容の充実	283	7%
サービス向上のための新たな人材の雇入れ	324	7%
既存施設の建替、施設整備	1,692	39%
その他(職員の福利厚生)	128	3%
その他(上記以外)	286	7%
合計	4,359	

「地域における公益的な取組」について

○ 平成28年改正社会福祉法において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設され、平成28年4月から施行されている。

(参考)社会福祉法(昭和26年法律第45号)(抄)
第24条 (略)

2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを提供するよう努めなければならない。

【社会福祉法人】



地域における公益的な取組

① 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される「福祉サービス」であること

(在宅の単身高齢者や障害者への見守りなど)



(留意点)
社会福祉と関連のない事業は該当しない

② 「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」に対する福祉サービスであること

(生活困窮世帯の子どもに対する学習支援など)



(留意点)
心身の状況や家庭環境、経済的な理由により支援を要する者が対象

③ 無料又は低額な料金で提供されること

(留意点)
法人の費用負担により、料金を徴収しない又は費用を下回る料金を徴収して実施するもの

○ 社会福祉法人の地域社会への貢献

⇒ 各法人が創意工夫をこらした多様な「地域における公益的な取組」を推進

地域において、少子高齢化・人口減少などを踏まえた福祉ニーズに対応するサービスが充実

「地域における公益的な取組」の取組状況について

- 「地域における公益的な取組」については、これまでも地域の実情に応じて現に多様な取組が行われてきたところであるが、平成29年度においては、例えば以下のような取組がなされており、平成28年改正社会福祉法を踏まえ、各地域において広がりを見せてきている。
- 厚生労働省においては、各法人において、「地域における公益的な取組」に円滑に取り組むことができるよう、環境整備に努めるとともに、各地域における取組事例の収集を行いつつ、優良事例の周知等に努めていく。

（制度外サービスの創出）

- ・ 日常生活上の支援を必要とする高齢者等に対して、サポーターとして登録された地域住民を派遣し、見守りや家事援助などのサービスを提供
- ・ 草取り、院内付添、大掃除など介護保険外のサポートの実施
- ・ 地域住民の参加を募り、単身高齢者に対する「雪かき応援隊」活動を実施
- ・ 障害のある利用者の日中活動の一環として、地域住民の日常生活の困りごとのお手伝い活動を実施

（各種相談窓口の設置）

- ・ 同一区内で事業を展開する26の法人が共同で無料相談窓口を開設
- ・ 成年後見制度活用推進窓口を設置し、週1日の頻度で相談担当者を配置

（移動支援）

- ・ 地域と市の中心街を結び送迎バスの運行

（地域住民に対する普及啓発）

- ・ 地域住民を対象に、認知症の症状の改善等のノウハウを伝達する塾を開講

（地域住民相互の交流支援・ニーズ把握）

- ・ 地域の空き家を活用し、単身高齢者や認知症高齢者の外出・安らぎの場の提供
- ・ 商店街に高齢者の居場所となるサロンを開設し、地域の高齢者ニーズを把握
- ・ 自宅にひきこもりがちな地域住民を清掃等のボランティア活動に参加させるとともに、施設給食を無償で提供

会計監査人設置義務の範囲について

会計監査人設置義務法人

- 会計監査人設置の基準については、最終会計年度の収益30億円／負債60億円を超える法人。
- 会計監査人の導入は、今回の改革の柱の一つであり、しっかりとした監査体制を構築し、社会福祉法人への信頼を確立するとともに、法人の経営力強化・効率的な経営の観点からも、一定の規模を超える社会福祉法人に会計監査人による監査を義務付け、ガバナンスの強化、財務規律の強化を図ることが重要である。
- 会計監査人の導入については、①選任までに、予備調査を含め、一定の期間が必要であるほか、②監査を受ける社会福祉法人及び監査を実施する公認会計士等の双方において、会計監査人制度・社会福祉法人制度等への理解及び態勢整備等の準備が必要である。
- 会計監査人制度を円滑に導入し、より多くの社会福祉法人に安定的に根付かせていくためには、段階的に制度を導入することが適当であり、具体的には、以下のとおり。

- ・ 平成29年度、平成30年度は、収益30億円を超える法人又は負債60億円を超える法人
- ・ 平成31年度、平成32年度は、収益20億円を超える法人又は負債40億円を超える法人
- ・ 平成33年度以降は、収益10億円を超える法人又は負債20億円を超える法人

と段階的に対象範囲を拡大。

ただし、段階施行の具体的な時期及び基準については、平成29年度以降の会計監査の実施状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを検討する。

会計監査人設置義務のない法人

収益30億円(負債60億円)以下の法人

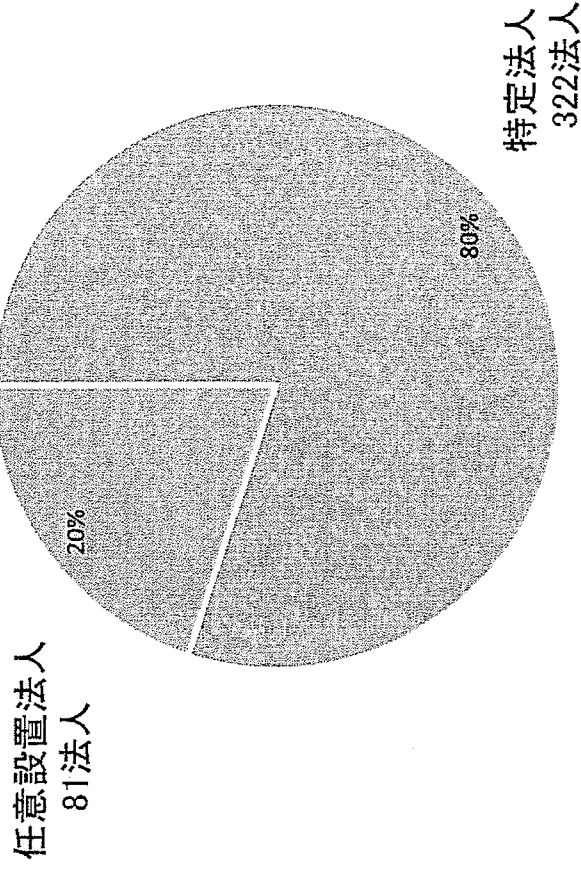
収益10億円(負債20億円)～収益30億円(負債60億円)の範囲の法人については、段階施行により、会計監査人設置義務の対象としていくことを予定している。(ただし、段階施行の具体的な時期及び基準については、平成29年度以降の会計監査の実施状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを検討する。)

平成29年度（10月1日時点）会計監査人設置状況調査（1/2）

①会計監査人設置法人数割合

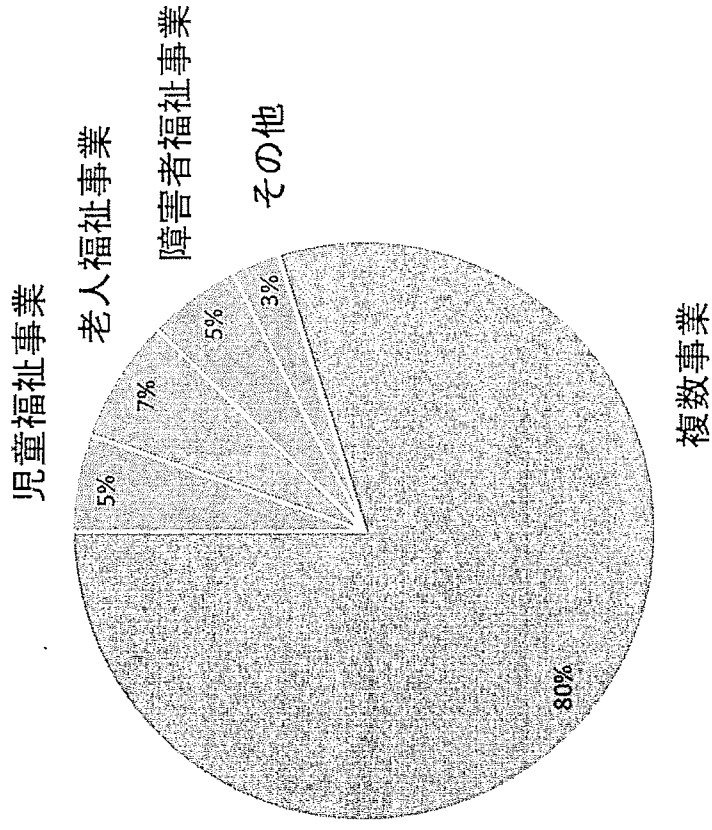
403法人 / 20, 665法人

※法人総数は平成28年度末現在（福祉行政報告例）



②会計監査法人の事業区分割合

403法人



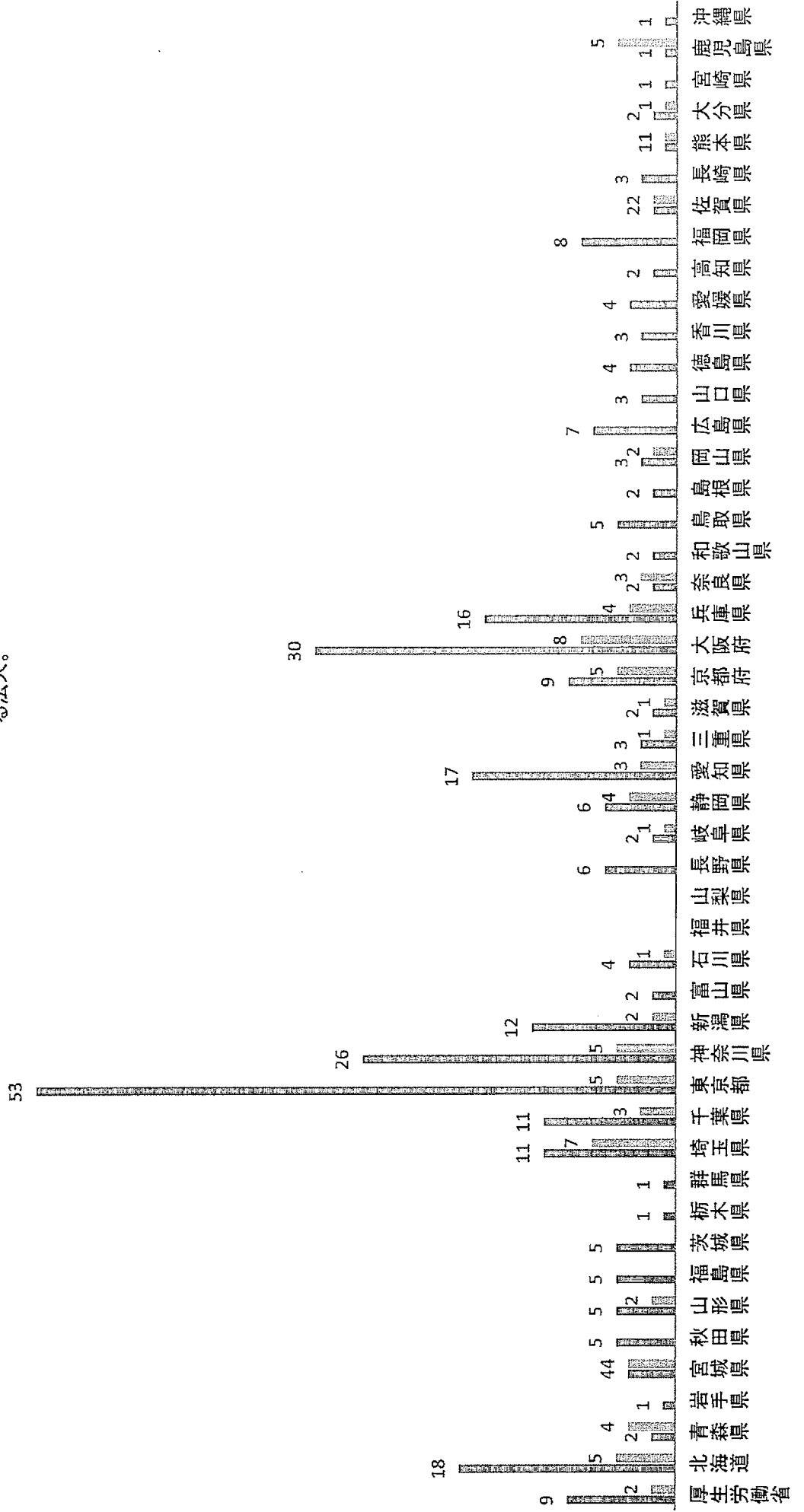
※特定法人とは、収益30億円を超える法人又は負債60億円を超える法人。
任意設置法人とは、特定法人以外の法人で定款上会計監査人を位置づけてい
る法人。

平成29年度（10月1日時点）会計監査人設置状況調査（2/2）

③都道府県別会計監査人設置数一覧

■ 特定法人 ■ 任意設置法人

※特定法人とは、収益30億円を超える法人又は負債60億円を超える法人。
任意設置法人とは、特定法人以外の法人で定款上会計監査人を位置づけてい
る法人。



社会福祉法人の指導監査の見直しに関する取組

指導監査について、団体、自治体と意見交換を行い、必要に応じて指導監査要綱等の見直しや監査を行う所轄庁職員に対する研修会を実施する。

平成29年度

<通知等>

- 「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」(平成29年4月27日付局長連名通知)を発出し、会計監査人設置等による監査周期の延長等、指導方法の標準化等の措置を実施
- 「指導監査ガイドライン」を示し、法令等の確認事項(チェックポイント)、確認を行う際に着目すべき点(着眼点)、文書指摘等を行う基準(指摘基準)等を明示

※ 通知発出にあたっては、関係団体及び自治体との意見交換を踏まえるとともにパブリックコメントを実施。

<研修会>

- 所轄庁(一般市も含む)職員に対する新指導監査実施要綱に関するブロック別担当者研修会の開催【5月～6月に北海道・東北、関東信越、東海北陸、近畿、中国四国、九州の全6ブロック】
- <意見交換会>
- 関係団体(5団体)、自治体(10自治体)と指導監査に関する実施状況の把握及び効率的・効果的な実施に向けた意見交換会を実施【12月(予定)】

平成30年度以降

- 所轄庁職員に対する研修の実施【29年度の実施状況を踏まえて検討】
- 指導監査に関する関係団体、自治体との意見交換【年度内】

社会福祉法人に対する指導監督の見直しについて

現状と課題

- ・ 監査事項に関して、具体的な確認内容や指導監督の基準が示されていないことから、所轄庁の指導が地域により異なる規制や必要以上に厳しい規制(口一カルルール)が存在している。
- ・ 地域の多様な福祉ニーズに対応していくためには、法人の自主性・自律性を尊重する必要がある。
- ・ 社会福祉法人の経営組織のガバナンスの強化を図るため、会計監査人監査が導入されるが、所轄庁監査との関係性を整理する必要がある。

規制改革(H26.6.24閣議決定)

- ・ 所轄庁における指導・監督を強化するため、監査のガイドラインや監査人材の育成プログラムを策定することとし、その工程表を策定する。
- 工程表に基づき、監査のガイドラインを平成29年4月に策定するとともに、平成29年5月から6月にかけて所轄庁に対する人材育成のための研修会を実施する。

附帯決議

- ・ 指導監督等の権限が都道府県から小規模な一般市にも委譲されていることから、所轄庁に対し適切な支援を行う。
- ・ 指導監督に係る国の基準を一層明確化することで標準化を図ること。

見直しの方向性

<考え方>

社会福祉法人に対する指導監督については、ガバナンス強化等による法人の自主性・自律性を前提とした上で、国の基準を明確化(ローカルルールのは正)し、指導監督の効率化・重点化を図る。

<対応>

①指導監査要綱の見直し、監査ガイドラインの作成・周知

- ・ 法令、通知等で明確に定められた事項を原則とし、監査事項の整理・簡素化を図る。併せて、監査の確認事項や指導監査の基準を明確化したガイドラインを作成し、所轄庁へ通知するとともに法人にも周知を図る。

②会計監査人監査導入に伴う行政監査の省略・重点化

- ・ 指導監査要綱の見直しの際、会計監査人監査において確認する会計管理に関する監査事項の重複部分の省略を可能とし、監査の重点化を図る。

③監査周期等の見直しによる重点化

- ・ 前回の監査結果等を踏まえ、経営組織のガバナンスの強化等が図られている等、良好と認められた法人に対する監査の実施周期を延長。一方、ガバナンス等に大きな問題があると認められる法人に対しては、毎年度監査を実施するなど、指導監査の重点化を図る。

④監査を担う人材の育成

- ・ 社会福祉法人に対する指導監査が法定受託事務であることを踏まえ、監査ガイドライン等により、所轄庁職員を育成するためのプログラムを作成し、平成29年度より研修を実施する。

指導監督の見直しに向けた団体、自治体との意見交換の実施

- ・ 監査要綱及び監査周期の見直し等に当たり、関係団体及び自治体の意見を踏まえ検討。また、制度施行後も不断の見直しに向けた意見交換を実施。

魅力ある職場づくりに取り組む保育事業主の皆さまへ

職場定着支援助成金のご案内

～雇用管理制度助成コース（短時間正社員制度）、
保育労働者雇用管理制度助成コース～

1 雇用管理制度助成コース（短時間正社員制度）

保育事業主が新たに短時間正社員制度を導入・実施し、労働者の離職率の低下に取り組んだ場合に助成するもので、雇用管理改善を推進し、人材の定着・確保と、魅力ある職場の創出を目的としています。

助成金の概要



制度導入助成：10万円（※短時間正社員制度のみ導入）

保育事業主が、新たに短時間正社員制度を導入、実施した場合に制度導入助成10万円を支給します。

※当該制度とは別に①評価・処遇制度、②研修制度、③健康づくり制度、④メンター制度の雇用管理制度を併せて新たに導入した場合は、1制度につき10万円を支給します（合わせて最大50万円）。



目標達成助成：57万円（生産性要件を満たした場合は72万円）

Aに加え、離職率に関する目標を達成した場合に、目標達成助成57万円（生産性要件を満たした場合は72万円）を支給します。

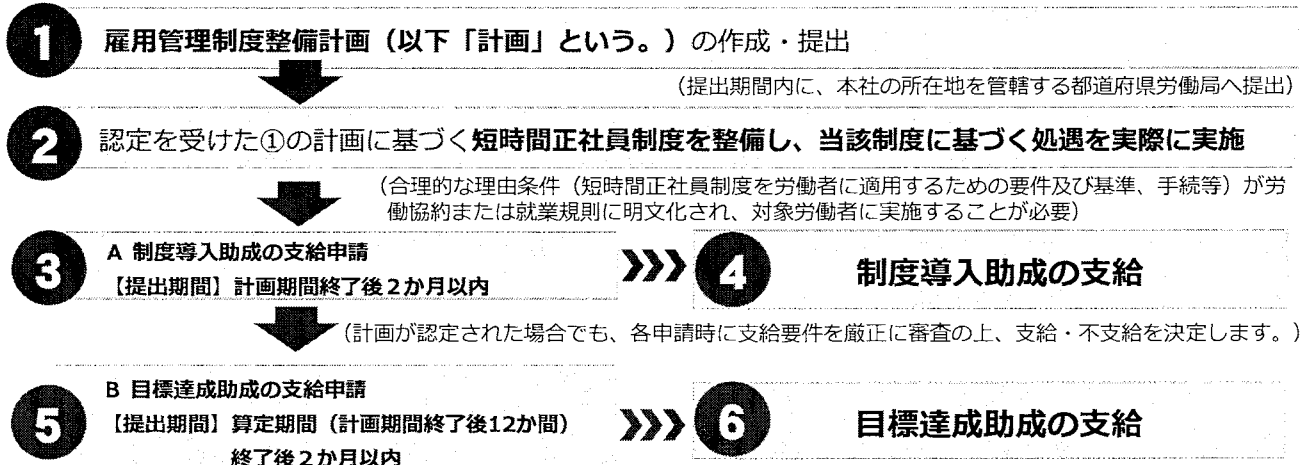
短時間正社員の定義、離職率に関する目標、生産性要件及びその他要件等の詳細については、厚生労働省HPをご覧ください。最寄りの都道府県労働局へお問い合わせください。

◆インターネットでの検索

助成金の対象となる短時間正社員制度

1. 事業主が雇用している労働者または新たに雇い入れる労働者を短時間正社員とする制度を新たに導入であること。
2. 当該制度が実施されるための合理的な条件が労働協約または就業規則に明示されていること。
3. 雇用管理制度整備計画期間内に退職が予定されている者のみを対象とするものでないこと。

助成金支給までの流れ



II 保育労働者雇用管理制度助成コース

保育分野における人材不足を解消するため、保育事業主が保育労働者の職場への定着の促進に資する賃金制度の整備・実施を通じて、労働者の離職率の低下に取り組んだ場合に助成するもので、雇用管理改善を推進し、人材の定着・確保と、魅力ある職場の創出を目的としています。

助成金の概要

A

制度整備助成：50万円

保育事業主が保育労働者の職場への定着の促進に資する賃金制度の整備（職務、職責、職能、資格、勤続年数等に応じて階層的に定めるものの整備）を行い、実施した場合に**制度整備助成（50万円）**を支給します。

B

目標達成助成（第1回）：57万円

Aに加え、賃金制度の適切な運用を経て、保育労働者の離職率に関する目標を達成した場合、計画期間終了1年経過後に**目標達成助成（第1回）（57万円（生産性要件を満たした場合は72万円））**を支給します。

C

目標達成助成（第2回）：85.5万円

Bに加え、賃金制度の適切な運用を経て、保育労働者の離職率に関する目標を達成した場合、計画期間終了3年経過後に**目標達成助成（第2回）（85.5万円（生産性要件を満たした場合は108万円））**を支給します。

離職率に関する目標、生産性要件及びその他要件等の詳細については、厚生労働省HPをご覧ください。最寄りの都道府県労働局へお問い合わせください。

◆インターネットでの検索

職場定着支援助成金

検索

助成金の対象となる賃金制度

助成金の対象となる賃金制度とは、保育労働者の職場への定着を促進するために、職務、職責、職能、資格、勤続年数等に応じて階層的に定めるもの（一労働者に対して単一の額を定めるものを除く。）をいいます。

原則として、雇用する全ての保育労働者について適用されている必要があります。

助成金支給までの流れ

1

保育賃金制度整備計画（以下「計画」という。）の作成・提出

（提出期間内に、本社の所在地を管轄する都道府県労働局へ提出）

2

認定を受けた①の計画に基づく制度を整備し、すべての保育労働者に実施

（労働協約または就業規則に明文化することが必要。

また、全ての保育労働者（パートなど非正規労働者を含む。）に実施することが必要）

3

A 制度整備助成の支給申請

【提出期間】計画期間終了後の2か月以内

4

制度整備助成の支給

（計画が認定された場合でも、各申請時に支給要件を厳正に審査の上、支給・不支給を決定します。）

5

B 目標達成助成(第1回)の支給申請

【提出期間】第1回算定期間（計画期間終了後12か月間）終了後2か月以内

6

目標達成助成（第1回）の支給

7

C 目標達成助成(第2回)の支給申請

【提出期間】第2回算定期間（第1回算定期間終了後24か月間）終了後2か月以内

8

目標達成助成（第2回）の支給

職場定着支援助成金には上記以外にも、魅力ある職場づくりに取り組む事業主の皆様にご利用いただける、介護事業主の皆様を対象とした「介護福祉機器助成コース」、「介護労働者雇用管理制度助成コース」があります。

手続きなどの詳細、詳しい支給のための要件、ご不明な点は、最寄りの都道府県労働局におたずねください。



全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ◆平成30年度予算案が示される
～子ども・子育て支援新制度に総額2兆5,885億円（前年度比5.4%増） …… 1
- ◆全保協「保育所・認定こども園リーダートップセミナー」を来年2月に開催
～現場リーダーとしてさらなる研鑽を！ …… 6
- ◆全保協 教育・保育施設長専門講座「リカレント研修会」
～さらなるレベルアップをめざす方の学びの場 …… 7
- ◆平成30年度予算案が示される ～子ども・子育て支援新制度に総額2兆5,885億円（前年度比5.4%増）

平成29年12月22日、平成30年度予算案が閣議決定されました。子ども・子育て支援新制度の実施（一部社会保障の充実分含む）には、総額で2兆5,885億円が確保され、前年度に比して5.4%の増となりました。

このうち、子どものための教育・保育給付は、9,031億円（29年度は7,928億円）に拡充され、平成29年人事院勧告を反映した処遇改善のための30年度公定価格の設定（保育士平均+1.1%）や、幼児教育の段階的無償化等が盛り込まれました。

○子どものための教育・保育給付 9,031億円の内訳

- ・子どものための教育・保育給付費負担金 8,977億円（29年度7,879億円）
施設型給付、委託費（認定こども園、幼稚園、保育園に係る運営費）
地域型保育給付（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費）

○子どものための教育・保育給付費補助金 54億円（29年度49億円）

認可保育園等への移行を希望する認可外保育施設に対する運営費支援の補助基準額について引き上げるとともに定員規模に応じて設定する仕組みとする。また、認定こども

園への移行を希望して長時間の預かり保育を行う幼稚園に対し、特定教育・保育施設への移行を前提として運営に要する費用について支援を行う。

地域子ども・子育て支援事業は1,356億円(29年度は1,239億円)の増額で、放課後児童クラブの定員を2019年度末までに約30万人分拡充するための整備費などを主な内容としています。

また、「0.7兆円の範囲で実施する事項」として整理された「質の向上」の事項については、平成30年度予算(案)においても引き続き全て実施されます。

平成30年度における子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」項目

○「0.7兆円の範囲で実施する事項」として整理された「質の向上」の事項については、平成30年度予算(案)においても引き続き全て実施

	量的拡充	質の向上
所 要 額	4,258億円	2,684億円
主 な 内 容	○認定こども園、幼稚園、保育園、地域型保育の量的拡充 (待機児童解消加速化プランの推進等)	○3歳児の職員配置を改善(2.9:1→1.5:1) ○私立幼稚園・保育所等、認定こども園の職員配置の改善(3%) ○保育標準時間認定に対応した職員配置の改善 ○待機児童の充実 ○小規模保育の体制強化 ○就労支援、賃付料等への対応 など
	○地域子ども・子育て支援事業の量的拡充 (地域子育て支援拠点、時間外、放課後児童クラブ等)	○放課後児童クラブの充実 ○病児・病後児保育の充実 ○利用者支援事業の推進 など
	○社会的養護の量的拡充	○児童養護施設等の職員配置を改善(5.5:1→4:1等) ○児童養護施設等での家庭的な養育環境の充実 ○民間児童養護施設等の職員給与の改善(3%) など
	量的拡充・質の向上 合計 6,942億円	

○子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」を実現するために「0.7兆円」の対応が必要とされたことである。数値においては、引当額を、その確保に投入見込める。

待機児童解消に資する保育の受け皿を確保するため、保育園等の整備などによる受入児童数の拡大を図るとともに、それに伴って必要となる保育人材を確保するため、定員規模に応じた保育補助者の雇上げ支援額の拡充や、保育園等に勤務する保育従事者等に係る保育士資格取得支援における対象者の拡大などが推進されます。

○保育の受け皿拡大 889億円(6.5万人分を確保)(29年度689億円)

○保育人材確保のための総合的な対策

・保育補助者雇上強化事業 **【拡充】**

【事業内容】 保育園等における保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図ることを目的として、保育士の補助を行う保育補助者の雇上げに必要な費用を補助する。

【実施主体】 市町村

【補助額】 <現行> 年額221.5万円(短時間勤務1名分)

＜平成 30 年度予算案＞

定員 121 人以上の施設が 2 名の保育補助者の雇い上げができるよう、補助額を引き上げ（年額 443 万円）

【保育補助者の要件】

＜現行＞ 子育て支援員研修等の必要な研修を受講した者等

＜平成 30 年度予算案＞

保育園等での実習（40 時間想定）を修了した者を補助対象とできるよう、要件を緩和

【補助率】 国：3/4、地方：1/4（都道府県 1/8、市区町村 1/8 又は 指定都市・中核市 1/4）

・ 保育体制強化事業 【拡充】

【事業内容】 清掃業務や遊具の消毒、給食の配膳、寝具の用意、片付けといった保育に係る周辺業務を行う者の配置の支援を行い、保育士の業務負担の軽減を図る。

【実施主体】 すべての市町村

（29 年度までは待機児童解消加速化プラン参加市町村のみ）

【補助単価】 1 か所当たり月額 9 万円

【対象施設】 保育園、幼保連携型認定こども園（29 年度までは保育所のみ）

【補助率】 国：1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4

・ 保育士資格の取得支援 【拡充】

（養成校ルート）

保育園等に勤務する保育従事者の保育士資格取得支援のため、保育士養成施設における受講料（1/2 相当。上限 30 万円）と、受講に伴い必要となる代替職員の雇い上げに必要な費用を支援。

【対象者】 非常勤職員を含む全ての職員に対象者を拡大

（29 年度までは常勤職員のみ）

【補助率】 国：1/2、都道府県・指定都市・中核市：1/2

※認可外保育施設保育士資格取得支援事業については、

国 3/4、都道府県・指定都市・中核市：1/4

・ 保育士試験による資格取得支援事業 【拡充】

（試験ルート）

保育士試験の合格を目指すものに対し、保育士試験受験のために学習に要した経費（教材費等）の 1/2（上限 15 万円）を支援

【支給対象期間】 支給対象期間を拡大し、2 年前までに要した費用を補助

（29 年度までは、保育士試験（筆記試験）から起算して 1 年前までに要した費用）

【補助率】 国：1/2、都道府県・指定都市・中核市：1/2

また、「広域的保育園等利用事業」における自宅等から保育園等への直接送迎の実施について拡充されるとともに、新たに、家庭的保育事業における複数の事業者・連携施設による共同実施の支援策が織り込まれました。

平成 29 年度から実施されている、医療的ケア児保育支援モデル事業〔*〕は、対象箇所が 60 か所に倍増されます（29 年度 30 か所）

〔*〕保育園等の利用を希望する医療的ケアを必要とする子どもの受入体制の整備を進めるため、地方自治体における看護師配置や保育士のたん吸引等に係る研修受講等を支援する。

○広域的保育園等利用事業 **【拡充】**

【事業内容】 近隣に入所可能な保育園等が見つからない児童に対し、自宅から遠距離にある保育園等でも通所を可能にするため、送迎バス等を活用した保育園等への送迎を実施する。

また、新たに、送迎センターを経由せずに保育園等に直接送迎することを可能とするほか、送迎センターの設置のための改修等を支援する。

【実施主体】 市町村

【補助単価】

- ①従来型保育士等雇上費 500 万円、運転手雇上等費 500 万円、事業費 1,000 万円
- ②直接送迎型 **【拡充】** 保育士等雇上費 500 万円、運転手雇上等費 500 万円、事業費 100 万円 ※この他、バス等購入費 1,500 万円（又は借上費 750 万円）
- ③送迎センターの改修 **【拡充】** 720 万円

【補助率】 1/2（国：1/2、市町村 1/2）

なお、12 月 8 日に閣議決定された 2 兆円規模の「新たな経済政策パッケージ」に関連して、子ども・子育て支援法に定める拠出金率の上限を 0.25% から 0.45% に変更するための法改正を次期通常国会にて行い、増額 0.2% 分（0.3 兆円）を「子育て安心プラン」の現に必要な企業主導型保育事業と保育の運営費（0～2 歳児相当分）に充てることとされました。

上記拠出金率の引上げは段階的に実施することとし、平成 30 年度は、0.29%（現行 + 0.06%）とされます。

一方、文部科学省予算では、幼児期の教育内容等の充実の項目が 0.3 億円（29 年度は 0.2 億円）に微増しました。その内容として、幼稚園における 2 歳児の円滑な受入れのための調査研究が新規事項として設定され、具体的には、幼稚園等における 2 歳児の円滑な受入方法等についての調査研究を行い、2 歳児から 3 歳児への切れ目ない対応（幼稚園接続保育）の実施を推進するとともに、幼稚園等における待機児童解消に向けた取り組みを推進するとされています。

※平成 30 年度子ども・子育て支援関連の予算資料は、以下 URL からご覧になれます。

○内閣府：平成 30 年度予算（案）の概要

http://www.cao.go.jp/yosan/soshiki/h30/yosan_gai_h30.pdf

○平成 30 年度厚生労働省予算案の概要

<http://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/18syokanyosan/dl/01-01.pdf>

○平成 30 年度予算案の概要（子ども家庭局）

<http://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/18syokanyosan/dl/gaiyo-09.pdf>

○厚生労働省 子ども家庭局 保育課：平成 30 年度保育対策関係予算（案）の概要

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000123466.html>

◆参考：平成 29 年度補正予算（案）の主な内容は、次のとおりです。

○保育園等の整備の推進 643 億円

市町村が策定する整備計画に基づき、保育園、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備や改修による保育の受け皿整備に要する経費に充てるため、市町村に交付金等を交付する。また、「子育て安心プラン」に基づき、意欲のある自治体の取組を支援するため、補助率を嵩上げ（1/2→2/3）し、保育の受け皿の整備を推進する。

○保育園等における ICT 化推進事業 13 億円

保育士の業務負担軽減を図るため、保育計画や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務に係るシステムの購入費用について支援する。

【実施主体】市区町村

【補助単価】1 施設当たり 100 万円

・業務負担が軽減される例

《保育に関する計画・記録》

手書きで作成していた各期間（年・月・週・日）ごとの指導計画や保育日誌について、システムにより、関連する項目が自動的に入力される。

《登降園管理》

手作業で行っていた子どもの出欠状況の集計や延長保育料金の計算について、タッチパネル式の機器の導入により、登園・降園時間がシステムで管理され、出欠状況の集計や延長保育料金の計算が自動的に行われる。

【補助率】国：1/2、市区町村 1/4、事業者：1/4

○保育園等における事故防止推進事業 3.1 億円

保育における重大事故については、睡眠中等の場面で発生しやすいことから、保育所等が、事故防止のために活用できる備品を購入することを支援する。

・備品の例

無呼吸アラーム：乳幼児の呼吸や心肺の動きの低下を関知した場合にアラーム音とランプにより警告

午睡チェック：乳幼児の身体の動きの回数の低下やうつぶせ寝状態に御なったことを関知した場合にアラーム音とランプにより警告

バウンサー： 睡眠中も仰向けになり、顔が見えるため無資格者にも子どもの観察が容易なベビーチェア

【実施主体】 市区町村

【補助単価】 子ども 1人当たり 3万円

【補助率】 国：1/2、市町村 1/4、事業者：1/4

◆全保協「保育所・認定こども園リーダーシップセミナー」を来年2月に開催 ～現場リーダーとしてさらなる研鑽を！

本会では、標記セミナーを平成30年2月25日～26日に開催いたします。

保育現場を率いる現場リーダーとしてのさらなる研鑽を積んでいただくため、現場リーダーとして求められる「配慮を必要とする子どもやその家族への支援」、「災害時の地域子育て支援」、「リーダーシップや人材マネジメント」、「子どもを育む施設の役割や環境づくり」など、幅広い講義テーマを設定しております。

開催要項は、全保協ホームページ「研修会のページ」に掲載しております（ホームページにてお申込み受付中）。また、会報「ぜんほきょう」11月号に同封して会員の皆さまにお届けしております。ぜひご受講をご検討ください。

※全保協ホームページ「研修・大会等のご案内」<http://www.zenhokyo.gr.jp/kensyu/kensyu.htm>

全国保育協議会

平成29年度 保育所・認定こども園リーダーシップセミナー

I. 日程

平成30年2月25日（日）～26日（月）

II. 対象者

所長・園長、または準ずる方（主任保育士・主幹保育教諭等、現場リーダー層を含む）

III. 会場

新横浜プリンスホテル「シンフォニア」(5階)
〒222-8533 神奈川県横浜市港北区新横浜3-4
(JR、横浜市営地下鉄「新横浜駅」より徒歩約4分)

IV. 参加費

会員：14,000円 会員でない方：19,000円（交通費、宿泊費、昼食代は含みません）

V. 講義テーマ・講師

「保育現場に求められるリーダーシップ論」日本女子大学 教授 久田則夫氏

「子どもの育ちにおける保育所・認定こども園等の役割 一愛着に注目して一」

日本社会事業大学 教授 藤岡孝志氏

「配慮が必要な子どもと家族への支援 一貧困に着目して一」

神奈川県立保健福祉大学 教授 新保幸男氏

「非認知能力の重要性とは 一意欲、協調性、粘強さ、忍耐力、計画性一」

大阪総合保育大学 教授 大方美香氏

「災害時における地域の子育て支援」岩手県立大学 准教授 井上孝之氏

※この他のプログラムとして、行政説明（厚生労働省）、基調報告（全保協会長・万田康）を予定しております。

VI. 定員

400名（定員に達し次第、受付締切）

◆全保協 教育・保育施設長専門講座「リカレント研修会」～さらなるレベルアップをめざす方の学びの場

本会では、教育・保育施設長専門講座を修了された方等を対象として、レベルアップのための標記研修会を、2年に一度、開催しております。

今年度のテーマは2つです。「キャリアアップ研修の仕組みを中心とした最新の制度への対応と課題解決」、「保育士・保育教諭間の連携体制を構築するためのリーダーシップ」です。グループワークを中心として、保育の現場における課題を熱く語り、議論しながら解決策を探します。

開催要項は、対象となる方にお送りするとともに、全保協ホームページ「研修会のページ」に掲載しております。また、会報「ぜんほきょう」11月号に同封して会員の皆さまにお届けしておりますので、ご参照ください。

※全保協ホームページ「研修・大会等のご案内」<http://www.zenhokyo.gr.jp/kensyu/kensyu.htm>

全国保育協議会

平成29年度 教育・保育施設長専門講座「リカレント研修会」

I. 日程

平成30年2月26日（月）～27日（火）

II. 対象者

「全国保育協議会 教育・保育施設長専門講座（旧 保育所長専門講座） 修了生」

「全国保育士会 主任保育士・主幹保育教諭特別講座（旧 主任保育士特別講座） 修了生」

「全国保育協議会・全国保育士会 保育活動専門員 認定者」

「全国保育協議会 人材養成会議 修了生」

「全国保育協議会 協議員」

※お申込に際して、参加対象がご不明な場合は、全国保育協議会事務局へ
お問い合わせください。(TEL. 03-3581-6503 / E-mail : zenhokyo@shakyo.or.jp)

Ⅲ. 会場

商工会館「6G会議室」(6階)

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-4-2

(東京メトロ「霞ヶ関駅」から徒歩4分、「虎ノ門駅」から徒歩約3分)

Ⅳ. 参加費

20,000円(交通費、宿泊費、昼食代は含みません)

Ⅴ. 講義テーマ・講師

「子ども・子育て支援新制度」施行3年目を迎えての課題への対応

全国保育協議会 副会長／保育施策検討特別委員会 委員長 佐藤秀樹

「グループワーク」

※事前におまとめいただくテーマに沿って、グループワークを展開します。

全国保育協議会 保育施策検討特別委員会委員(オブザーバー参加)

「保育士・保育教諭間の連携体制を構築するためのリーダーシップとは」

岡崎女子大学 教授 矢藤誠慈郎氏

Ⅵ. 定員

50名(定員に達し次第、受付締切)

2018年度（平成30年度）予算案の概要 （子ども家庭局）

「子育て安心プラン」に基づく保育園等の受入児童数の拡大、「新しい社会的養育ビジョン」を踏まえた児童虐待防止対策の推進及び社会的養育の充実、「すくすくサポート・プロジェクト」に基づく子どもの貧困とひとり親家庭対策の推進及び母子保健医療対策の強化などにより、子どもを産み育てやすい環境を整備する。

《主要事項》

第1 「子育て安心プラン」をはじめとした総合的な子育て支援

- 1 保育の受け皿拡大・多様な保育の充実
- 2 子ども・子育て支援新制度の実施
- 3 子どもを産み育てやすい環境づくり

第2 児童福祉法等の改正を踏まえた児童虐待防止対策の推進及び社会的養育の充実

- 1 児童虐待の発生予防
- 2 児童虐待発生時の迅速・的確な対応
- 3 被虐待児などへの支援

第3 ひとり親家庭等の自立支援及びDV対策等の推進

- 1 ひとり親家庭等の自立支援の推進
- 2 配偶者からの暴力（DV）防止など婦人保護事業の推進

第4 東日本大震災からの復旧・復興への支援や防災対応の強化

- 1 児童福祉施設等の災害復旧に対する支援（復興庁計上）
- 2 被災した子どもに対する支援（復興庁計上）
- 3 児童養護施設等の耐震化等整備の推進

《予算額》

(単位：億円)

会計区分	平成 29 年度 当初予算額	平成 30 年度 予算案	増▲減額	伸び率
一般会計	4, 6 6 3	4, 7 3 3	+ 6 9	+ 1. 5 %
東日本大震災復興 特別会計	6. 9	1. 3	▲ 5. 6	▲ 81. 2 %

※ 数値は端数処理の関係上一致しないものがある。

2018 年度（平成 30 年度）における社会保障・税一体改革による社会保障の充実

- ・ 子ども・子育て支援の充実（公費） 6, 9 4 2 億円
 - 子ども・子育て支援新制度の実施（公費） 6, 5 2 6 億円（内閣府所管）
 - 児童入所施設措置費（公費） 4 1 6 億円（厚生労働省所管）

第1 「子育て安心プラン」をはじめとした総合的な子育て支援

「子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿の整備やこれに伴い必要となる保育人材の確保など、待機児童の解消に向け意欲的に取り組む地方自治体を積極的に支援する。

また、妊娠期から子育て期にわたるまでの支援のため、子育て世代包括支援センターの全国展開に向けその設置促進を図るとともに、地域の実情に応じて、産前・産後サポート事業、産後ケア事業の実施を支援する。

1. 保育の受け皿拡大・多様な保育の充実

(平成29年度当初予算額) (平成30年度予算案)

991億円 → 1,072億円

待機児童の解消に向け、「子育て安心プラン」に基づき、保育園等の整備を推進するとともに、保育を支える保育人材の確保のため、保育補助者の雇上げ支援の拡充など総合的な取組を推進する。

(1) 保育の受け皿拡大【一部拡充】

待機児童の解消に向け、保育の受け皿の確保を進めるため、補助率の嵩上げ(1/2→2/3)等の支援について引き続き実施し、保育園等の整備などによる受入児童数の拡大を図る。

また、土地等の所有者と保育園等を整備する法人のマッチングを行う「民有地マッチング事業」において、整備候補地の積極的な掘り起こしを行う場合について支援の拡充を図る。

(参考) 【平成29年度補正予算案】

- 「子育て安心プラン」の前倒しによる保育の受け皿整備の推進 643億円
- ・ 「子育て安心プラン」の前倒しによる保育の受け皿整備を進めるため、保育園等の整備に必要な経費を補助する。

(2) 多様な保育の充実【一部新規】

家庭的保育事業を推進するため、複数の事業者・連携施設が、保育環境の整備や経営の効率化を共同で実施する体制作りをモデル的に実施する。

また、自宅から距離のある保育園等の利用を可能にするため、「広域的保育所等利用事業」について、送迎センターからのみでなく自宅等から直接送迎する仕組みを可能にするなど拡充を図る。

さらに、保育園等において、医療的ケアを必要とする子どもの受入体制の整備を推進するため、保育士のたん吸引等に係る研修の受講や看護師の配置等への支援をモデル的に実施する。

(3) 保育人材確保のための総合的な対策【一部新規】

保育人材の確保のため、保育補助者の雇上げ支援について対象者の要件を緩和するなど充実を図る。

また、保育園等に勤務する保育従事者が保育士資格を取得する際の支援について、対象者の要件を見直し、充実を図る。

(参考) 【平成 29 年度補正予算案】

- 保育園等における ICT 化の促進 13 億円
 - ・ 保育士の業務負担軽減を図るため、保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務の ICT 化に必要な経費を補助する。

(4) 安心かつ安全な保育の実施への支援

保育園等での事故を防止するため、保育園等への巡回指導や事故予防のための研修の実施を支援する。

(参考) 【平成 29 年度補正予算案】

- 保育園等における事故防止対策の推進 3 億円

睡眠中等の場面で発生しやすい重大事故を防止するため、事故防止に役立つ備品の購入に必要な経費を補助する。

2. 子ども・子育て支援新制度の実施（一部社会保障の充実）

(平成 29 年度当初予算額)

(平成 30 年度予算案)

2兆4,550億円 → 2兆5,885億円（内閣府予算）

(1) 教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実（一部社会保障の充実）

9,167億円 → 1兆387億円

すべての子ども・子育て家庭を対象に、市町村が実施主体となり、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量及び質の向上を図る。

- ① 子どものための教育・保育給付 7,928億円 → 9,031億円
 - ・ 施設型給付、委託費（認定こども園、幼稚園、保育園に係る運営費）
 - ・ 地域型保育給付（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費）等

※ 平成 30 年度予算における改善の内容

- ・ 保育士等の待遇改善

平成 29 年人事院勧告に伴う国家公務員の給与と改定の内容に準じた保育士等の待遇改善（保育士平均+1.1%）を平成 30 年度の公定価格にも反映する。

《参考》「新しい経済政策パッケージ」(平成 29 年 12 月 8 日閣議決定)

子ども・子育て支援法に定める拠出金率の上限を 0.25%から 0.45%に変更し、0.3 兆円の増額分を「子育て安心プラン」の実現に必要な企業主導型保育事業と保育の運営費(0~2 歳児相当分)に充てる。

拠出金率の引上げは段階的に実施することとし、平成 30 年度は、0.29% (現行+0.06%) とする。

② 地域子ども・子育て支援事業 1, 239 億円 →1, 356 億円
市町村が地域の実情に応じて実施する事業を支援。

- ・ 利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) 等

(2) 放課後児童クラブの拡充(一部社会保障の充実)(再掲)

「新しい経済政策パッケージ」(平成 29 年 12 月 8 日閣議決定)に基づき、「放課後子ども総合プラン」に掲げる放課後児童クラブの 2019 年度末までの約 30 万人分の新たな受け皿の確保を 2018 年度末までに前倒しして実施するため、施設整備費の補助率嵩上げを継続し、放課後児童クラブの受入児童数の拡大を図る。

(3) 企業主導による多様な就労形態等に対応した保育の支援

1, 313 億円 →1, 701 億円

「子育て安心プラン」に基づき、企業主導型の事業所内保育等の保育を支援する。

ア 企業主導型保育事業

休日や夜間の対応など企業の勤務時間に合わせた保育や、複数企業による共同利用などの柔軟で多様な保育の提供を可能とした施設の設置・運営を支援する。

※ 平成 30 年度予算における改善の内容

- ・ 平成 29 年度までの企業主導型保育事業の 7 万人の整備に加え、新たに 2 万人分の整備を実施
- ・ 中小企業における企業主導型保育事業の活用促進
 - ▶ 運営費の企業負担分の軽減
 - ▶ 防犯・事故防止のための加算の増額
 - ▶ 整備費において共同設置・共同利用のための加算を創設
 - ▶ 地域ごとの中小企業向け説明会・相談会の開催や好事例集の作成

《参考》「新しい経済政策パッケージ」(平成 29 年 12 月 8 日閣議決定)

(再掲)

子ども・子育て支援法に定める拠出金率の上限を 0.25%から 0.45%に変更し、0.3 兆円の増額分を「子育て安心プラン」の実現に必要な企業主導型保育事業と保育の運営費(0~2 歳児相当分)に充てる。

拠出金率の引上げは段階的に実施することとし、平成 30 年度は、0.29% (現行+0.06%) とする。

イ 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、ベビーシッター派遣サービスを利用しやすくなるよう支援する。

(4) 児童手当 1兆4,007億円 → 1兆3,795億円
次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童手当の支給を行う。

3. 子どもを産み育てやすい環境づくり

(平成29年度当初予算額) (平成30年度予算案)
206億円 → 215億円

(1) 不妊治療への助成等

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる不妊治療に要する費用について、助成を行うとともに、不妊専門相談センターの全都道府県・指定都市・中核市での設置に向け、箇所数の増を図る。

(2) 子育て世代包括支援センターの全国展開（一部社会保障の充実）

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターの全国展開に向け、その設置促進を図るとともに、地域の実情に応じた産前・産後サポート事業、産後ケア事業の実施を支援する。

※ 「子育て世代包括支援センター」（運営費）については、利用者支援事業（子ども及びその保護者等の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業（内閣府予算に計上））を活用して実施

(3) 産婦健康診査事業等

ア 産婦健康診査事業

産後うつや新生児への虐待予防等を図る観点から、産婦健康診査の費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化する。

イ 新生児聴覚検査の体制整備事業

聴覚障害の早期発見・早期療育が図られるよう、新生児聴覚検査に係る協議会の設置や、研修会の実施、普及啓発等により、都道府県における推進体制を整備する。

第2 児童福祉法等の改正を踏まえた児童虐待防止対策の推進及び社会的養育の充実

平成28年改正児童福祉法等やそれを具現化するための工程等が示された「新しい社会的養育ビジョン」を踏まえ、児童虐待防止対策の推進及び社会的養育の充実を図る。

1 児童虐待の発生予防

(平成29年度当初予算額)

(平成30年度予算案)

1, 427億円の内数 → 1, 475億円の内数

(1) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援【一部拡充】

- ・ 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターの全国展開に向け、その設置促進を図るとともに、地域の実情に応じた産前・産後サポート事業、産後ケア事業の実施を支援する。
- ・ また、産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図る観点から、産婦健康診査にかかる費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化するとともに、特定妊婦等への支援を行う産前・産後母子支援事業（モデル事業）について、看護師配置による居住支援・養育支援等に特化した新たな支援体制モデルを対象に加える。

(2) 子育て家庭へのアウトリーチ

- ・ 家庭における適切な子どもの養育の実施を確保するため、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う（乳児家庭全戸訪問事業）とともに、養育支援が必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う（養育支援訪問事業）。

2 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

(平成29年度当初予算額)

(平成30年度予算案)

1, 451億円の内数 → 1, 500億円の内数

(1) 児童相談所の体制強化等【一部拡充】

- ・ 児童相談所における司法的な相談や対応が円滑に行われるよう弁護士配置を促進する。
- ・ また、中核市及び特別区等における児童相談所の設置のための補助職員等の配置に要する費用について補助を行うとともに、児童相談所の設置を目指す中核市・特別区等へ職員を派遣する都道府県等に対し、代替職員の配置に要する費用の補助の創設や新たに児童相談所を設置する中核市・特別区が一時保護所を整備する際の補助の充実を図り、児童相談所の設置を支援する。

- ・ 一時保護中の児童に対する学習支援の充実を図るため、一時保護所における学習指導協力員の配置等を推進する。
- ・ 未成年後見人から適切な支援が受けられるよう、未成年後見人に対する報酬等の補助の対象者を拡充する。

(2) 市町村の体制強化

- ・ 市町村が、児童等に対する必要な支援（実情の把握、情報提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整）を適切に行うための市区町村子ども家庭総合支援拠点（以下「支援拠点」という）を運営する費用及び施設の修繕等に要する費用について補助を行う。
- ・ 市町村が在宅の児童に対する支援を適切に行うことができるよう、市町村における相談体制等を強化するため、スーパーバイザーの配置を促進する。
- ・ 要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、研修の受講や虐待対応強化支援員等の配置促進による要保護児童対策調整機関や構成員の専門性強化を図るとともに、関係機関間の連携強化を図る取組を実施する。

3 被虐待児などへの支援

（平成 29 年度当初予算額）

（平成 30 年度予算案）

1, 448 億円の内数 → 1, 498 億円の内数

(1) 家庭養育等の推進【一部新規】

- ・ 里親制度の普及啓発による新規里親のリクルート、里親と児童とのマッチング、委託児童に係る自立支援計画の策定、委託後の相談支援等を行う里親支援事業について、「新規里親委託数」に応じた加算を設定するとともに、親子関係再構築に向けた実親との面会交流支援を新たに加えることにより包括的な里親支援体制の更なる充実を図る。
- ・ 「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」の施行に向けて、本法律で許可制が導入されることに伴って求められる人材育成を進めるための民間あっせん機関の職員に対する研修事業等を創設する。また、関係機関との連携体制を構築し、子どもとの事前のマッチングや養子縁組後の相談・援助、養親同士の交流の場の提供など、養親希望者等の負担軽減に向けたモデル的な取組を行う民間あっせん機関への助成事業を創設する。
併せて、「特別養子縁組制度」の普及促進のため、広報啓発を実施する。

(2) 施設の小規模化・多機能化等の推進【一部新規】

- ・ 児童養護施設等におけるケア単位の小規模化・地域分散化の更なる推進を図るため、小規模グループケアの設置が所数の制限を廃止するとともに、施設整備費や既存の建物の賃借料に対する助成等を行う。
- ・ 乳児院等における安定的な一時保護委託の受入れ及び積極的な里親支援を行う体制の構築のため、児童入所施設措置費等の運用改善を行う。
- ・ 乳児院等における保護者等に対する養育支援機能や、医療機関との連携による支援体制の強化を図るための事業を創設する。

(参考) 【平成 29 年度補正予算案】

○ 児童養護施設等における ICT 化の推進

児童養護施設等の職員の業務負担軽減を図るため、タブレット端末の活用による子どもの情報の共有化やペーパーレス化、児童相談所との情報連携等、施設の ICT 化の推進に必要な経費を補助する。

(3) 自立支援の充実【一部拡充】

- ・ 自立に向けた支援の充実を図るため、里親や児童養護施設等の委託・入所者に対して、措置解除後も原則 22 歳の年度末までの間、引き続き里親家庭や施設等に居住して必要な支援を行う「社会的養護自立支援事業」の実施を促進する。

第3 ひとり親家庭等の自立支援及びDV対策等の推進

「すくすくサポート・プロジェクト」を着実に実施するとともに、児童扶養手当制度の充実、母子父子寡婦福祉資金貸付金の大学院進学のための資金の創設、親の資格取得支援を充実するための高等職業訓練促進給付金の准看護師から看護師への進学支援など、ひとり親家庭等への支援の充実を図る。

1 ひとり親家庭等の自立支援の推進

(平成29年度当初予算額)

(平成30年度予算案)

2, 113億円の内数 → 2, 049億円の内数

(1) 支援につながるための取組【一部新規】

①自治体窓口のワンストップ化の推進

- ・ ひとり親家庭の相談窓口において、母子・父子自立支援員に加えて、就業支援専門員を配置することにより、子育て・生活に関する内容から就業に関する内容まで、ワンストップで個々の家庭が抱える課題に対応した寄り添い型支援を行うことができる体制を整備する。
- ・ また、児童扶養手当の現況届の提出時期（毎年8月）等に、子育て・生活、就業、養育費の確保など、ひとり親が抱える様々な問題をまとめて相談できる体制の構築を支援する。

②配偶者からの暴力（DV）防止など婦人保護事業の推進

(後掲12ページ参照)

(2) 生活を応援する取組【一部新規】

①自立を促進するための経済的支援（児童扶養手当制度の充実等）

- ・ 児童扶養手当について、全部支給所得制限限度額を収入ベースで130万円から160万円（扶養親族等の数が1人の場合）に引き上げる。また、手当額の算定基礎となる所得額から、公共用地の取得に伴う土地代金や物件移転料等を控除する。

児童扶養手当の支給回数について、2019年（平成31年）11月支給（8月分～10月分）から、現行の年3回（4月、8月、12月）から年6回（1月、3月、5月、7月、9月、11月）に見直すために、必要な措置を講ずる。

- ・ 母子父子寡婦福祉貸付金について、新たに大学院進学のための修学資金等を創設し、支援の充実を図る。

②子どもの居場所づくりの実施

- ・ 放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもの生活習慣の習得・学習支援や食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりのため「子どもの生活・学習支援事業」を実施する。

③養育費の確保等支援

- ・ ひとり親家庭の自立を支援するため、養育費相談支援センターにおいて、養育費相談に対応する人材養成のための研修や、養育費の取り決めや面会交流の支援に関する困難事例への対応等を行う。
- ・ 母子家庭等就業・自立支援センター等において、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービス等を提供するとともに、養育費の取り決め等について相談・情報提供、面会交流の支援等を実施する。

④ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施

- ・ ひとり親家庭の親が修学や疾病、冠婚葬祭などにより、一時的に家事援助、未就学児の保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員（ヘルパー）を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等において支援を行う。

⑤未婚のひとり親家庭の母（父）に対する寡婦（夫）控除のみなし適用

- ・ 未婚のひとり親家庭の母又は父を対象に、保育料の軽減や高等職業訓練促進給付金等の支給額の算定等において、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用を実施する。

(3) 学びを応援する取組

○ひとり親家庭等への学習支援（学び直し支援）

- ・ ひとり親家庭の親及びその子どもの学び直しを支援することにより、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、安定した雇用につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、その費用の一部を支給する。
- ・ ひとり親家庭の親を対象にして、ファイナンシャルプランナー等の専門家を活用した家計管理等の講習会の実施、高等学校卒業程度認定試験の合格支援などの学習支援、ひとり親家庭同士のネットワークづくり等を行う。

(4) 仕事を応援する取組【一部拡充】

①就職に有利な資格の取得支援等の就業支援

- ・ ひとり親家庭の親が、看護師等の資格を取得するため養成機関で修学する場合に、修学期間中の生活費負担を軽減するために高等職業訓練促進給付金を支給する。
- ・ また、高等職業訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を卒業する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修学する場合には、通算3年分の給付金を支給できるよう支援を拡大する。
- ・ ひとり親家庭の親が、地方自治体が指定した教育訓練講座を受講し、修了した場合に、自立支援教育訓練給付金からその経費の一部を支給する。

②母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施

- ・ ハローワークや母子家庭等就業・自立支援センターと緊密に連携しつつ、個々のひとり親家庭の実情に応じた自立支援プログラムを策定する。

2 配偶者からの暴力（DV）防止など婦人保護事業の推進

(平成29年度当初予算額)

(平成30年度予算案)

177億円の内数 → 182億円の内数

- ・ 婦人相談員による相談・支援の充実を図るため、一定の研修を修了した者について勤務実態に応じた手当額となるよう、婦人相談員手当の引き上げを図るとともに、婦人保護施設における同伴児童対応職員の配置の拡充等により、婦人保護施設等における支援の充実を図る。
- ・ 若年被害女性等に対して、公的機関と民間の支援団体が密接に連携し、アウトリーチによる相談支援や居場所の確保等を行うモデル事業を実施する。

第4 東日本大震災からの復旧・復興への支援や防災対応の強化

東日本大震災で被災した児童福祉施設等の速やかな復旧を図るとともに、被災した子どもへの心身のケア等総合的な支援を行う。

1 児童福祉施設等の災害復旧に対する支援（復興庁計上）

・社会福祉施設等災害復旧費

(平成29年度当初予算額) (平成30年度予算案)
6.9億円 → 1.3億円

東日本大震災で被災した児童福祉施設等のうち、各自治体の復興計画で、2018年度に復旧が予定されている施設等の復旧に必要な経費について、財政支援を行う。

2 被災した子どもへの支援（復興庁計上）

(平成29年度当初予算額) (平成30年度予算案)
200億円の内数 → 190億円の内数
※被災者支援総合交付金の内数

避難生活の長期化等に伴う心身の健康面への影響等を踏まえ、子どものいる家庭等への訪問による心身の健康に関する相談・支援、遊具の設置や子どもの心と体のケアなど、総合的な支援を行う。

3 児童養護施設等の耐震化等整備の推進

・次世代育成支援対策施設整備交付金

(平成29年度当初予算額) (平成30年度予算案)
66億円 → 71億円

児童養護施設等の防災対策を推進するため、各都道府県等に対して耐震化整備計画の策定等を求め、地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化を図るための改築又は補強等の整備を推進する。

「子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿拡大等

(参考資料)

保育園等の整備の推進、保育園等改修費支援等

【主な内容】

- ▶ 「子育て安心プラン」実施のための保育の受け皿の整備
- ▶ 保育園や小規模保育等の施設整備費や改修費等について、補助率の嵩上げ（1/2→2/3）等
など

保育人材確保のための総合的な対策

【主な内容】

- ▶ 保育補助者の雇上げ支援について対象者の要件の緩和や定員規模に応じた補助者の加配
- ▶ 保育園等に勤務する保育従事者が保育士資格を取得する際の支援について対象者の拡大
- ▶ 保育士の業務負担の軽減のため、保育に関する計画や登降園管理等の業務のICT化の支援
【29補正】

多様な保育サービスの推進

【主な内容】

- ▶ 家庭的保育事業における共同事業体（コンソーシアム）による事業実施体制作りをモデル的に支援
- ▶ 保育園等の利用を希望する医療的ケアを必要とする子どもを受入体制を整備するため、看護師の配置等やたん吸引等に係る研修の受講等をモデル的に支援
など

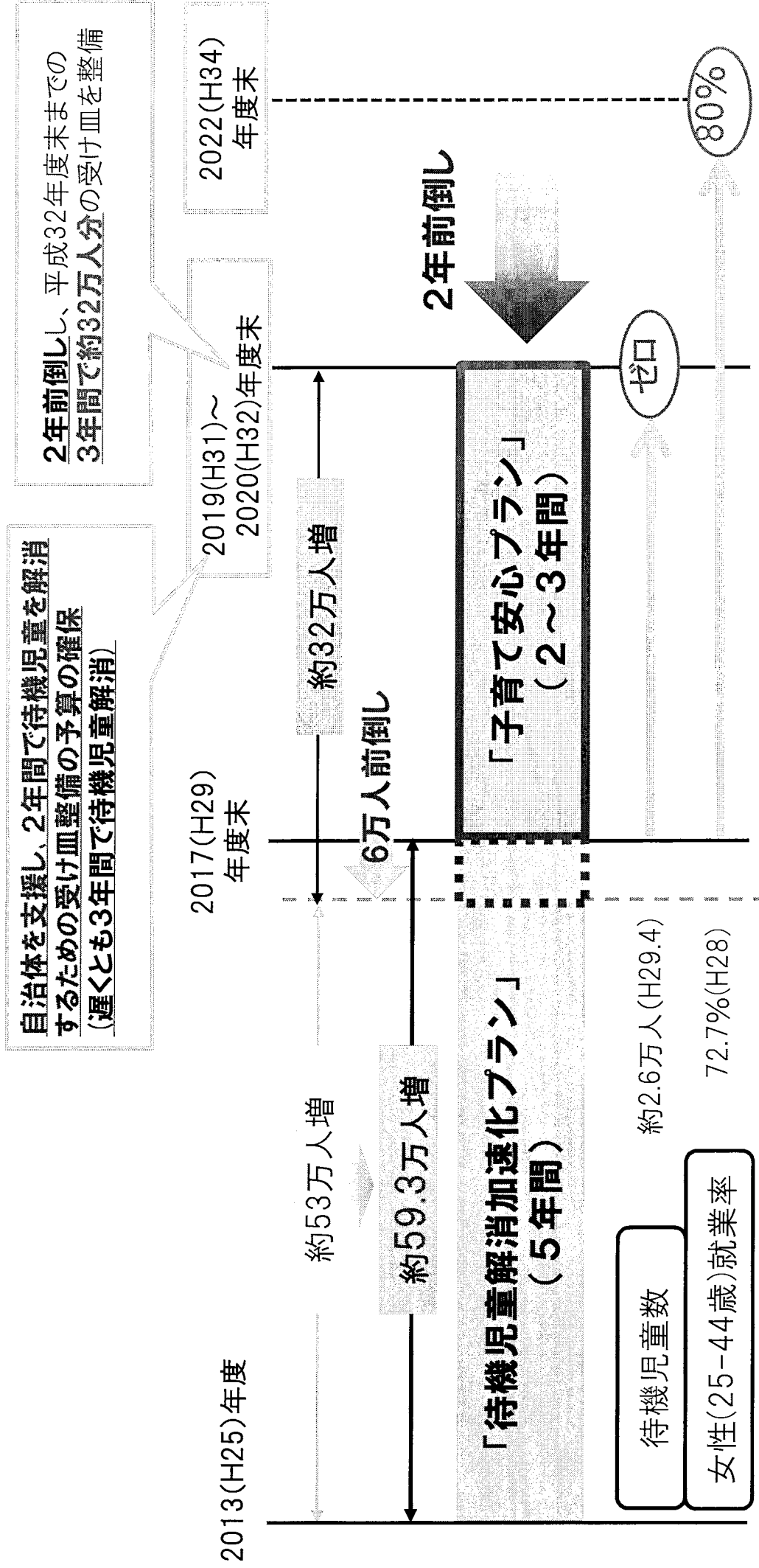
安心かつ安全な保育の実施への支援

【主な内容】

- ▶ 保育園等での事故を防止するため、保育園等への巡回指導や事故予防のための研修の実施を支援
- ▶ 保育園等における重大事故を防止するため、事故防止に役立つ備品等の購入を支援【29補正】

「子育て安心プラン」

【平成29年6月2日公表】



※ 保育人材の確保に関し、平成29年度予算では、一律2%の処遇改善を実施し、安倍内閣の下で合計10パーセントの改善を実現。また、同時に技能及び経験に応じたキャリアアップの仕組みを設け、月額最大4万円の処遇改善を実施。

○妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

妊娠・出産包括支援事業

子育て世代包括支援センターの全国展開に向けて、「産前・産後サポート事業」や「産後ケア事業」について、妊産婦等を支えるための総合的な支援体制の構築を図るために一体的に拡充する。また、子育て世代包括支援センターの設置促進を図るため、同センターを立ち上げるための準備員の雇上費や協議会の開催経費等の補助を行う。

産後健康診査事業

産後うつ（抑うつ状態をはじめとする産後の精神的障害）の予防や新生児への虐待予防等を図る観点から、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査（母体の身体的機能の回復や授乳状況の把握等）の費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化する。

子育て世代包括支援センター

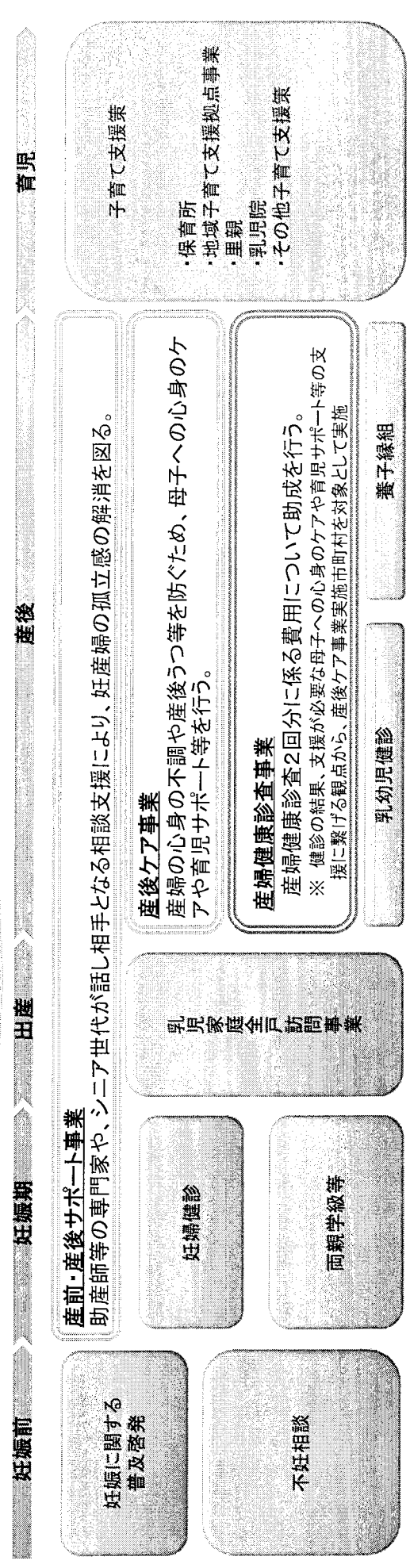
- ① 妊産婦等の支援に必要な実情の把握
- ② 妊娠・出産・育児に関する相談、必要な情報提供・助言・保健指導
- ③ 保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整
- ④ 支援プランの策定



子育て世代包括支援センター開設準備事業

子育て世代包括支援センターの立ち上げを支援し、同センターの設置促進を図る。

【妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の実施】



○児童虐待防止対策の推進・社会的養育の充実

平成28年改正児童福祉法等を踏まえ、児童虐待の発生予防から児童の自立支援までの総合的な対策を推進する。

＜児童虐待・DV対策等総合支援事業＞

産前・産後母子支援事業（モデル事業）【拡充】

特定妊婦等に対して産前から産後にかけて支援を行う産前・産後母子支援事業（モデル事業）について、看護師配置による居住支援・養育支援等に特化した新たな支援体制モデルを対象に加える。



児童相談所設置促進事業【拡充】

児童相談所の設置を目指す中核市・特別区等へ職員を派遣する都道府県等に対し、代替職員の配置に要する費用の補助を創設する。



未成年後見人支援事業【拡充】

児童相談所長以外からの請求に基づき選任された未成年後見人であっても、報酬対象となるよう補助対象の拡大を行う。

一時保護機能強化事業【拡充】

一時保護所において学習支援その他学習面全般の調整を行うことができる体制を整えた場合の補助の充実を図る。



里親支援事業【拡充】

里親支援事業について、「新規里親委託数」に応じた加算を設定するとともに、親子関係再構築に向けた実親との面会交流支援を新たに加えることにより包括的な里親支援体制の更なる充実を図る。



特別養子縁組民間あっせん機関助成事業【新規】

関係機関との連携体制を構築し、子どもとの事前のマッチングや養子縁組後の相談・援助、養親同士の交流の場の提供など、養親希望者等の負担軽減に向けたモデル的な取組を行う民間養子縁組あっせん機関に対する助成や、職員の人材育成を進めるための研修受講費用の助成を行う。

乳児院等多機能化推進事業【新規】

乳児院等における保護者等に対する養育支援機能や、医療機関との連携による支援体制の強化を図るための事業を創設する。

＜特別養子縁組民間あっせん機関職員研修事業【新規】＞

民間あっせん機関において養子縁組あっせんの業務に従事する者には、実父母と養親希望者の事情を考慮し、児童の最善の利益を見通す専門性が求められることから、民間あっせん機関の職員等が受講する研修事業を実施する。

＜里親制度等広報啓発事業【拡充】＞

里親制度の普及促進のため、様々な広告媒体を活用した広報啓発を行う事業について、「特別養子縁組制度」の広報啓発を追加する。

＜児童入所施設措置費等【拡充】＞

- ・乳児院等における安定的な一時保護委託の受け入れ及び積極的な里親支援体制の構築のため、児童入所施設措置費の運用改善を行う
- ・児童養護施設等におけるケア単位の小規模化・地域分散化の更なる推進を図るため、小規模グループケアの設置が所数の制限を廃止する等

＜次世代育成支援対策施設整備交付金【拡充】＞

新たに児童相談所設置市となる中核市・特別区が一時保護所を整備する場合において、個々の子どもの特性に配慮した処遇が可能となるような施設整備を行う場合の補助の加算を創設する。

○ひとり親家庭の自立支援及びDV対策等の推進

- ◆「すくすくサポート・プロジェクト」に基づき、ひとり親家庭への総合的な支援を着実に実施するとともに、高等職業訓練促進給付金の充実などにより、ひとり親家庭の自立支援を推進する。
- ◆婦人保護事業について、DV被害者等様々な困難を抱える被害者のニーズに対応した相談、保護、自立支援等の取組を推進する。

ひとり親家庭の自立支援の推進

- 高等職業訓練促進給付金等事業【拡充】（母子家庭等対策総合支援事業）
高等職業訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を卒業する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために養成機関で修学する場合には、通算3年分の給付金を支給できるよう支援を拡大する。
- 母子父子寡婦福祉資金貸付金【拡充】
新たに大学院に就学するために必要な経費の貸付けに係る資金（修学資金及び就学支度資金）を創設する。
- 未婚のひとり親家庭の母（父）に対する寡婦（夫）控除のみなし適用
未婚のひとり親家庭の母又は父を対象に、保育料の軽減や高等職業訓練促進給付金等の支給額の算定等において、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用を実施する。

DV対策等の推進

- 若年被害女性等支援モデル事業（仮称）【新規】（児童虐待・DV対策等総合支援事業）
若年被害女性等に対して、公的機関と民間の支援団体が密接に連携し、アウトリーチによる相談支援や居場所の確保、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチを行う仕組みを構築するためのモデル事業を実施する。

2018年度（平成30年度）保育対策関係予算案の概要

厚生労働省子ども家庭局保育課

（平成29年度予算）

（平成30年度予算案）

11,472億円 → 13,160億円【子どものための教育・保育給付費
負担金等の内閣府予算を含む】

991億円 → 1,072億円【厚生労働省予算】

- 「子育て安心プラン」に基づく保育園等の整備などによる受入児童数の拡大
- 広域的保育園等利用事業における自宅等から保育園等への直接送迎の実施や家庭的保育における複数の事業者・連携施設による共同実施を支援
- 必要となる保育人材を確保するため、保育補助者の雇上げ支援における資格要件の緩和等による事業の拡充や、保育士資格取得支援事業の改善など、総合的な保育人材確保策を推進
- 平成29年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じた保育士等の待遇改善（保育士平均+1.1%）を平成30年度の公定価格にも反映 ※内閣府予算に計上
- 認可化移行運営費支援事業の補助基準額について、引上げを行うとともに定員規模に応じて設定する仕組みとする。 ※内閣府予算に計上

1 待機児童の解消に向けた取組の推進

待機児童の解消に向け、「子育て安心プラン」に基づき、保育の受け皿を確保するため、保育園等の整備などによる受入児童数の拡大を図る。また、保育の受け皿整備に伴い必要となる保育人材を確保するため、保育補助者の雇上げ支援における資格要件の緩和等による事業の拡充や、保育士資格取得支援事業の改善など、総合的な保育人材確保策を推進する。

また、「広域的保育園等利用事業」における自宅等から保育園等への直接送迎の実施や、家庭的保育事業における複数の事業者・連携施設による共同実施を支援する。

さらに、保育園等における事故防止のための研修や巡回指導により、安心かつ安全な保育の実施を支援する。

（1）保育の受け皿拡大 88,917百万円（68,907百万円）

① 保育園等の整備の推進 66,656百万円（56,661百万円）
保育園等整備交付金
保育対策総合支援事業費補助金

市町村が策定する整備計画に基づき、保育園、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備事業の実施に要する経費に充てるため、市町村に交付金を交付する。

「子育て安心プラン」に基づき、意欲のある自治体の取組を支援するため、補助率を嵩上げ（1/2→2/3）（※）し、保育の受け皿の整備を推進する。

また、土地等の所有者と保育園等を整備する法人のマッチング等を行う「民有地マッチング事業」において、地域の不動産事業者等を含めた協議会の設置や専任の担当職員の配置等、整備候補地の積極的な掘り起こしを行う市町村について支援の拡充を図る。

- ・ 保育園緊急整備事業（※）
- ・ 認定こども園整備事業（幼稚園型）
- ・ 小規模保育整備事業（※）
- ・ 保育園等防音壁設置事業
- ・ 民有地マッチング事業【拡充】

② 改修による保育園等の設置支援

20,161百万円（11,542百万円）

保育対策総合支援事業費補助金

「子育て安心プラン」に基づき、意欲のある自治体の取組を支援するため、補助率の嵩上げ（1/2→2/3）等（※）を行い、改修による保育の受け皿整備を推進する。

- ・ 賃貸物件による保育園改修費等支援事業（※）
- ・ 小規模保育改修費等支援事業（※）
- ・ 幼稚園の長時間預かり保育改修費等支援事業（※）
- ・ 認可化移行改修費等支援事業（※）
- ・ 家庭的保育改修費等支援事業（※）

③ 賃貸方式による小規模保育等の推進

2,100百万円（704百万円）

保育対策総合支援事業費補助金

賃貸方式による保育園や小規模保育事業所の賃借料の一部を支援することにより、保育園や小規模保育事業所による受け皿拡大を促進する。

また、賃借料が高い都市部等の保育園等について、実際の賃借料と公定価格における賃借料加算との乖離の一部を補助する。

- ・ 保育園設置促進事業
- ・ 都市部における保育園等への賃借料支援事業

【参考：平成 29 年度補正予算案】

- ・ 保育園等の整備の推進

64,305 百万円

保育所等整備交付金

保育対策総合支援事業費補助金

市町村が策定する整備計画に基づき、保育園、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備や改修による保育の受け皿整備に要する経費に充てるため、市町村に交付金等を交付する。また、「子育て安心プラン」に基づき、意欲のある自治体の取組を支援するため、補助率を嵩上げ（1/2→2/3）（※）し、保育の受け皿の整備を推進する。

(2) 保育人材確保のための総合的な対策

11,743百万円 (20,073百万円)

保育対策総合支援事業費補助金
子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金
子ども・子育て支援対策推進事業委託費

保育の受け皿整備に伴い必要となる保育人材の確保のための取組として、保育補助者の雇上げ支援における資格要件（子育て支援員研修等の受講）の緩和や定員規模に応じた補助者の加配による事業の拡充、「保育体制強化事業」の実施主体に関する要件（待機児童解消加速化プランへの参加）の撤廃などによる事業の拡充、保育園等に勤務する保育従事者等に係る保育士資格の取得支援における対象者の拡大など、保育人材確保対策の充実を図る。

また、保育士等の質の向上・人材確保を行うための各種研修を実施する。

○保育士確保対策

- ・ 保育士・保育園支援センター設置運営事業
- ・ 保育士宿舎借り上げ支援事業
- ・ 保育体制強化事業【拡充】
- ・ 保育補助者雇上強化事業【拡充】
- ・ 保育士養成施設に対する就職促進支援事業
- ・ 保育人材就職支援事業

【参考：平成 29 年度補正予算案】

- ・ 保育園等における ICT 化推進事業 1,299 百万円
保育士の業務負担軽減を図るため、保育計画や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務に係るシステムの購入費用について支援する。

○保育士資格取得と継続雇用の支援

- ・ 保育士資格取得支援事業【拡充】
- ・ 保育士試験追加実施支援事業
- ・ 保育士試験による資格取得支援事業【拡充】
- ・ 若手保育士や保育事業者への巡回支援事業
- ・ 保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業
- ・ 保育園等における業務集約化推進事業

○保育士の質の向上と保育人材確保ための研修

- ・ 保育の質の向上のための研修事業
- ・ 新規卒業者の確保、就業継続支援事業
- ・ 保育士等キャリアアップ研修事業

(3) 多様な保育の充実

3,444百万円 (6,996百万円)

保育対策総合支援事業費補助金
本省費

自宅から距離のある保育園等の利用を可能にするための保育園等への直接送迎の実施や家庭的保育における複数の事業者・連携施設による共同実施の推進等、様々な形での保育の実施を支援する。

① 広域的保育園等利用事業【拡充】

近隣に入所可能な保育園等が見つからない児童に対し、自宅から遠距離にある保育園等でも通所を可能にするため、送迎バス等を活用した保育園等への送迎を実施する。

また、新たに、送迎センターを経由せずに保育園等に直接送迎することを可能とするほか、送迎センターの設置のための改修等を支援する。

② 医療的ケア児保育支援モデル事業

保育園等の利用を希望する医療的ケアを必要とする子どもの受入体制の整備を進めるため、地方自治体における看護師配置や保育士のたん吸引等に係る研修受講等を支援する。

③ 家庭的保育コンソーシアム形成モデル事業【新規】

家庭的保育事業において、複数の事業者及び連携施設が共同事業体（コンソーシアム）を形成し、情報・ノウハウの共有や、保育環境の整備（共同での備品購入、給食提供、代替保育の連携等）、経営の効率化（経理面での共同管理等）等を共同で行うことができる体制の整備をモデル的に支援する。

④ 保育環境改善等事業

保育園等において、

- ・ 障害児を受け入れるために必要な改修等や、
- ・ 病児保育（体調不良児対応型）を実施するために必要な設備の整備等
- ・ 緊急一時預かり事業の継続利用を実施するために必要な設備の整備等
- ・ 放課後児童クラブにおいて乳幼児の受入れを行うために必要な設備の整備等に必要な経費の一部を助成する。

⑤ 保育利用支援事業

保護者が育児休業終了後に保育の提供を受けることができるよう予約する仕組みを作るとともに、育児休業明けから保育園等の入園までの間の一時預かり等の代替保育の利用料の支援や、入園予約を行った子どもが入園するまでの間の保護者への相談対応や地方自治体との連絡調整等を行う職員の配置に必要な費用の支援を行う。

⑥ サテライト型小規模保育事業

小規模保育事業などを利用する子どもの3歳以降の保育園等への円滑な接続を図るため、保育園等において3歳以上の子どもの受入れを重点的に行い、小規模保育事業所等と積極的に接続を行うことを支援する。

⑦ 認可を目指す認可外保育施設等への支援

認可外保育施設が認可保育園等へ移行するために障害となっている事由を診断し、移行するための計画書の作成に要する費用等について財政支援を行う。

また、認可外保育施設に従事する職員に対する健康診断に必要な費用について財政支援を行う。

(4) 安心かつ安全な保育の実施への支援

2,371百万円 (2,338百万円)

保育対策総合支援事業費補助金

保育園等での事故を防止するため、保育園等への巡回指導や事故予防のための研修の実施を支援する。

- ・ 保育園等の事故防止の取組強化事業

【参考：平成 29 年度補正予算案】

- ・ 保育園等における事故防止推進事業

308 百万円

保育園等における重大事故を防止するため、事故防止に役立つ備品等の購入を支援する。

2 子ども・子育て支援新制度の実施（一部社会保障の充実）

子ども・子育て支援新制度により、すべての子ども・子育て家庭を対象に、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の「量的拡充」及び「質の向上」を図る。

【参考：「新しい経済政策パッケージ」（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定）による「子育て安心プラン」の推進】

待機児童解消に向けて平成 30 年度から実施する「子育て安心プラン」に基づく 32 万人分の保育の受け皿増に対応するため、事業主から徴収する事業主拠出金率の法定上限を 0.25% から 0.45% に変更し、0.3 兆円の増額分は、企業主導型保育事業と保育の運営費（0 歳～2 歳児相当分）に充てることとしている。

事業主拠出金率の引上げは段階的に実施することとし、平成 30 年度は、0.29%（現行+0.06%）とする。

(1) 子どものための教育・保育給付

897,724百万円 (787,949百万円)

子どものための教育・保育給付費負担金（内閣府予算）

① 施設型給付

保育園、認定こども園、幼稚園を通じた共通の給付により、就学前児童が教育・保育施設から受けた教育・保育の提供に要した費用について財政支援を行う。
※公立分については、地方財政措置により対応。

※平成30年度予算案における改善の内容

- ・ 保育士等の待遇改善

平成29年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じた保育士等の待遇改善（保育士平均+1.1%）を平成30年度の公定価格にも反映する。

② 地域型保育給付

小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業など多様な事業の中から利用者が選択できる地域型の給付により、就学前子どもが事業者から受けた保育の提供に要した費用について財政支援を行う。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

118,766百万円 (107,617百万円)

※子ども・子育て支援交付金 (内閣府予算)

16,830百万円 (16,253百万円)

※子ども・子育て支援整備交付金 (内閣府予算)

市町村が地域の実情に応じて実施する以下の事業に要する費用について財政支援を行う。

○利用者支援事業 (保育コンシェルジュ等)

子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとともに、それらの利用に当たって相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関等との連絡調整等を実施する事業を支援する。

○延長保育事業

残業や通勤距離の遠距離化など保護者のニーズに応じて開所時間を超えて実施する延長保育を推進する。 ※公立分については、地方財政措置により対応。

○病児保育事業【拡充】

地域の児童を対象に当該児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育園等に付設された専用スペースにおいて看護師等が一時的に保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育園の医務室等において看護師等が緊急的な対応を行う事業等を推進する。

また、感染症の流行時期など季節変動がある病児保育事業の安定的な運営の観点から、補助単価について、加算分の上限の見直し及び定額部分 (基本分及び改善分) の一本化を行う。

○一時預かり事業

日常生活上の突発的な事情や育児疲れ等に対応するため、保育園等で乳幼児を一時的に預かる事業を推進する。

○その他 (多様な事業者の参入促進・能力活用事業、実費徴収に係る補足給付を行う事業等)

(3) 企業主導による多様な就労形態等に対応した保育の支援

170,113百万円 (131,328百万円)

年金特別会計子ども・子育て支援勘定
仕事・子育て両立支援事業費補助金 (内閣府予算)

「子育て安心プラン」に基づき、企業主導型の事業所内保育等の保育を支援する。

① 企業主導型保育事業

休日や夜間の対応など企業の勤務時間に合わせた保育や、複数企業による共同利用などの柔軟で多様な保育の提供を可能とした施設の設置・運営を支援する。

※平成30年度予算案における改善の内容

- ・平成29年度までの企業主導型保育事業の7万人の整備に加え、新たに2万人分を整備
- ・中小企業における企業主導型保育事業の活用促進
 - ▶ 運営費の企業負担分の軽減
 - ▶ 防犯・事故防止のための加算の増額
 - ▶ 整備費において共同設置・共同利用のための加算を創設
 - ▶ 地域ごとの中小企業向け説明会・相談会の開催や好事例集の作成

② 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、ベビーシッター派遣サービスを利用しやすくなるよう支援する。

(4) 認可を目指す認可外保育施設への支援等 (内閣府分) 5,391百万円 (4,876百万円)

子どものための教育・保育給付費補助金 (内閣府予算)

認可保育園等への移行を希望する認可外保育施設に対する運営費支援の補助基準額について引き上げるとともに定員規模に応じて設定する仕組みとする。また、認定こども園への移行を希望して長時間の預かり保育を行う幼稚園に対し、特定教育・保育施設への移行を前提として運営に要する費用について支援を行う。また、地方単独保育施設に対し、利用者の保育料の負担を軽減するための上乗せ補助を行う。

- ・認可化移行運営費支援事業【拡充】
- ・幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業

3 その他の保育の推進

(1) 子育て支援員研修

460百万円 (536百万円)

子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金

幅広い子育て支援分野において、経験豊かな地域の人材が幅広く活躍できるよう、必要な研修を受講した者を「子育て支援員」として認定することにより、新たな担い手となる人材の確保等を図る。

(2) 子ども・子育て支援の充実のための研修・調査研究事業の推進

247百万円 (297百万円)

子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金

子ども・子育て支援新制度において、様々な給付・事業が拡充されることに伴い、担い手となる職員の資質向上及び人材確保を行うため各種研修を実施するとともに、子ども・子育て支援新制度の円滑な施行及び子ども・子育て支援に関する制度の見直しや課題に対応するための各種調査研究を実施する。

No.2-2

2018年度(平成30年度)保育対策関係予算案の概要 (参考資料)

保育園等整備交付金

(平成29年度予算) (平成30年度予算案)
564.0億円 → 663.7億円

【趣旨】

市町村が策定する整備計画等に基づき、保育園、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備事業及び保育園等の防音壁設置の実施に要する経費に充てるため、市町村に交付金を交付する。

また、子育て安心プランに基づき、意欲のある自治体の取組を強力に支援するため、補助率を高上げ（1/2→2/3）して、保育園等の整備を推進する。

【対象事業】

- ・ 保育園緊急整備事業
- ・ 認定こども園整備事業（幼稚園型）
- ・ 小規模保育整備事業
- ・ 保育園防音壁設置事業

【実施主体】 市町村（特別区含む。）

【設置主体】 社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等
(公立施設を除く)

【補助割合】 1 / 2 (子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は2 / 3)

保育対策総合支援事業費補助金

平成29年度予算:394.8億円 → 平成30年度予算案:381.4億円

【事業内容】

- ▶ 「子育て安心プラン」に基づき、地方自治体の待機児童解消に向けた取組を支援するため、小規模保育や家庭的保育等の改修による受入児童数の拡大を図る。
- ▶ また、総合的な保育人材確保を講じることにより、保育の受け皿拡大に必要となる保育人材の確保を図る。
- ▶ その他、障害児の受け入れに必要な改修や認可外保育施設職員に対する衛生・安全対策など、保育対策の基盤整備に必要な事業の推進を図る。

【対象事業】

I 保育士確保対策 98億円（177億円）

- ①保育士・保育園支援センター設置運営事業
- ②認可外保育施設保育士資格取得支援事業【拡充】
- ③保育士資格取得支援事業【拡充】
- ④保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業（厚生労働省分）
- ⑤保育士宿舍借り上げ支援事業
- ⑥保育体制強化事業【拡充】
- ⑦保育士試験による資格取得支援事業【拡充】
- ⑧保育士養成施設に対する就職促進支援事業
- ⑨保育士試験追加実施支援事業
- ⑩保育補助者雇上強化事業【拡充】
- ⑪若手保育士や保育事業者への巡回支援事業
- ⑫保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業
- ⑬保育園等における業務集約化推進事業
- ⑭保育人材就職支援事業

II 小規模保育等の改修等 223億円（122億円）

- ①賃貸物件の活用による保育園改修費等支援事業
- ②小規模保育改修費等支援事業
- ③幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業

- ④認可化移行改修費等支援事業
- ⑤家庭的保育改修費等支援事業
- ⑥保育園設置促進事業
- ⑦都市部における保育園等への賃借料支援事業

III その他事業 6.1億円（96億円）

- ①民有地マッチング事業【拡充】
- ②認可化移行調査費等支援事業
- ③認可化移行移転費等支援事業
- ④広域的保育園等利用事業【拡充】
- ⑤認可外保育施設の衛生・安全対策事業
- ⑥保育環境改善事業
- ⑦家庭支援推進保育事業
- ⑧サテライト型小規模保育事業
- ⑨保育サービス利用支援事業（予約制）
- ⑩医療的ケア児保育支援モデル事業
- ⑪保育園等の事故防止の取組強化事業
- ⑫保育施設・事業の届出に伴うICT化推進事業
- ⑬家庭的保育コンソーシアム形成モデル事業【新規】

保育補助者雇上強化事業

拡 充

(保育対策総合支援事業費補助金 381.4億円の内数)

【事業内容】 保育園等における保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図ることを目的として、保育士の補助を行う
保育補助者の雇上げに必要な費用を補助する。

【実施主体】 市町村

【補助額】

< 現行 >

年額221.5万円 (短時間勤務 1 名分)

< 平成30年度予算案 >

定員121人以上以上の施設が2名の保育補助者の雇上げができるよう、補助額を引き上げ (年額443万円)

【保育補助者の要件】

< 現行 >

子育て支援員研修等の必要な研修を受講した者等

< 平成30年度予算案 >

保育園等での実習を修了した者を補助対象とできるよう、要件を緩和

【補助率】

国：3/4、地方：1/4 (都道府県1/8、市区町村1/8 又は 指定都市・中核市1/4)

【市区町村】



補助

【保育園】



雇上げ



【保育補助者】

保育士の業務負担軽減 ⇒ 離職防止

保育所等において保育士を補助



保育士資格取得



○保育士試験合格

又は

○保育士の養成校を卒業
(養育・通信制は3年間)

保育士へのステップアップ

※資格取得支援事業を活用

保育士として
引き続き勤務



保育体制強化事業

拡 充

(保育対策支総支援事業費補助金 381.4億円の内数)

【事業内容】

清掃業務や遊具の消毒、給食の配膳、寝具の用意、片付けといった保育に係る周辺業務を行う者の配置の支援を行い、保育士の業務負担の軽減を図る。

【実施主体】 市町村

【補助単価】 1か所当たりの月額9万円

【補助率】 国：1/2、都道府県1/4、市町村1/4

【要求内容】

- ・ 実施主体を全ての市町村に拡大
- ・ 事業の対象に幼保連携型認定こども園を追加

	現行	平成30年度予算案
実施主体	待機児童解消加速化プラン参加市町村	全ての市町村
対象施設	保育園	保育園、幼保連携型認定こども園

保育士資格の取得支援

拡 充

(保育対策総合支援事業費補助金 381.4億円の内数)

【要求内容】

保育士資格の新規取得者の増加を図るため、資格取得支援に関する各事業の対象者の拡大や支給要件の緩和等を実施する。

【事業内容】

- ① 保育園等保育士資格取得支援事業
 - ・ 保育園等に勤務する保育従事者が通信制等の養成校を卒業することにより、資格を取得した場合、受講料等の一部を補助する。
- ② 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業、幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業
 - ・ 幼稚園教諭が養成校での科目履修により資格を取得した場合、受講料等の一部を補助する。
- ③ 認可外保育施設保育士資格取得支援事業
 - ・ 認可外保育施設で勤務する保育従事者が通信制等の養成校を卒業することにより、資格を取得した場合、受講料等の一部を補助する。

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市

【対象者】 常勤職員 → 非常勤職員を含む全ての職員に対象者を拡大 (H30予算案)

【補助単価】 受講料の1/2 (上限30万円) 等

【補助率】 ①・②の事業 国：1/2 都道府県・指定都市・中核市：1/2

③の事業 国：3/4 都道府県・指定都市・中核市：1/4

○保育士試験による資格取得支援事業

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市

【支給対象期間】 保育士試験 (筆記試験) から起算して1年前までに要した費用
→ 支給対象期間を拡大し、2年前までに要した費用を補助 (H30予算案)

【補助単価】 保育士試験受験のための学習に要した経費 (教材費等) の1/2 (上限15万円)

【補助率】 国：1/2 都道府県・指定都市・中核市：1/2

【養成校ルート】

養成校卒業等による
資格取得の支援

【試験ルート】

保育士試験合格による
資格取得の支援

民有地マッチング事業

拡 充

(保育対策総合支援事業費補助金 平成30年度予算案 381.4億円の内数)

【事業内容】

土地等所有者と保育園整備法人等のマッチングを行うため、地権者から整備候補地の公募・選考等を行うとともに、当該候補地での保育園等整備を希望する法人の公募・選考等を行う。

また、地域の不動産事業者等を含めた協議会の設置や専任の担当職員の配置等、整備候補地の積極的な掘り起こしを行う市町村について支援の拡充を図る。

【実施主体】都道府県、市町村

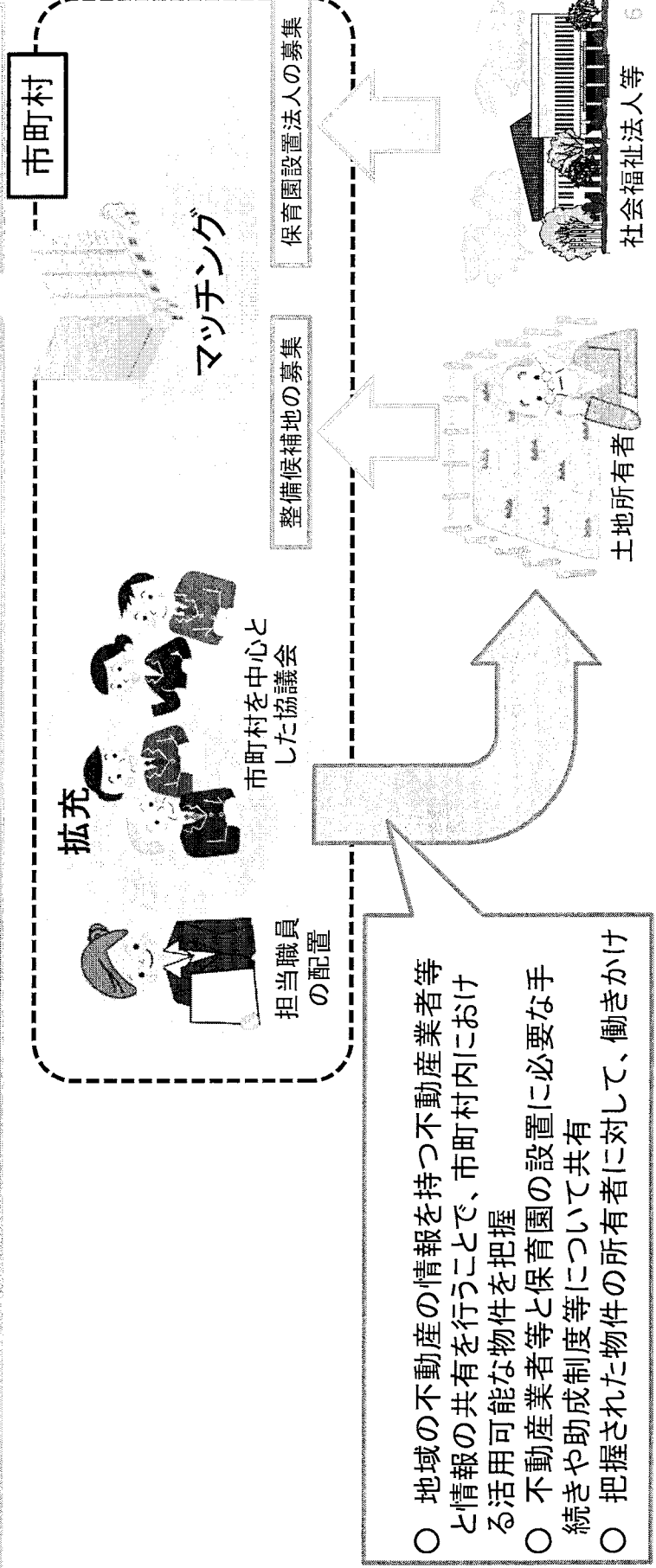
【補助基準額】 マッチング事業費

整備候補地の掘り起こし強化【拡充】

- 1 自治体当たり 550万円
- 1 自治体当たり 450万円
- 1 か所当たり 440万円

コーディネーターの配置経費

【補助率】国1/2、都道府県1/2(国1/2、都道府県1/4、市町村1/4)



家庭的保育コンソーシアム形成モデル事業

新規

(保育対策総合支援事業費補助金 概算要求381.4億円の内数)

【事業内容】

市区町村単位で、複数の家庭的保育事業者及び連携施設がコンソーシアム（共同事業体）を形成し、情報・ノウハウの共有や、保育環境の整備（共同での備品購入、給食提供、代替保育の連携等）、経営の効率化（経理面での共同管理等）等を共同で行うことができる体制整備を図るためのモデル事業を実施する。

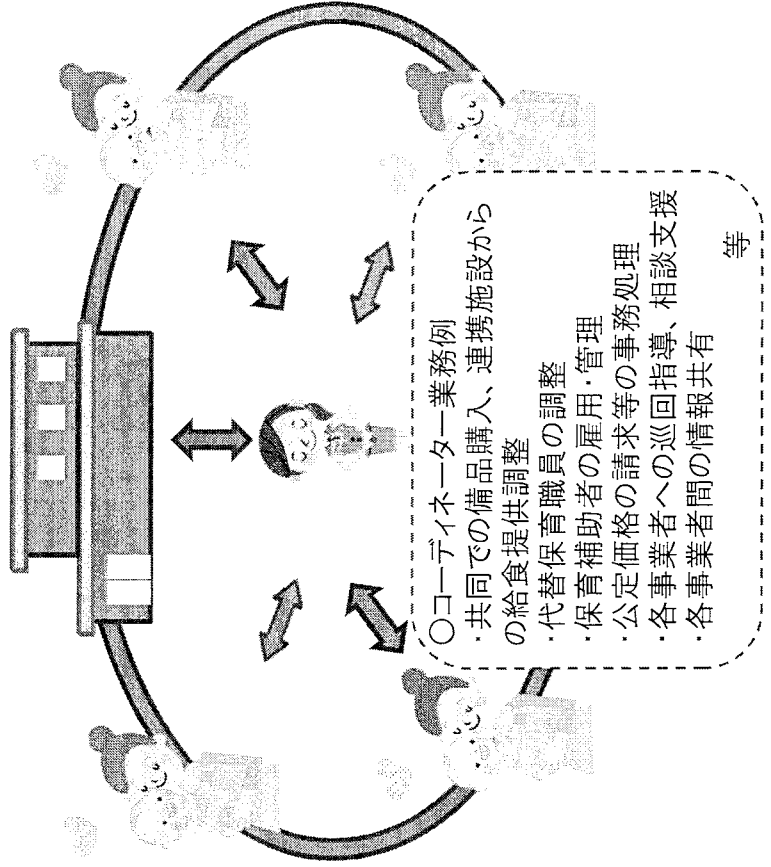
コンソーシアム（共同事業体）に、連絡調整、保育環境の整備等を行うコンソーシアムコーディネーター（仮称）を配置するための費用の補助を行う。

モデル事業を実施することにより、実施にあたっての問題点を明らかにするとともに、得られるノウハウを蓄積し、全国展開を図る仕組みを構築することを旨とし、家庭的保育事業の更なる普及を図る。

【実施主体】 市町村

【補助率】 国 1 / 2 都道府県 1 / 4 市町村 1 / 4

【補助単価】 1 自治体当たり 8, 1 8 0 千円



- コーディネーター業務例
- ・共同での備品購入、連携施設からの給食提供調整
 - ・代替保育職員の調整
 - ・保育補助者の雇用・管理
 - ・公定価格の請求等の事務処理
 - ・各事業者への巡回指導、相談支援
 - ・各事業者間の情報共有等

- コンソーシアムコーディネーター配置により、現在、保育ママが抱える不安や課題の解消を図る。
- (不安・課題)
- ・経営的不安(利用者の確保、補助者の雇用・管理)
 - ・孤立化、密室化
 - ・保育ママの病気や休暇取得時の代替保育確保の困難さ
 - ・公定価格の請求、保育料徴収、自治体への報告書作成、税務申告書類作成など事務処理の煩雑さ
 - ・連携施設の確保
 - ・自園調理



保育ママが保育に専念できる環境を整備することにより、家庭的保育事業に参入しやすくなり、更なる保育ママの普及・質の向上を図ることが可能になる。

2017年度(平成29年度)保育対策関係補正予算案の概要 (参考資料)

保育所等の整備の推進

平成29年度補正予算案 要求額 643.0億円
 保育所等整備交付金 要求額 548.4億円
 保育所等改修費等支援事業 要求額 94.7億円

〔趣旨〕

- 平成29年6月に発表した「子育て安心プラン」について、若い世代の子育てへの安心を確実なものとするため、女性就業率8割に対応できる約32万人の保育の受け皿整備を前倒しし、32年度末までの3年間で整備
- 保育の受け皿の整備を確実に進めるため、「子育て安心プラン」による保育の受け皿拡大のうち3万人分を前倒しし、施設整備等を進めるための経費を補正計上

〔実施主体〕 市区町村

● 保育所等整備交付金(保育所緊急整備事業、小規模保育整備事業、保育所等防音壁整備事業、防犯対策強化事業)

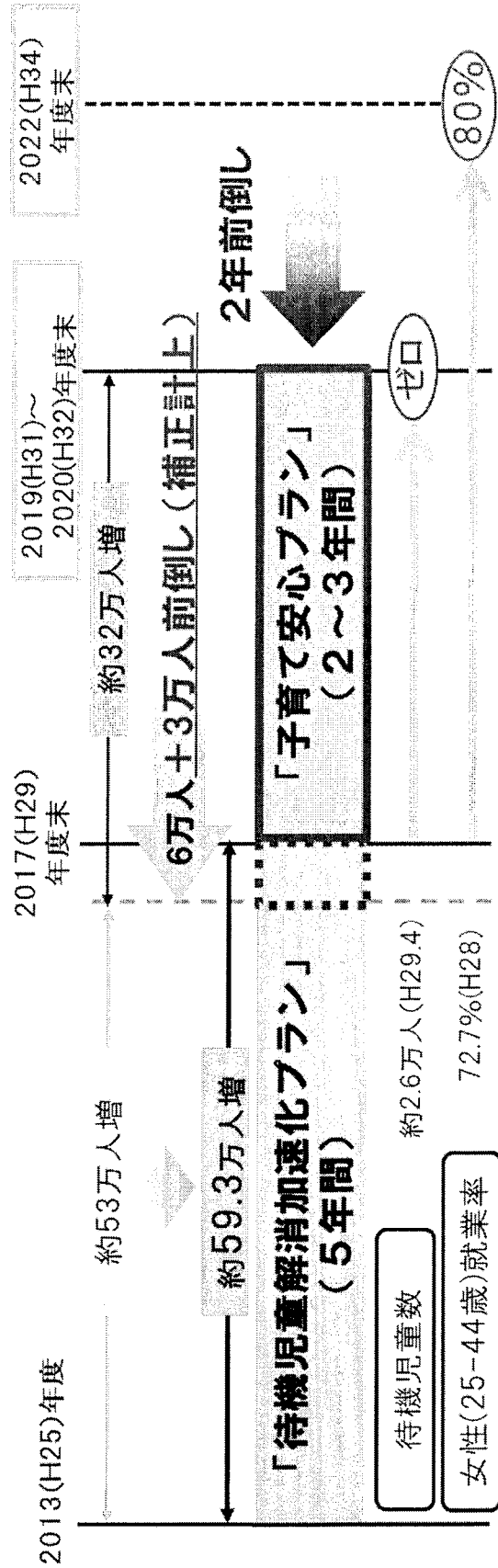
保育所等、小規模保育事業所の創設、増築、老朽改築等に係る費用の一部支援

※子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は、補助率の嵩上げを実施(1/2 → 2/3)

● 保育所等改修費等支援事業

保育所等、小規模保育事業所の創設、定員の拡大、老朽化に伴う改修等に係る費用の一部支援

※子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は、補助率の嵩上げを実施(1/2 → 2/3)



保育所等におけるICT化推進事業

平成29年度補正予算案：13.0億円

(保育対策総合支援事業費補助金)

【事業内容】

保育士の業務負担軽減を図るため、保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務のICT化を行うために必要なシステムの導入費用の一部の補助を行う。

【実施主体】 市区町村

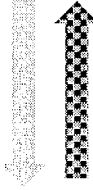
【補助単価】 1施設当たり 100万円

【補助率】 国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4

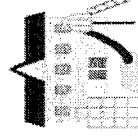


市町村

① 申請

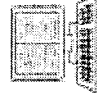


③ 補助



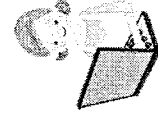
保育所等

② システムの導入による
業務のICT化の実施



業務支援システム

【業務負担が軽減される例】



○ 保育に関する計画・記録

- ・ 手書きで作成していた各期間（年・月・週・日）ごとの指導計画や保育日誌について、システムにより、関連する項目が自動的に入力される。

○ 登降園管理

- ・ 手作業で行っていた子どもの出欠状況の集計や延長保育料金の計算について、タッチパネル式の機器の導入により、登園・降園時間がシステムで管理され、出欠状況の集計や延長保育料金の計算が自動的に行われる。

【事業内容】

保育における重大事故については、睡眠中等の場面で発生しやすいことから、保育所等が、事故防止のために活用できる備品を購入することを支援する。

(備品の例) 無呼吸アラーム：乳幼児の呼吸や心肺の動きの低下を感知した場合にアラーム音とランプにより警告

午睡チェック：乳幼児の身体の動きの回数やうつぶせ寝状態に御なったことを感知した場合にアラーム音とランプにより警告

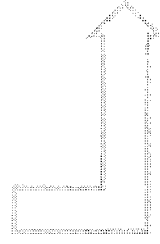
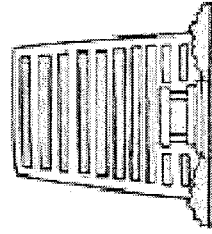
バウンサー：睡眠中も仰向けになり、顔が見えるため無資格者にも子どもの観察が容易なベビーチェア

【実施主体】 市区町村

【補助率】 国：1/2、市町村：1/4、事業者：1/4

【補助単価】 子ども1人当たり3万円

【自治体】



費用の補助

保育所等

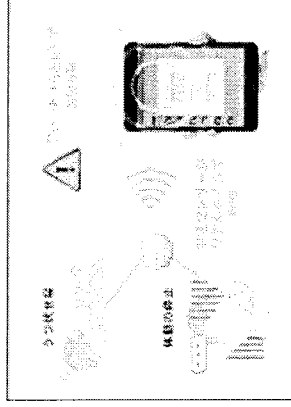
(例) <無呼吸アラーム>



備品の購入

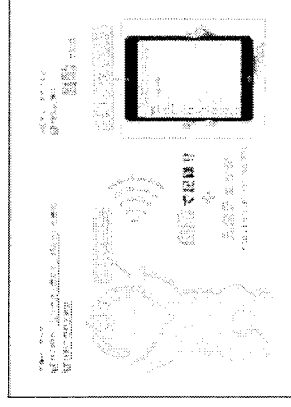
<午睡チェック>

危険アラーム機能



<バウンサー>

チャックシート自動締め機能



全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

-今号の目次-

- ◆「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」が更新される
～重大事故の再発防止策について事務連絡も発出…………… 1
- ◆規制改革推進に関する第2次答申を踏まえ、留意事項等が発出される…………… 3
- ◆「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」が更新される
～重大事故の再発防止策について事務連絡も発出

内閣府では、「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」（平成27年2月16日、府政共生96号、26初幼教第30号、雇児保発0216第1号）等に基づき、内閣府・文部科学省・厚生労働省に報告のあった事故の情報について、集約・データベース化を行い、内閣府ホームページに公開しています。

年に4回、情報の更新が行われており、平成29年12月28日に「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」が更新されました。

※内閣府ホームページ

内閣府トップページ > 内閣府の政策 > 子ども・子育て本部 > 子ども・子育て支援新制度 > 制度の概要「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」の公表について

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/index.html#database>

また、平成29年12月18日には、各都道府県・指定都市・中核市の担当部局に対して、教育・保育施設等における重大事故の再発防止策について、注意喚起の事務連絡が発出されています（別添の資料1『「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議」からの注意喚起について』）。

教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議では、国へ検証報告書が提出された5つの自治体のヒアリングを踏まえ、次の点について、注意喚起すべき事項をとりまとめています。

各施設においても、事故防止にいっそうのご配慮をいただくよう、お願いいたします。

注意喚起事項

1. 事故発生防止等の取組みについて

○睡眠中の事故防止の注意事項について

睡眠中の事故防止の注意事項として、1歳以上であっても子どもの発達状況により、仰向けに寝かせること。また、預け始めの子どもについては特に注意し、きめ細かな見守りが重要であること。

(説明等)

《中略》睡眠中の事故防止の注意事項として①1歳以上であっても、寝返りができないなど子どもの発達状況により、仰向けに寝かせることが重要であること ②預け始めの子どもについては、特にきめ細かな注意深い見守りが重要であることを周知徹底する必要がある。

なお、睡眠中の死亡事故は特に多いので、自治体による指導・監査時等により窒息等の事故防止の取組みについて確認を行い、必要に応じて指導することも重要である。

○子どもの安全を最優先とする意識の徹底と事故防止のガイドライン等※（以下、「ガイドライン」という）の更なる周知徹底について

毎年同様の死亡事故（特に睡眠中）が発生していることに鑑み、子どもの安全を最優先とする意識の徹底がされていないことや事故防止及び事故発生時のガイドラインの内容が必ずしも現場の職員まで行き渡っていないことが考えられるので、これらのことが現場の職員まで行き渡り、よく認識されるように、国、自治体、施設・事業者は更なる周知徹底を図る必要がある。また、保育士等の養成課程段階からこれらの内容を周知することも重要である。

《中略》

※「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて」平成28年3月31日付内閣府子ども・子育て本部参事官、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知

○事故発生状況の記録の重要性の周知徹底について

事故発生状況の記録はその日のうちにできる限り早く事実を記録することが、検証及び再発防止のために重要であり、改めて周知徹底する必要がある。また、事故が発生しやすい場面（睡眠中、水遊び、食事中等）には、ビデオ等の記録機器の活用も有効な手段だと考えられる。

《中略》

2. 検証について

○検証を実施する場合の留意点について

- 1) 検証を行う趣旨の周知徹底を行うこと。
- 2) 事実関係や死因が明らかにならない場合もあり、「事実関係の確認」にとらわれすぎないように、集められた情報の中で再発防止策をまとめること。

3) 再発防止策は、なるべく現場に有効で実行性のあるものとする。

4) 検証委員会を設置運営する自治体担当部局への支援を行うこと。

《以下、略》

※内閣府ホームページ「子ども・子育て支援新制度 事務連絡」

内閣府トップページ > 内閣府の政策 > 子ども・子育て本部 > 子ども・子育て支援新制度 > 自治体向け情報 > 事務連絡

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/office/index.html#jimurenraku>

◆規制改革推進に関する第2次答申を踏まえ、留意事項等が発出される

平成29年11月29日付で「規制改革推進に関する第2次答申」に取りまとめられた下枠内の項目について、具体的な留意事項等が、平成29年11月21日付で厚生労働省子ども家庭局保育課から示されました。

詳細は、別添の資料4『「規制改革推進に関する第2次答申」を踏まえた具体的な留意事項等について』（平成29年12月21日、事務連絡）をご参照ください。

【全保協事務局抜粋・編集】

「規制改革推進に関する第2次答申」

③地方自治体の待機児童解消に向けた取組を促す制度改革

ウ 多様な保育所の参入促進

b 厚生労働省は、市区町村が保育所申込者の利用調整をする際に「保育提供区域内に居住する保育申込者の入所を優先する」等の利用調整項目を設けることで、大規模マンション内の保育所設営に対する居住者の理解を促し得ることを、地方自治体に通知する。



「規制改革推進に関する第2次答申」を踏まえた具体的な留意事項等について

1 保育提供区域内に居住する子どもに係る優先利用について

《中略》利用調整を行うに当たっては、《中略》「優先利用に関する基本的考え方」等を踏まえ、独自に点数付けを行うなどの取扱いを行っている事例が多く見られるところである。

その際、地域における地理的な要因や通常交通手段の違い、通勤経路等を踏まえて、保護者がその居住する地域の近隣の保育所等に通うことが可能となるよう、各市区町村が定める保育提供区域内に居住する子どもについて、当該区域内の保育所等への入所の可能性が大きく高まるような点数付けを行うことも考えられること。

また、「大規模マンションにおける保育施設の設置促進について」《中略》を踏まえて対応をお願いしているところであるが、保育提供区域内に居住する子どもの入所を優先することは大規模マンションでの保育所等の設置促進にも資することから、大規模マン

ションでの保育所等設置に取り組む市区町村をはじめ、各市区町村においては、このような点数付けの実施について検討すること。

「規制改革推進に関する第2次答申」

③地方自治体の待機児童解消に向けた取組を促す制度改革

ウ 多様な保育所の参入促進

c 厚生労働省は、保育所保育指針に基づく付加サービスについて、保護者の同意を得られれば、保育料とは別に料金を徴収でき、認可保育所においても多様な保育の実施が可能であることを地方自治体に周知する。



「規制改革推進に関する第2次答申」を踏まえた具体的な留意事項等について

2 保育所保育指針に基づく付加的な保育について

保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）第2の3の（3）において、保育の実施に関わる配慮事項として「特に必要な場合には、各領域に示すねらいの趣旨に基づいて、具体的な内容を工夫し、それを加えても差し支えないが、その場合には、それが第1章の1に示す保育所保育に関する基本原則を逸脱しないよう慎重に配慮する必要があること」とされている。

また、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「運営基準」という。）に基づき、保育所等は、保育の提供に当たって、当該保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価等について、事前にその用途、額及び理由を明示した上で保護者に対して説明を行い、その同意を得られた場合は、当該保護者から保育料とは別に当該対価等に係る額の支払を受けることができることとされている。

したがって、保育所保育指針が示す基本原則を逸脱しない範囲での付加的な保育について、保護者に対して説明し、その同意を得られれば、別途保護者の負担を求めた上で保育所等において実施することは可能であること。

「規制改革推進に関する第2次答申」

④保育の受け皿拡大を支える保育人材の確保

a 厚生労働省は、「保育所における短時間勤務の保育士の導入について」（平成10年2月18日厚生省児童家庭局長通知）を通知しているが、改めて当該通知に基づく短時間保育士の活用を地方自治体に周知する。

c 厚生労働省は、保育士の就職相談や、就職あっせんなどの再就職支援、保育所の人材確保を支援する保育士・保育所支援センターの活用が進むよう、地方自治体に周知する。



「規制改革推進に関する第2次答申」を踏まえた具体的な留意事項等について

3 保育人材の確保のための方策について

保育人材の確保については、《中略》以下のような方策も考えられることから、これを踏まえた取組に努めること。

- (1) 平成25年5月に実施された保育士としての就職を希望しない求職者に対する調査において、「就業時間が希望と合わない」「雇用形態（正社員・パートなど）が希望と合わない」との回答が一定数みられた。こうした保育士のニーズを満たすためには、多様な働き方を進めることが重要であり、「保育所における短時間勤務の保育士の導入について」《中略》に基づく短時間勤務保育士の活用に努めること。
- (2) 保育士・保育所支援センターを設置している都道府県等において、待機児童の解消に一定の効果을あげていることから、保育士・保育所支援センターを設置していない都道府県等においては、保育士・保育所支援センターを設置・活用することにより、新たな保育人材の確保や潜在保育士の就職支援等に取り組むこと。

※内閣府ホームページ「子ども・子育て支援新制度 事務連絡」

内閣府トップページ > 内閣府の政策 > 子ども・子育て本部 > 子ども・子育て支援新制度 > 自治体向け情報 > 事務連絡

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/office/index.html#jimurenaku>

事 務 連 絡
平成 29 年 12 月 18 日

各都道府県子ども・子育て支援新制度担当部局
各都道府県私立学校主管部（局）
各都道府県民生主管部（局）
各都道府県教育委員会
指定都市・中核市子ども・子育て支援新制度担当部局
各指定都市・中核市民生主管部（局） 御中

内閣府子ども・子育て本部参事官付
文部科学省初等中等教育局幼児教育課
厚生労働省子ども家庭局保育課

「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議」からの
注意喚起について

日頃より、子ども・子育て支援施策の推進、子ども・子育て支援新制度の施行
にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

教育・保育施設等における重大事故の再発防止策については、平成 28 年 4 月
に、内閣府・文部科学省・厚生労働省により「教育・保育施設等における重大事
故防止策を考える有識者会議」（以下、「有識者会議」という。）を設置し、死
亡事故等の重大事故の検証を行った自治体からヒアリングを行い、再発防止策等
を議論しているところです。

有識者会議では、事故防止及び検証の実施に当たって速やかに注意喚起すべき
事項については随時現場へ発信することとしており、今般、第 3 回及び第 4 回
の会議の議論を踏まえて、注意喚起（別添 1）が行われました。

つきましては、この注意喚起事項について、関係機関、市区町村及び各施設・
事業者に対し周知をお願いいたします。また、ミニポスター（別添 2）も作成し
ましたので、こちらも参考に午睡中の対応等について、周知いただきますようお
願いいたします。

【本件連絡先】

内閣府子ども・子育て本部
TEL : 03-6257-1466（直通）
文部科学省初等中等教育局幼児教育課
TEL : 03-6734-3136（直通）
厚生労働省子ども家庭局保育課
TEL : 03-5253-1111（内線 4838）

注意喚起事項

有識者会議では、事故防止及び検証の実施に当たって速やかに注意喚起すべき事項については、随時現場へ発信することとしている。第3回及び第4回の会議において、国へ検証報告書の提出のあった5つの自治体のヒアリングを踏まえ議論を行ったところであるが、これまでの議論を踏まえて、当会議として注意喚起すべき事項を次のとおりまとめたので、保育従事者及び自治体におかれては留意願いたい。

なお、当会議では今後さらに議論を継続していくとともに、新たな検証報告のヒアリングも行っていくこととしており、必要に応じて随時注意喚起を発信していくこととする。

1. 事故の発生防止等の取組みについて

○睡眠中の事故防止の注意事項について

睡眠中の事故防止の注意事項として、1歳以上であっても子どもの発達状況により、仰向けに寝かせること。また、預け始めの子どもについては特に注意し、きめ細かな見守りが重要であること。

(説明等)

今回、検証報告のヒアリングを行った5件のうち死亡事例は4件であったが、そのうち睡眠中が3件(うつぶせ寝2件、体位不明1件)、うつぶせの状態が1件であった。年齢については、3か月児1名(死因不明)、7か月児1名(SIDS疑い)、1歳2か月児2名(死因不明及び窒息)で、1歳以上であっても睡眠中の事故は発生している。また、預けられた初日に死亡した事例が2件、9日目が1件、19日目が1件であった。預け始めの時期は事故が多く、エビデンスは明らかではないものの、検証報告ではリスクが高いと指摘されており、子どものストレスが高く保育士の子どもに対する発達状況の把握が必ずしも十分ではない期間であると考えられる。

以上のことから、睡眠中の事故防止の注意事項として①1歳以上であっても、寝返りができないなど子どもの発達状況により、仰向けに寝かせることが重要であること ②預け始めの子どもについては、特にきめ細かな注意深い見守りが重要であることを周知徹底する必要がある。

なお、睡眠中の死亡事故は特に多いので、自治体による指導・監査時等により窒息等の事故防止

の取組みについて確認を行い、必要に応じて指導することも重要である。

○子どもの安全を最優先とする意識の徹底と事故防止のガイドライン等※（以下、「ガイドライン」という）の更なる周知徹底について

毎年同様の死亡事故（特に睡眠中）が発生していることに鑑み、子どもの安全を最優先とする意識の徹底がされていないことや事故防止及び事故発生時のガイドラインの内容が必ずしも現場の職員まで行き渡っていないことが考えられるので、これらのことが現場の職員まで行き渡り、よく認識されるように、国、自治体、施設・事業者は更なる周知徹底を図る必要がある。また、保育士等の養成課程段階からこれらの内容を周知することも重要である。

（説明等）

今回の検証報告の事故の内容は、睡眠中の体位がうつぶせ寝であったり、担当者が明確ではなく睡眠中の子どもを1人にさせたり、プールの監視に専念していなかったりしていたため発生した事故であった。このように過去に発生した事故と同様の事故が引き続き発生している現状を見ると、一部の施設において、子どもの安全を最優先とする意識の徹底が不十分であったり、ガイドラインが必ずしも現場の職員まで行き渡っていない、或いは行き渡っていても各職員が内容をよく認識していないと考えられる。したがって、国、自治体及び施設・事業者はガイドラインの内容についてあらゆる機会を通じて周知徹底を行うとともに、多忙な現場を考慮して要点を絞った情報発信をするなどの工夫をしていく必要がある。また、保育士等の養成段階からこれらの内容を周知することも重要である。

※「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて」平成28年3月31日付内閣府子ども・子育て本部参事官、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知

○事故発生状況の記録の重要性の周知徹底について

事故発生状況の記録はその日のうちにできる限り早く事実を記録することが、検証及び再発防止のために重要であり、改めて周知徹底する必要がある。また、事故が発生しやす

い場面（睡眠中、水遊び、食事中等）には、ビデオ等の記録機器の活用も有効な手段だと考えられる。

（説明等）

死亡事故等の発生時の対応として、ガイドラインにも記載してあるとおり、施設・事業者及び施設職員は事故後その日のうちにできる限り早く事故の発生状況を記録することが、その後の検証を行う場合の事実確認及び再発防止のために重要であるが、実際は警察の聴取や関係書類が押収され事実関係の確認が困難であった例が見受けられた。時間が経てば経つほど記憶が曖昧になったり、他の人の意見等に影響されたりすることも考えられるので、事故の発生状況の記録はその日のうちにできる限り早く行うことが重要である。また、これもガイドラインに記載されているが、事故が発生しやすい場面（睡眠中、水遊び、食事中等）においては、ビデオ等の記録機器の活用も有効だと考えられる。

2. 検証について

○検証を実施する場合の留意点について

- 1) 検証を行う趣旨の周知徹底を行うこと。
- 2) 事実関係や死因が明らかにならない場合もあり、「事実関係の確認」にとらわれすぎないように、集められた情報の中で再発防止策をまとめること。
- 3) 再発防止策は、なるべく現場に有効で実行性のあるものとする。
- 4) 検証委員会を設置運営する自治体担当部局への支援を行うこと。

（説明等）

1) 検証を行う趣旨の周知徹底を行うこと

検証を行う趣旨は、当有識者会議の前身の検討会の提言を受けて、国の通知により、

- ・死亡事故等の重大事故については、事故の発生前、発生時、発生後の一連のプロセスにおいて、子どもや周囲の状況、時系列の対応などを検証し、再発防止に役立てることは極めて重要な取組であること。
- ・死亡した又は重大な事故に遭った子どもやその保護者の視点に立って、発生原因の分析等を

行うことにより、必要な再発防止策を検討するために行うこと。

- ・関係者の処罰を目的とするものではないこと。
- ・死亡事故の検証は、事例ごとに行うこととしており、SIDS や死因不明とされた事例も対象としていること。
- ・検証の実施主体は、法に基づく認可権限、確認権限等を踏まえ、各自治体において実施すること。

と明記されている。

以上の趣旨を踏まえれば、仮に死因が疾病とされている場合でも、例えば、子どもの健康状態は把握していたのか、発生時の応急措置、119 番通報等の対応はどうだったかなどの検証を行うことは今後の再発防止のために非常に重要である。

また、事故の様態によっては、「保育プロセスに特に問題はなく、避けることが困難な事故であった」というような検証結果も考えられるが、このような場合でも、その検証結果がご家族や施設職員などの関係者が心を立て直す一助となることも考えられる。さらに、中にはご家族が、事故直後は検証等に思いが至らなかったものの、時間の経過の中で心情が変化して「事実を知りたい」と考えるようになり、数年後に検証の要望等に至る場合もあるだろう。このような場合、記憶の変質や証人の異動など検証等に支障をきたすことも考えられるので、関係者の記憶が鮮明な段階で検証を行っておくことの意義は大きい。

2) 事実関係や死因が明らかにならない場合もあり、「事実関係の確認」にとらわれすぎないように、集められた情報の中で再発防止策をまとめること

事実関係や死因を全て明らかにしたうえで、検証を進めていくことが理想ではあるが、現実的には、関係機関等から情報が入手できなかったり、関係者の証言が得られない、或いは証言が異なったりして、事実関係や死因を明らかにできない場合がある。検証委員会は事実に基づき人を処罰することを目的としていない。また、「事実関係の確認」を全て行うのが極めて難しいことは、これまでの検証事例から明らかであり、この点にとらわれ過ぎると検証を進めることができなくなってしまった。したがって、検証委員会は、集められた情報を整理し、その中に異なる情報や真偽が判然としない情報がある場合は、両論併記をするなど、集められた情報の中で一連の保育のプロセスを検証し、考えられる再発防止策をまとめていくべきである。なお、死因の究明については、現在、厚生労働科学研究で子どもの死亡事例の検証（いわゆるチャイルド・デス・レビュー）について研究が進められており、これらも注視し制度化される場合には連携を図る必要がある。

3) 再発防止策はなるべく現場に有効で実行性のあるものとする

死亡事故等の検証を行い、再発防止策を議論していく過程において、当該事故に直接の因果関係のない制度的な議論がされることがあり、これを妨げるものではないが、再発防止策をまとめるにあたっては、当該事故の主な要因から焦点がぶれないように、現場へのメッセージが正しく伝わるように注意をし、なるべく現場にフォーカスした有効で実行性のある再発防止策を提言すべきである。また、そのためには検証委員会に現場の職員あるいは現場経験の豊富な者を入れることが望ましい。

4) 検証委員会を設置・運営する自治体担当部局等への支援を行うこと

死亡事故等の重大事故の検証は前述のとおり自治体の権限等に基づき実施されているところであるが、検証委員会を設置・運営する自治体の担当部局のほとんどは初めての経験であり、その負担は相当重いものであると考えられる。したがって、検証委員会の設置・運営については、担当する部局課のみならず自治体全体として取組むべきと考える。また、市町村が検証を実施する場合は、都道府県が支援することとなっており、国の通知（「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」（平成28年3月31日内閣府子ども・子育て本部参事官、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、同職業家庭両立課長、家庭福祉課長、保育課長連名通知））にもあるとおり、都道府県において、検証組織の委員候補者として適当な有識者をリストアップしておき、紹介する等の支援を行っていくとともに、国においても、既に検証を実施した自治体のノウハウを把握し、これから実施する自治体へ情報共有する等の支援を行うことが必要である。

検証報告書の概要

【被害児童の概要】 3カ月の男児が、預けた初日にうつぶせで心肺停止状態で発見。その後死亡。（死因不明）

【明らかとなった問題点や課題】

- ・ 保育の質が十分に確保されているとは言えない状況もあった。
- ・ 認可外保育施設のため、国・自治体からの補助を受けずに運営しており、十分な環境整備を図ることが難しいということがあった。
- ・ 保育の質を高めるための運営費補助、認可外保育施設の保育士等に対する研修の充実が必要。

【問題点や課題に対する提言】

（再発防止策）

- ・ 児童の健康状況並びに発育及び発達状況の把握
- ・ 環境構成への配慮及び安全管理の徹底
- ・ 緊急事態に備えマニュアル等を作成し、定期的な訓練を実施
- （市が施設・事業者向けに講じること）（行政向け（制度的な対応を含む）～認可外保育施設制度について）
- ・ 保育施設事故防止マニュアルの作成
- ・ 保育士配置基準の見直し
- ・ 保育士・保育従事者研修の充実
- ・ 認可外保育施設の運営体制強化支援策の創設
- ・ 緊急連絡体制の整備
- ・ 認可外保育施設の指導監督基準の具体化
- ・ 乳幼児用呼吸モニターの設置支援

【被害児童の概要】 1歳2か月の男児が、通園19日目の午睡時（うつぶせ寝）に顔の布団に接した箇所が赤むらさきになっている事に気付く。その後死亡。（死因不明）

【明らかとなった問題点や課題】

- ・法人本部による園のサポート体制や職員の専門性の向上を支える体制が不十分である中、
- 1) 経験の少ない職員構成
- 2) 園職員だけの閉じられた中で工夫して対応せざるを得なかった状況であったこと
- 3) 職員が特に担当を決めずに全園児にかかわるという体制
- 4) 低年齢児に対しては午睡対応も含めて丁寧さに丁寧さを重ねて保育をしなければならぬという共通認識やリスクの意識の薄さ
- 5) 入所後間もない児童を集団から外して別室に寝かせる対応を園の方針とし、別室にいる児童の様子を把握する体制がなかったこと
- 6) S I D S や窒息のリスクに関する知識、応急処置に関する知識・経験不足 などの問題点や課題が見られた。

【問題点や課題に対する提言】

(施設・事業者向け)

- ・委託元企業と委託先保育事業者の連携を密にし、保育の知識を深める。
- ・重大事故が発生した場合は、事業者自身のみでなく第三者による検証を行うなど、徹底した再発防止策を検討する。(行政向け（制度的な対応を含む）)
- ・低年齢児及び入所後まもない1歳児に対する、特定の保育従事職員による丁寧な保育の重要性を周知徹底すること。
- ・新入園児の慣れ保育について、専門的な調査を実施してガイドラインを示し、新保育所保育指針に位置付けること。
- ・低年齢児に対する保育の重要性が増すことを踏まえ、集団規模を工夫する等の留意事項のガイドラインを示すこと。
- ・午睡中（うつぶせ寝）の留意事項を具体的に示し、全保育所に周知徹底すること。
- ・地域の消防署などと連携して救命救急訓練が実施できるよう支援し、巡回指導により指導すること。
- ・事業所内保育施設の委託元企業向け研修を実施するなど、委託先の保育事業者と連携を図れるよう支援すること。
- ・現行の仕組みの中においても認可外保育施設に対し、保育の実施主体の市区町村が都と連携し、積極的に関与できるようにすること。
- ・保育士養成施設は、低年齢児に対する保育内容、うつぶせ寝リスク、救命救急などの授業内容を充実させること。
- ・現在、国が進めている幼児教育の推進体制の構築の中に認可外保育施設を含めるなど配慮すること。

【被害児童の概要】 5歳の女児が、プール活動中につつ伏せて浮いている状態で発見（溺水）。意識不明のちに回復。

【明らかとなった問題点や課題】

(1) 危機管理体制及び安全対策について

- ・ 事故発生時の職員配置及び監視体制が、園児に対し十分に監視の目が行き届いていなかった。
- ・ 「自由遊び」の危険性について、きめ細かな健康状態の確認が行われていなかった。

- ・ 園児の健康管理について、きめ細かな健康状態の確認は行われていなかった。

(2) 通常時における運営体制・安全管理体制について

- ・ 指導及び監視の役割分担、事故発生時の対応方法が明確にされていないかった。
- ・ 運営及び安全管理に関する職員間の共通認識・共通理解が不足していた。

以上の点が確認された後、具体的な取り組みがなされおらず、継続的な支援が十分とは言えない状況であることが分かった。

【問題点や課題に対する提言】

(施設・事業者向け)

- ・ 事故防止及びマニュアル等を策定し職員全員に周知し、かつ、必要に応じて保護者とも共有を行う。
- ・ 指導する者と監視する者の役割分担を明確にし、配置する。
- ・ 監視を行う際のリスクや注意すべきポイントについて、事前教育を行うとともに、各種研修・訓練等を計画的に実施する。
- ・ 職員間の認識の共有及び情報交換を行う職場環境を整備する。
- ・ 園児の健康管理の徹底及び一人一人の発育・発達の段階等を配慮した指導ができる体制を整備する。
- ・ 園児の特性とリスクを再確認したうえで、緊急時の通信手段の確保等、安全管理を徹底する。
- ・ 保護者と園の双方の危機管理・安全管理に対する協力体制の整備に取り組む。
(行政向け（制度的な対応を含む）)
- ・ 実績が少ない新規の教育・保育施設等の設置者に対して、事故のリスク等について、十分に周知を行う。
- ・ 事故防止の観点からの指導監査の強化に努める。
- ・ 事故防止及び事故発生時の対応のための体制整備について支援するとともに、県及び市が連携し、必要な体制を整備する。

【被害児童の概要】 7か月の男児が、午睡時に異変に気付く。その後死亡。(SIDSの疑い)

【明らかとなった問題点や課題】

園内の規定どおり、0歳児への5分に1回のブレスチェックがしっかり行われておらず、睡眠時のうつぶせ寝の状態確認やブレスチェックの重要性について、啓発や周知を再度行う必要がある。

(1) 施設整備のハード面

- ・ 本来は睡眠用でない、ベビーサークルをベビーベッドとして使用していた。
- ・ 室内の照明が薄暗く、子どもの表情を確認しにくい状況であった。

(2) 職員等のソフト面

- ・ ブレスチェックについて、施設長間で共有されていたものの、各施設の職員間で共有されていなかった。

(3) 施設内での業務管理体制面

- ・ 子どもの体調などのチェックが不十分。・ かかりつけ医や投薬の状況、食事に関することなど、預かり表でのチェック項目が不足。・ 利用者が予定より多い時の職員体制の構築が脆弱。・ 一部の職員に過重な労働があったと推定。・ 事故発生時の対応マニュアルは整備されていたが、活用されていなかった。・ 市への報告が施設側から行われていなかった。

【問題点や課題に対する提言】

(施設・事業者向け)

- ・ 睡眠時のベビーサークルの使用を禁止する。・ 子どもの表情を見ながら口元に手を当てて呼吸を確認する。
- ・ 職員間で定期的な情報共有を図る。・ ブレスチェックの際は、2人体制または複数人の確認に努める。
- ・ 緊急時に備え、救急蘇生法等の講習を受講するように努める。・ 健康状態など、子どもの状態が詳しく分かるよう確認を行う。・ 急きょ利用する子どもが増えた場合を想定し、当番制などであらかじめ職員を確保しておく。
- ・ 国のガイドラインに準じた園独自のマニュアルを策定し、職員間で情報を共有し、各保育室等の目につきやすい場所に配置しておく。

(行政向け (制度的な対応を含む))

- ・ 事前予告なしに巡回指導を行ったり、指導監査・監督及び立ち入り検査で、事故防止に関する内容を重点的に確認する。
- ・ 事故防止に関する研修会等の実施により、保育の質の向上及び再発防止策について共通認識を高めよう。

【被害児童の概要】1歳2か月の男児が、預けた初日の午睡時（うつぶせ寝）に唇にチアノーゼを認知。その後死亡。（窒息の疑い）

【明らかとなった問題点や課題】


- (1) ・ 一次救命処置の対応力が欠如 ・ 事故対応マニュアルの未整備
 - (2) ・ 睡眠時観察が不十分 ・ 記録様式が不十分
 - (3) ・ 入園初期の事故発生の危険性について理解が不十分 ・ 入園までの事前情報の共有が不十分
 - (4) ・ 認可外保育施設と認可保育施設の区分が曖昧 ・ 保育事故の教訓も含む啓発情報が不足
 - ・ 必要な時に必要な情報が簡易に入手できるための環境整備が未整備
 - (5) ・ 現状の指導監査体制が不十分 ・ 教訓等を活用可能な形で取りまとめる体制が不足
- などの問題点や課題が見られた。

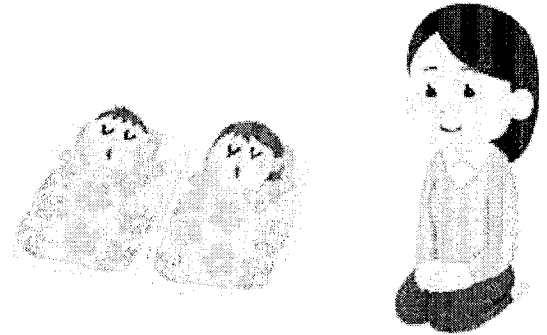
【問題点や課題に対する提言】

(施設・事業者向け)

- ・ 普通救命講習への積極的な参加。
- (行政向け (制度的な対応を含む))
- ・ 市は、「事故対応マニュアル作成の手引き」を作成し、各施設で更新・作成し、事故対応訓練を定期的に行うよう指導する。
- ・ 国において、AED設置推奨施設の具体例に保育施設を新たに位置づける。
- ・ 0歳児及び1歳児のうつぶせ寝禁止の再周知。
- ・ 睡眠時観察の際の記録様式自体に、うつぶせ寝をさせないといった注意喚起を記載するなど、最低限の確認ができていないとされる。
- ・ 入園初期の事故発生の危険性についての周知及び「慣らし保育」の啓発。
- ・ 入園初期の情報を効果的に収集する仕組みづくり。
- ・ 認可と認可外の施設では、指導する基準が異なっていることや、それぞれの特徴を保護者が理解し、正しく区分できるように情報提供内容を見直す。
- ・ 巡回指導員の増員及び立入調査等の実施や保育内容の充実及び事故対応の中心となる専任職員の配置といった指導監査体制の更なる充実。

睡眠中の死亡事故を防ぐために…

 **仰向け***に

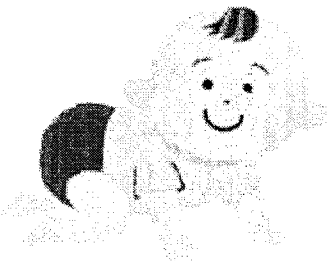


寝かせることが重要です！

 **何よりも 1 人にしないこと！**

(* 医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外)

- ★ 0 歳児だけでなく、
1 歳以上児も発達の状況にあわせて
仰向けに寝かせてください
- ★ 預け始めの時期は
特にきめ細かな注意深い見守りが
重要です



寝かせ方に配慮を行うこと、安全な睡眠環境を整えることは、窒息や誤飲、けがなどの事故を未然に防ぐことにつながります。具体的には…

- ★ やわらかい布団やぬいぐるみ等を使用しない。
- ★ ヒモ、またはヒモ状のもの（例：よだれかけのヒモ、ふとんカバーの内側のヒモ、ベッドまわりのコード等）を置かない。
- ★ 口の中に異物がないか確認する。
- ★ ミルクや食べたもの等の嘔吐物がないか確認する。
- ★ 子どもの数、職員の数に合わせ、定期的に子どもの呼吸・体位、睡眠状態等を点検すること 等
により、呼吸停止等の異常が発生した場合の早期発見、重大事故の予防のための工夫をする。

「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」より抜粋

* 他にも、窒息のリスクに気付いた場合には、留意点として記録し、共有しましょう。



事 務 連 絡
平成 29 年 12 月 21 日

都道府県
各 指定都市 保育担当課 御中
中 核 市

厚生労働省子ども家庭局保育課

「規制改革推進に関する第 2 次答申」を踏まえた具体的な留意事項等について

保育施策の推進については、日頃より格別の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、「規制改革推進に関する第 2 次答申」（平成 29 年 11 月 29 日規制改革推進会議。別紙 1 参照）が取りまとめられたことを踏まえ、具体的な留意事項等を下記のとおりお示します。内容を十分御了知の上、貴管内の市区町村への周知を行うとともに、本内容の趣旨を踏まえて対応いただきますようお願いいたします。

記

1 保育提供区域内に居住する子どもに係る優先利用について

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条第 3 項及び附則第 73 条第 1 項に規定する利用調整を行うに当たっては、保育所等の利用に係る優先度を踏まえるため、「子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」（平成 26 年 9 月 10 日付け府政共生第 859 号・26 文科初第 651 号・雇児発 0910 第 2 号内閣府・文部科学省・厚生労働省通知。以下「留意事項通知」という。）第 2 の 7 で示している「優先利用に関する基本的考え方」等を踏まえ、独自に点数付けを行うなどの取扱いを行っている事例が多く見られるところである。

その際、地域における地理的な要因や通常交通手段の違い、通勤経路等を踏まえて、保護者がその居住する地域の近隣の保育所等に通うことが可能となるよう、各市区町村が定める保育提供区域内に居住する子どもについて、当該区域内の保育所等への入所の可能性が大きく高まるような点数付けを行うことも考えられること。

また、「大規模マンションにおける保育施設の設置促進について」（平成 29 年 10 月 18 日子保発 1018 第 1 号・国都計第 75 号・国住街 第 115 号厚生労働省・国土交通省通知。別紙 2 参照。）を踏まえて対応をお願いしているところであるが、保育提供区域内に居住

する子どもの入所を優先することは大規模マンションでの保育所等の設置促進にも資することから、大規模マンションでの保育所等設置に取り組む市区町村をはじめ、各市区町村においては、このような点数付けの実施について検討すること。

2 保育所保育指針に基づく付加的な保育について

保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）第2の3の（3）において、保育の実施に関わる配慮事項として「特に必要な場合には、各領域に示すねらいの趣旨に基づいて、具体的な内容を工夫し、それを加えても差し支えないが、その場合には、それが第1章の1に示す保育所保育に関する基本原則を逸脱しないよう慎重に配慮する必要があること」とされている。

また、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「運営基準」という。）に基づき、保育所等は、保育の提供に当たって、当該保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価等について、事前にその用途、額及び理由を明示した上で保護者に対して説明を行い、その同意を得られた場合は、当該保護者から保育料とは別に当該対価等に係る額の支払を受けることができることとされている。

したがって、保育所保育指針が示す基本原則を逸脱しない範囲での付加的な保育について、保護者に対して説明し、その同意を得られれば、別途保護者の負担を求めた上で保育所等において実施することは可能であること。

3 保育人材の確保のための方策について

保育人材の確保については、これまでもその確保・育成や業務負担軽減・就業継続等のための方策をお示しし、対応をお願いしているところであるが、以下のような方策も考えられることから、これを踏まえた取組に努めること。

（1）平成25年5月に実施された保育士としての就職を希望しない求職者に対する調査において、「就業時間が希望と合わない」「雇用形態（正社員・パートなど）が希望と合わない」との回答が一定数みられた。こうした保育士のニーズを満たすためには、多様な働き方を進めることが重要であり、「保育所における短時間勤務の保育士の導入について」（平成10年2月18日厚生省児童家庭局長通知。別紙3参照。）に基づく短時間勤務保育士の活用に努めること。

（2）保育士・保育所支援センターを設置している都道府県等において、待機児童の解消に一定の効果をあげていることから、保育士・保育所支援センターを設置していない都道府県等においては、保育士・保育所支援センターを設置・活用することにより、新たな保育人材の確保や潜在保育士の就職支援等に取り組むこと。

(別紙1)規制改革推進に関する第2次答申(平成29年11月29日規制改革推進会議)(抄)

II 各分野における規制改革の推進

1. 待機児童解消

(2) 具体的な規制改革項目

③ 地方自治体の待機児童解消に向けた取組を促す制度改革

ウ 多様な保育所の参入促進

a (略)

b 厚生労働省は、市区町村が保育所申込者の利用調整をする際に「保育提供区域内に居住する保育申込者の入所を優先する」等の利用調整項目を設けることで、大規模マンション内の保育所設営に対する居住者の理解を促し得ることを、地方自治体に通知する。

c 厚生労働省は、保育所保育指針に基づく付加サービスについて、保護者の同意を得られれば、保育料とは別に料金を徴収でき、認可保育所においても多様な保育の実施が可能であることを地方自治体に周知する。

d～f (略)

④ 保育の受け皿拡大を支える保育人材の確保

a 厚生労働省は、「保育所における短時間勤務の保育士の導入について」(平成10年2月18日厚生省児童家庭局長通知)を通知しているが、改めて当該通知に基づく短時間保育士の活用を地方自治体に周知する。

b (略)

c 厚生労働省は、保育士の就職相談や、就職あっせんなどの再就職支援、保育所の人材確保を支援する保育士・保育所支援センターの活用が進むよう、地方自治体に周知する。

d・e (略)

(別紙2)「大規模マンションにおける保育施設の設置促進について」(平成29年10月18日子保発1018第1号・国都計第75号・国住街第115号厚生労働省・国土交通省通知)(抄)

- (1) 容積率緩和の特例措置を活用しようとする大規模マンションの建設時には、特に保育施設に対する局所的な需要増が生じる可能性があることから、周辺地区の状況を含めた保育施設の必要性の有無、必要な規模等について検討し、建設に関する都市計画の立案時点や、総合設計制度等の許可申請時点から、都市計画部局、建築部局及び保育部局で連携し、情報共有に努めること。
- (2) 検討の結果、需要増により新たな保育施設の確保が必要と見込まれる場合には、必要に応じて、保育施設の設置を都市計画の内容や総合設計制度の許可条件として反映し、その適用が図られるように検討すること。
- (3) 当該大規模マンションの開発を行う事業者に対し、児童福祉政策の観点から保育施設の確保の必要性を示し、保育施設の設置を要請するとともに、必要に応じて、モデル事例について情報提供すること。
- (4) 保育施設に係る容積率緩和の特例措置の適用に当たっては、当該施設の性質上、その需要が入居者及び周辺住民の年代構成に左右されることに鑑み、将来、保育施設の需要が減少した場合に許容されうる用途変更の範囲について、あらかじめ示しておくことが考えられること。

(別紙3)「保育所における短時間勤務の保育士の導入について」(平成10年2月18日厚生省児童家庭局長通知)(抄)

1 最低基準における定数上の保育士の取扱い

保育の基本は乳幼児が健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境の中で、健全な心身の発達を図ることであり、また、保育所の利用が一般化する中で従来にもまして保育士の関わりは重要であるばかりでなく、保護者との連携を十分に図るためにも、今後とも最低基準上の保育士定数は、子どもを長時間にわたって保育できる常勤の保育士をもって確保することが原則であり、望ましいこと。しかしながら、保育所本来の事業の円滑な運営を阻害せず、保育時間や保育児童数の変化に柔軟に対応すること等により、入所児童の処遇水準の確保が図られる場合で、次の条件の全てを満たす場合には、最低基準上の定数の一部に短時間勤務(1日6時間未満又は月20日未満勤務)の保育士を充てても差し支えないものであること。なお、この適用に当たっては、組やグループ編成を適切に行うとともにこれを明確にしておくこと。

- (1) 常勤の保育士が各組や各グループに1名以上(乳児を含む各組や各グループであって当該組・グループに係る最低基準上の保育士定数が2名以上の場合は、1名以上ではなく2名以上)配置されていること。
- (2) 常勤の保育士に代えて短時間勤務の保育士を充てる場合の勤務時間数が、常勤の保育士を充てる場合の勤務時間数を上回ること。

2 留意すべき事項

- (1) 職員会議等を通じて職員間の連携を十分図るとともに、保育士の職務の重要性及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第48条の2第2項に基づく保育士の資質向上に係る努力義務等にかんがみ、勤務形態の如何を問わず各種研修への参加機会の確保等に努める必要があること。
- (2) 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号)や雇用保険法(昭和49年法律第116号)等の労働関係法規を遵守し、不安定な雇用形態や低処遇の保育士が生ずることのないよう留意すること。このため、短時間勤務の保育士を導入する保育所にあっても導入しない保育所と同様の保育単価とする取扱いとしている。
- (3) 児童福祉法第48条の2第1項に基づき、保育士の勤務形態の状況等について情報提供に努めるべきであること。